

令和6年度実績評価書

(評価対象期間: 令和6年4月～令和7年6月)

令和7年8月
金融庁

目 次

I 実績評価の実施に当たって

1. 金融庁における政策評価の取組み 4
2. 実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容） 4
3. 政策評価に関する有識者会議委員による意見 6

II 各施策の評価結果

基本政策	施策	施策目標	ページ
I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保	8
	2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実	24
	3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）	金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること	29
II 利用者の保護と利用者利便の向上	1 利用者の利便の向上に合う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること	40
	2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	金融サービスの利用者の保護が図られること	48
III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること	62
	2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること	79
	3 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資すること	91

(横断的施策)

施策	施策目標	ページ
1 デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応	デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応を実施することにより、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大）を図ること	99
2 サステナブルファイナンスの推進	サステナブルファイナンスの推進を通じ、G×を含む経済・社会の変革・成長を金融面から支援する取組を幅広く支援するとともに、関係省庁・地方公共団体・民間事業者と連携し、我が国の様々な取組・貢献について、国際的に積極的な発信を行う	108
3 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応	大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立を図るとともに、近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナによる影響を受けた事業者等の生活や事業の再建に資すること 金融機関のサイバーセキュリティ及びオペレーショナル・レジリエンス確保に向けた取組を推進すること	116
4 その他の横断的施策	基本政策に横断的に関係する施策（「横断的施策－1」、「横断的施策－2」及び「横断的な施策－3」に該当するものを除く）の実施により、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大）を図ること	126

(金融庁の行政運営・組織の改革)

施策	施策目標	ページ
1 金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化	金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を通じた金融行政の質の向上	131
2 検査・監督の質の向上	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと	139
3 質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革	①職員の能力・資質の向上、②職員の主体性・自主性の重視、③誰もが働きやすく良い仕事ができる環境の整備を図り、金融行政を担う組織としての力を高めること	145

(巻末参考) 金融庁における政策評価への取組み

I 実績評価の実施に当たって

1. 金融庁における政策評価の取組み

金融庁においては、平成 14 年 4 月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

- ① 国民に対する金融行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること
- ② 国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること
- ③ 国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること

を目指しています。

また、政策評価に関する基本計画や実施計画などを策定の上、政策評価に鋭意取り組んでおり（巻末参考）、実績評価については、平成 13 年度以降、毎年度、実績評価書を作成・公表してきています。今回は、これに引き続き、令和 6 年度（令和 6 年 4 月～令和 7 年 6 月※）を対象とする実績評価を実施し、本評価書を公表するものです。

※金融行政方針に合わせ、令和 7 年度の評価期間を令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までとするため、令和 6 年度は例年の評価期間より 3 か月延長しています。

なお、こうした金融庁の政策評価の取組み状況については、インターネット等により公表しています。（<http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html>）

2. 実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）

実績評価書については、使いやすく分かりやすいものとしていくことに加えて、国民に対する説明責任を徹底するため、各行政機関間の統一性及び一覽性の確保を図ることから、金融庁においても、統一的な標準様式により、評価対象となる施策ごとに評価書を作成しました。

令和 6 年度における実績評価の実施に当たっては、これまでと同様、法において示されている施策や業務の必要性、効率性、有効性等の観点（注）から評価を行いました。

（注）「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）

- 必要性の観点…施策効果からみて、対象とする施策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該施策を行政が担う必要があるか。
- 効率性の観点…施策効果と当該施策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。
- 有効性の観点…得ようとする施策効果と当該施策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる施策効果との関係が明らかか。

なお、金融庁が実施する政策評価に関する基本計画は、

- I. 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮
- II. 利用者の保護と利用者利便の向上
- III. 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上

を「基本政策」として位置付け、「基本政策」を実現するための中期的な「施策」を定めています。

令和 6 年度金融庁政策評価実施計画においては、当該計画に基づいて策定されており、各施策において達成すべき目標については、施策ごとに可能な限りアウトカム（行政活動の結果として国民生活や社会経済にもたらされた成果）の視点から評価できるように「達成目標」を設定し、この達成目標を実現するための取組みを「主な事務事業」として掲げることとしています。

また、実績評価の記載に当たっては、施策目標ごとに各施策の評価結果を記載した上で、施策ごとに、その効果等について可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めつつ、以下の項目について説明を行いました。

①施策名

令和6年度金融庁政策評価実施計画に定めた「施策」を記載しました。

②施策の概要

目標を達成するために実施した内容のほか、施策の必要性や趣旨などについて説明しました。

③達成すべき目標

令和6年度金融庁政策評価実施計画に定めた「達成目標」を記載しました。

④目標設定の考え方・根拠

当該施策の目標設定の考え方・根拠（当該施策に関係する主な内閣の重要政策を含む）を説明しました。

⑤測定指標及び参考指標

設定した測定指標及び参考指標について、その進捗状況を説明しました。

⑥評価結果

○目標達成度合いの測定結果

令和6年度の想定基準（状況）に対する目標の単年度における達成度について、5ページの「評価の判断基準」に基づき、S、A、B、C、Dの5段階で評価を行い、その判断根拠について説明を行いました。

○評価の判断基準

S： 目標を超過して達成した場合

A： 目標を達成した場合

B： 相当程度進展があった場合

C： 進展が大きい場合

D： 目標に向かっていない場合

○施策の分析

評価結果の概要として、可能な限り取組みの成果（アウトカム）について分析し、法において示されている3つの観点（必要性、効率性、有効性）から評価するよう努めました。

○今後の課題・次期目標等への反映の方向性

当期の評価を踏まえた、今後の課題、次期の施策及び測定指標を説明しました。

⑦主な事務事業の取組内容・評価

当該施策の達成すべき目標を実現するための取組内容とその評価を説明しました。

⑧施策の予算額・執行額等

当該施策についての予算額及び執行額を説明しました。

⑨学識経験を有する者の知見の活用

各施策の評価に当たり、「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。

⑩政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

評価を行う過程において使用した資料等を記載しました。

⑪担当部局名及び政策評価実施時期

当該施策の担当部局及び評価の実施時期を記載しました。

3. 政策評価に関する有識者会議委員による意見

政策評価に関する有識者会議委員からは、「政策評価に関する有識者会議」(令和7年6月3日)をはじめ、様々な機会に多くのご意見をいただきました。

各施策の実績評価に関するご意見は、実績評価書を作成する上で参考とさせていただきました。

委員のご意見の中には、今後の評価のあり方と合わせ、金融行政のあり方に関わるご意見をいただいております。今後の評価や金融行政に活かされるよう努めてまいります。

政策評価に関する有識者会議 委員

令和7年6月3日現在

内田 貴和 株式会社みずほフィナンシャルグループ社外取締役

江川 雅子 学校法人成蹊学園学園長

岡崎 哲二 明治学院大学経済学部教授

中曾 宏 株式会社大和総研理事長

星 岳雄 東京大学大学院経済学研究科教授

本田 桂子 早稲田大学商学学術院大学院経営管理研究科教授

〔 計 6 名 〕

(敬称略・五十音順)

Ⅱ 各施策の評価結果

令和 6 年度 実績評価書

金融庁令 6(施策 I - 1)

施策名	マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施
施策の概要	国内外の市場・経済動向の変化に伴う金融機関や金融市場参加者の行動変容等を把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析するとともに、その分析結果を基にマクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリング（監督・検査）を実施する。
達成すべき目標	金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保
目標設定の考え方・根拠	企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大のためには、国内外の市場・経済動向の変化に伴う金融機関や金融市場参加者の行動変容等の把握や、個々の金融機関の財務の健全性・業務の適切性確保に向けた深度あるモニタリングの実施等の取組を通じて、金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能が確保されることが必要である。 また、金融機関は、国内外の経済・金融市場をめぐる不確実性や経済社会の構造的な変化を踏まえ、持続可能なビジネスモデルを構築することが重要である。 【根拠】 ・金融庁設置法 ・各業法の目的規定、各種監督指針 ・G20 サミット首脳宣言・行動計画（平成 20 年 11 月 15 日） ・G20 サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言（平成 25 年 9 月 6 日） ・検査・監督基本方針（平成 30 年 6 月 29 日） ・地域銀行有価証券運用モニタリングレポート（令和 5 年 9 月 8 日） ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定） ・経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定） ・2024 年 保険モニタリングレポート（令和 6 年 7 月 3 日） ・令和 6 事務年度証券モニタリング基本方針（令和 6 年 8 月 2 日） ・2024 事務年度金融行政方針（令和 6 年 8 月 30 日） ・金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート（2024）（令和 6 年 9 月 10 日）

測定指標		
指標①	〔主要〕「金融行政方針」に基づくプルーデンスの取組	【達成】
6 年度目標	金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析	

	6 年度実績	・経済、金融市場や金融機関を含む市場参加者の動向等を適時に把握し、こうした動向等を踏まえた金融システムの将来的なリスクや脆弱性に関する調査・分析を行いました。	
指標② [主要]「金融行政方針」に基づく金融モニタリングの実施状況			【達成】
	6 年度目標	「金融行政方針」に基づく金融モニタリングを実施	
	6 年度実績	・「金融行政方針」に基づき、金融システムの安定性確保に向けたモニタリングを実施しました。また、令和 5 事務年度（令和 5 年 7 月～6 年 6 月）に実施した結果を「金融行政方針」において公表しました。	
指標③ [主要]金融機関のリスク管理の高度化に向けた取組			【達成】
	6 年度目標	金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証	
	6 年度実績	・金融機関に対する適時のヒアリングとデータ分析等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証を行い、金融機関との対話や業界団体との意見交換会等において高度化を促しました。	
指標④ [主要]各業態の健全性指標（自己資本比率、不良債権比率等）			【達成】
	基準値	実績	目標値
	5 年度	6 年度	6 年度
	5 年度 各業態の 比率 (別紙参照)	6 年度 各業態の 比率 (別紙参照)	前年度水準を 維持
指標⑤ グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督			【達成】
	6 年度目標	関係当局との情報共有・意見交換も行いつつ、経済・市場・競争環境の変化を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化等に向けたモニタリングを実施	
	6 年度実績	・個々の金融機関のリスク管理態勢等を横断的に実態把握・検証する取組を強化し、信用リスクについて、事業再編資金などニーズの高い分野の融資慣行等について金融機関と対話しました。市場リスクについて、大手銀行グループに加えて、大手生命保険会社等の運用・調達方針についてタイムリーに把握し、金利上昇等の金融市場の変動が各金融機関の財務の健全性や金融システムに与える影響を分析するとともに、市場運用や外貨流動性に係るリスク管理態勢について金融機関と対話しました。 ・上記モニタリングを効果的に実施するため、日本銀行や海外金融当局等の関係当局と情報共有・意見交換を行いました。 ・グループ・グローバルのリスク管理の枠組みの有効性の確認といった金融機関のガバナンス等に係る対話をさらに進めました。	
指標⑥ 国内で活動する金融機関のリスク管理及びリスクテイク戦略の高度化に向けた取組			【達成】

6 年度目標	金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検証を実施
6 年度実績	・大きな市場変動等に際して、迅速な対応が図られるよう、各金融機関の経営方針やリスクテイクの状況を踏まえながら、有価証券運用の状況や各種リスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク等）の管理態勢、一部金融機関で増加が見られるＬＢＯローン、不動産ノンリコースローンを含む不動産業向け融資、大口融資や圏外融資の審査・期中管理態勢等について、モニタリングを実施しました。
指標⑦ 大手証券会社グループに対する適切な監督	
6 年度目標	ヒアリング等を通じ、ガバナンス機能の発揮や経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況についてモニタリングを実施
6 年度実績	・顧客本位の業務運営に向けた取組を深化させ、顧客の真のニーズを捉えるべく不断の取組が行われるよう対話を通じて促しました。 ・不公正取引等の検知・防止のための態勢整備も含め、実効性のあるコンプライアンス態勢や内部管理態勢が構築されているかについてモニタリングを行いました。 ・グローバルな事業展開を行っている大手証券会社に対しては、グループ・グローバルのビジネスモデルや経営戦略、戦略遂行上の課題認識等に関し実地調査を含めモニタリングを行った他、各社のグループ・グローバルのガバナンスやリスク管理態勢等について、海外当局とも連携しつつ、その状況に関しモニタリングを行いました。 ・システム上重要な金融機関における秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けた取組について、フォローアップを行いました。
指標⑧ 大手保険グループに対する適切な監督	
6 年度目標	関係当局との情報共有・意見交換等も行いつつ、規模・特性に応じたグループガバナンスやリスク管理の高度化に向けたモニタリングを実施
6 年度実績	・市場環境の変化や自然災害の頻発・激甚化等を見据え、監督カレッジ等を通じ海外当局とも情報共有・意見交換を行った上、各保険グループの規模やリスク特性に応じたグループガバナンスの状況、各保険会社の資産運用やデジタル化の状況等についてモニタリングを実施しました。

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（目標達成）
	【判断根拠】 金融システムの安定性を維持するため、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析（測定指標①）しました。 また、金融機関の健全性を確保するための重要な取組として、金融行政方針に基づくモニタリングの実施（測定指標②）や、金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を実施（測定指標③）するなど、全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。

施策の分析	【必要性】 金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化するなか、そのリスクの特性や変化をきめ細かく、かつフォワード・ルッキングに把握・分析する必要性は高まっています。また、金融行政方針に基づくモニタリングの実施（測定指標②）等の取組を通じて、金融機関の健全性の確保を図ることは、信用秩序の維持につながるとともに国民経済の健全な発展の基礎となることから、必要不可欠であると考えています。 【効率性】 金融市場の変化等について、日々情報収集を行うと共に、トレンドの変化等について、海外当局者や市場関係者等の見方を調査・分析することを通じて、効率的に金融システムのリスクの把握を行うことができました。また、モニタリング担当部局が緊密に連携し、リスクベースによるモニタリングを実施することで、より効果的・効率的にモニタリングに取り組めたものと考えています。 【有効性】 金融行政方針に基づくマクロプルーデンスの取組（測定指標①）により、集積した情報及び分析結果について、庁内に幅広く情報共有を実施致しました。こうした情報、分析を利用した、金融行政方針に基づくモニタリングの実施（測定指標②）等により、金融機関の抱えるリスクやその管理態勢、財務の健全性等についての実態把握・検証、それに基づく金融機関との対話を行いました。この結果、金融機関のリスク管理の高度化が促され、健全かつ適切な業務運営の確保（測定指標④）に資することができたと考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 実施計画において掲げた測定指標の目標は達成となっていますが、金融行政方針に基づき、引き続き今後の課題に対する取組を実施していく必要があります。 まず、グローバルな経済・金融市場環境は刻一刻と変化し、そこから新たにリスクが生まれることを踏まえ、今後も情報収集・分析の高度化等を通じて、引き続き金融システムの安定性の維持に向けた取組を進めていく必要があります。 また、金融機関の健全性を確保・維持するため、引き続き、業態横断的な対応に加え、業態ごとのビジネスモデルや当該ビジネスモデルに起因する課題に応じたモニタリングなどを行っていく必要があります。なお、主要な業態における課題は以下の通りです。 【大手銀行グループ】 海外業務やグループ連携の強化・拡大等、戦略に応じたリスクの多様化・複雑化を踏まえた対応 【新形態銀行】 各種リスクへの対応状況の継続的なモニタリングや、グル

	ープベースでの事業戦略やガバナンス等の確認 【日本郵政グループ】 リスク管理態勢の強化や顧客本位の業務運営の定着、グループ全体の中長期的な収益基盤の確保等 【地域金融機関】 金融仲介機能の十分な発揮と必要な健全性の確保への対応 【証券会社】 顧客本位の業務運営態勢に向けた取組、コンプライアンス態勢や内部管理態勢の構築等 【保険会社】 適切な経営戦略の策定・推進を支えるリスク管理態勢やガバナンス機能の発揮、持続可能なビジネスモデルの構築 【少額短期保険業者】 財務の健全性及び業務の適切性を確保するための態勢整備等 【施策】 本邦金融機関は全体として十分な自己資本を有しており、金融システムは総体として安定していますが、引き続き、金融システムにおける潜在的なリスクに関するフォワード・ルッキングな調査・分析や金融機関に対する効果的なモニタリングを行い、金融システムの安定性と金融機関の健全性の維持に向けた取組を進める必要があります。 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。
--	--

主な事務事業の取組内容・評価	
① マクロブルーデンスの取組	・グローバルな金融経済情勢等の動向を注視しつつ、国内外の金融政策・金利動向や不動産市況等が金融システムの安定に与える影響について分析を行いました。 ・金融システムの状況について、日本銀行と実務者連絡会等を通じて意見交換を行い、その結果、足元においてカウンター・シクリカル・バッファの水準を0%としました。 ・令和5年に発生した欧米における銀行セクターの混乱を受けてF S B及びB C B Sその他の国際基準設定主体において行われている議論に積極的に貢献しました。
② 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施	・金融機関の経営戦略を確認するとともに、営業基盤、財務基盤、ガバナンスや信用・市場・流動性等の各種リスク管理態勢、内部監査等について金融機関との対話等を通じて確認し、それぞれの状況に応じて経営基盤の強化を促しました。

- ・金融機関における内部監査の高度化に向けた取組等について、現状の進捗や具体的な工夫、各金融機関が抱える課題に関して対話を行った結果を取りまとめて公表しました。また、本結果を踏まえ、金融機関と意見交換等を行い、内部監査の高度化を促しました。さらに、令和7年1月より「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会」を開催し、内部監査が果たすべき目的や役割、機能にかかる考え方である「段階別評価」の見直し等について議論を行い、その結果を取りまとめて公表しました。
- ・大手行のみならず地域金融機関でも残高が増えている国内のLBO融資について、銀行の取組状況及びリスク管理の実態に関するアンケート結果を公表しました。また、市場環境の変化等を踏まえた健全な融資慣行の確立やリスク管理の高度化に向けた取組についてモニタリングを行ったうえで、その結果を公表しました。加えて、LBO融資関連データの収集・開示に関して、全国銀行協会における関係者との勉強会において、オブザーバーとして今後の方向性の論点整理に参加しました。
- ・金融グループ等をめぐる課題や環境変化に適切に対応し、健全なビジネス展開を可能とするとともに、金融システムの安定・信頼を継続して確保するため、庁内の関係部門間の連携を一層強化するなど、グループ経営に対する監督態勢を強化しました。
- ・上記のほかに、以下のような気候関連金融リスクに焦点を当てた取組も実施しました。
- ・新たに設置した「気候関連リスクモニタリング室」にて、金融機関の経営戦略やリスク管理の枠組みにおける気候関連金融リスクの位置づけ、顧客の気候関連のリスクへの対応を支援する取組等を確認し、その結果を整理して公表しました。
- ・シナリオ分析の手法・枠組みを継続的に改善していくため、日本銀行と共同で、3メガバンクや19社の損害保険会社と連携して、第2回エクササイズを実施し、その結果を整理して、「気候関連リスクに係る第2回シナリオ分析（銀行セクター・保険セクター）」として公表しました。
- ・上記取組を踏まえ、国際的な動向やトランジション・ファイナンスの重要性の高まり等も踏まえつつ、気候関連金融リスク管理のあり方等について具体的な議論を進めました。
- ・このほか、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じ、以下の取組を実施しました。

【大手銀行グループ】

a) 総論

- ・金融仲介機能の発揮状況やその基盤となる財務の健全性について、データを用いて分析・把握し、各金融機関と対話を行いました。その際、金融機関の負担軽減及び効果的なモニタリングの実現のため、日本銀行と

適切に連携しました。また、監督カレッジや日々のモニタリングに関する情報共有等を通じて、海外当局と連携を深めました。

b) 信用リスク

- ・各行のリスクアペタイトやリスクテイク方針を確認したうえで、それに
応じた審査態勢やリスク管理態勢の構築、健全なリスクカルチャー、融
資規律が醸成されているかなどについてモニタリングを行いました。
- ・与信先の業況等について実態把握を行い、それを踏まえた与信先の期中
管理及び事業者支援等の取組について確認し、各行に必要な対応を促し
ました。なお、必要に応じて個別債務者の自己査定や償却・引当等の状
況を確認しました。
- ・近時の粉飾事案を踏まえ、各銀行における融資規律の確立に向けた組織
全体の取組状況をモニタリングし、その結果を整理して公表しました。
- ・国内の不動産業向け融資に関して、国内外の経済・金融環境の変化等を
踏まえ、各行の与信方針や融資動向について、日本銀行と合同でヒアリ
ングを実施し、実態把握を行いました。
- ・海外ファンド向けファイナンスについても、今後の信用リスクへの影響
を含め、各行のリスク管理態勢についてモニタリングを行いました。

c) 市場・流動性リスク

- ・各行の運用・調達方針を把握した上で、国内外の金融市場の変動が各行
の財務の健全性や金融システムに与える影響について分析を行いました。
また、金利の上昇など、本邦の金融環境に変化がみられることを踏
まえ、預貸、有価証券を含めたALM運営方針・リスク管理態勢につい
て検証し、その高度化を促しました。
- ・外貨流動性リスク管理の高度化に向けて、外貨流動性ストレステストや
危機時対応に係る計画等について日本銀行と共同で調査を行いました。
また、過去事務年度における調査内容も含め、大手行の外貨流動性リス
ク管理の高度化に向けた取組みについて日本銀行と連名で公表しまし
た。

d) ガバナンス・横断的リスク

- ・ストレステストの実施状況について対話を行いました。また、ストレ
ステストの実施手法の検証を主眼に、共通シナリオによるストレステス
トを日本銀行と共同で実施しました。
- ・モデル・リスク管理の高度化に向けて、令和3年の『モデル・リスク管
理原則』公表後の同原則の対象金融機関 における取組を整理し、公表
しました。
- ・各金融機関が海外での買収や拠点拡大等国境・業態を超えた業務展開を
推進する中、グループ・グローバルのガバナンスについて、業務の規模・
複雑性に応じたIT・システムや内部監査等のあり方、本社による適時・

適切な状況把握を含めた海外拠点の管理態勢について対話を行いました。

- ・不公正取引等の検知・防止のための態勢や情報管理態勢の整備も含め、実効性のあるコンプライアンス態勢や、内部管理態勢が構築されているかモニタリングを行いました。
- ・株主還元策や、自己資本充実度等の資本政策に関する経営方針について、中長期的な事業戦略にも着目しながらヒアリングを実施しました。
- ・政策保有株式について、保有意義の検証や縮減計画の進捗等に係る確認を行いました。
- ・「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」（BCBS 239）について、リスクデータに係る定期的な適時報告演習等の結果を踏まえた対話を通じて、各社に対して遵守状況の評価や課題事項のフィードバックを行うことで、各金融機関グループにおけるリスクデータ集計能力とリスク報告態勢のさらなる高度化を促しました。くわえて、各社のデータガバナンスの発揮状況についても確認しました。

【新形態銀行】

- ・銀行トップや親事業会社との間で、グループベースでの事業戦略や中長期的な成長戦略等の方向性を確認し、それらを実現するうえでのガバナンスを含む経営の諸課題等について対話を行いました。
- ・新形態銀行におけるAML／CFT、システムの安定稼働、流動性リスク管理など、業務に係るリスクへの対応状況について、継続的にモニタリングを行いました。

【日本郵政グループ】

- ・日本郵政グループについては、ストレス耐性のあるポートフォリオの構築やリスク管理態勢の強化、グループ全体の中長期的な収益基盤の確保等に係る取組状況について対話を行いました。

【地域金融機関】

- ・地域金融機関が、自行の融資ポートフォリオを踏まえた、よりの確な信用リスクの見積もりを行う取組を後押ししていくため、引当の見積りのプロセスや開示のあり方を含めて、取組状況の把握等を実施しました。
- ・国内外の経済・金融市場の動向や、それが金融機関・事業者等に及ぼす影響を注視し、大きな市場変動等に際して迅速な対応が図られるよう、各地域金融機関の対応方針や態勢整備の状況を随時確認しました。
- ・地域金融機関の経営方針やリスクテイクの状況、経営環境や直面している各種課題の軽重、経営資源等を踏まえながら、有価証券運用の状況や市場リスク、流動性リスク、取引先等の実態把握の状況を含む信用リスクの管理態勢等について、必要に応じて検査等も活用し、モニタリングを行うとともに、必要な改善を促しました。持続可能な収益性や将来の

健全性に課題を有する先に対しては、早期警戒制度等に基づく深度ある対話を継続し、経営基盤の強化に向けた実効性のある取組を強く促しました。

- ・地域銀行について、預貸、有価証券を含めたALM運営方針・リスク管理態勢に加え、経営環境が厳しい中でも財務の健全性を維持し金融仲介機能を発揮するという観点から、ストレス時対応力の強化に向けた取組状況についてモニタリングを実施し、その結果を公表しました。
- ・不正融資や重大な法令違反が確認された地域金融機関については、業務改善命令を発出し、経営体制・組織風土の抜本的な見直しに向けた取組みを含め、業務改善の状況に係る確認・検証を進めました。また、さらなる事実関係の確認・検証のため、立入検査にも着手しました。

【証券会社】

a) 横断的課題

- ・商品の複雑さやリスクといった商品の特性等に応じた組成・販売勧誘態勢（商品組成を行っていない場合は、組成会社との情報連携等管理態勢）について、法令や自主規制規則等の遵守状況を含めたモニタリングを行いました。
- ・顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行うための経営管理態勢及び業務運営態勢の構築状況について、モニタリングを行いました。
- ・特に、顧客の最適なポートフォリオを構築する観点から、特定の商品カテゴリーあるいは特定銘柄への販売偏重を未然に防止するための取組状況について、モニタリングを行いました。
- ・顧客の安定的な資産形成支援というNISAの趣旨を踏まえ、NISA口座の成長投資枠を使用した合理性のない短期の乗り換え勧誘を防止するための具体的な取組について、モニタリングを行いました。
- ・「商品・サービス及び業務のライフサイクル管理に関する基本的な考え方」（令和6年6月公表）を踏まえ、金融機関における商品等のライフサイクル管理態勢の高度化に向けた対話を継続して実施しました。

b) 大手証券会社

- ・大手証券会社については、国内外で事業拡大を進める動きが見られる中、グループ・グローバルのビジネスモデルや経営戦略、戦略遂行上の課題認識等について対話を行いました。それらを踏まえ、各社のグループ・グローバルのガバナンスやリスク管理（決済リスク管理やカウンターパーティ信用リスク管理を含む）態勢等について、海外当局とも連携しつつ、一層の強化を促しました。また、内部監査の高度化の取組みや、IT・システム等のあり方について対話を行いました。
- ・システム上重要な金融機関における秩序ある処理等の円滑な実施の確

保に向けた取組について、金融機関の破綻処理準備態勢の更なる高度化を促すとともに、実効性を確保するためのモニタリングや対話を継続して実施しました。

c) 準大手証券会社・地域証券会社

- ・ビジネス環境が大きく変化する中、収益構造の変革や業務提携・新規事業への取組状況、顧客本位の業務運営の実践状況などについて確認し、把握した好事例等も踏まえつつ、必要に応じて深度ある対話を行うなど、持続可能なビジネスモデルに焦点を当てたモニタリングを実施しました。

d) ネット系証券会社

- ・近年、ネット系証券会社の顧客口座は急増しており、顧客による取引の増加が見込まれる中、各社のシステムが安定的に稼働することの重要性は一層増しているところであり、システムリスク管理態勢の整備・運用状況についてモニタリングを実施しました。
- ・新規事業の立上げや新サービス・商品の導入に際し、必要な法令等遵守態勢が整備されているか、顧客本位の業務運営の観点から適切な業務運営態勢が整備されているかについてモニタリングを実施しました。

e) 外資系証券会社等

- ・モニタリングを通じて、日本拠点のビジネスモデルについて分析を行い、ビジネスモデルに見合ったガバナンスや法令等遵守態勢、リスク管理態勢の整備・運用状況を確認しました。また、監督カレッジへの参加や海外当局との意見交換により、グループレベルでのビジネスの状況やガバナンス等についても理解を深め、日本拠点に対する深度あるモニタリングにつなげました。モニタリングの結果、業態に共通する課題や先進的な取組事例等を把握した場合には、レポート等の形で取りまとめ、情報発信を行いました。
- ・法令等遵守態勢や投資家対応の適切性に関して、過去に問題が認められた先の改善状況について、必要に応じて海外母国当局とも連携しつつ、継続的にモニタリングを行いました。
- ・顧客本位の業務運営の推進の観点から、仕組債等のリスク性金融商品の組成会社としての取組の進捗を確認しました。
- ・国際的金融グループの経営統合の動きに関して、グループ全体の動向を把握しつつ、日本拠点の統合に係る対応及び将来的な方向性の検討が適切なガバナンス態勢の下で進められているかについてモニタリングを行いました。

【資産運用会社等】

- ・投資運用会社については、専門性の高い運用人材の育成・確保等の運用力の向上に必要な取組の強化を促すとともに、改訂される「顧客本位の

業務運営に関する原則」を踏まえ、プロダクトガバナンス（顧客の最善の利益に適った商品提供等を確保するためのガバナンス）に関する取組状況をフォローアップしました。また、本年開始したファンドモニタリング調査の結果を踏まえて、投資信託や集団投資スキーム等に関する潜在的なリスクについて分析を行いました。くわえて、運用面の外部委託管理態勢を含む運営体制についてモニタリングを行いました。

- ・投資法人については、特に親会社等の利益を優先する誘因が強い経営体制や業務状況にある投資法人資産運用会社における利益相反管理体制等についてモニタリングを行いました。
- ・投資助言・代理業者については、インターネット、SNS等を利用した広告表示や勧誘行為に関する情報分析を進め、必要に応じて監督上の対応を行うなど、適切に対応しました。

【保険会社】

- ・持続可能なビジネスモデル構築に向け、各社の内部管理態勢の高度化も含め、保険会社との対話を実施しました。その際、生命保険会社とは、非保険領域のビジネスモデルを含めた経営戦略やデジタル戦略をテーマとし、損害保険会社とは、自動車保険の損害サービス等の事業環境の変化を踏まえた中長期的な課題へのリスク管理の取組み等をテーマとし、対話を行いました。
- ・大手保険会社とのビジネスモデルヒアリング等を通じて、各社の海外戦略やグループガバナンスの高度化に向けた取組状況を確認しました。更に、大手保険会社5社との監督カレッジを通じて海外当局との意見交換を行い、大手保険会社のモニタリング項目について認識を共有しました。
- ・自然災害が頻発・激甚化する中で、再保険料率の高止まり、異常危険準備金の取崩が続いており、統合的リスク管理（ERM）の高度化の重要性が一層増しています。自然災害リスクへの対応は、各損害保険会社における継続的な取組が必要であるところ、再保険や異常危険準備金に関するモニタリングを継続して行いました。
- ・経済・金融市場の動向も踏まえつつ、保険会社の財務・業務の健全性や資産運用の状況について、モニタリングを行いました。

【少額短期保険業者】

- ・財務局と連携して、迅速かつ適切な登録審査を着実に行うとともに、問題のある少短業者の早期把握・早期対応に務めました。
- ・登録審査・モニタリング方法について、財務局とともに実施状況の振り返りを行い、必要に応じ実務や運用の改善を図りました。
- ・少短協会との間で、少短業者をめぐる課題認識等の共有を図り、傘下少短業者の経営管理態勢等の一層の整備に向けた自主的な対応の促進を

図りました。

【その他の業態】

- a) 外国為替証拠金取引業者（FX業者）・暗号資産等関連デリバティブ取引業者
- ・日々の為替相場やそれに伴うFX取引量の変動を踏まえ、店頭FX業者の決済リスク管理態勢強化への取組状況についてモニタリングを継続して実施しました。
 - ・暗号資産等関連デリバティブ取引業者については、ビジネスモデルを適切に把握し、投資者保護の観点から業務の適切性について引き続きモニタリングを行い、必要に応じてリスク管理態勢や説明態勢等の強化を促しました。
- b) 第二種金融商品取引業者
- ・取得勧誘やファンド運営等について、関係機関からの情報や当局に寄せられる相談等を参考として、リスクベースのモニタリングを行い、投資者保護等の観点から問題が認められる業者に対しては厳正な対応を行いました。
 - ・貸付事業等権利の取得勧誘に関しては、改正金融商品取引法（令和5年11月成立）の施行を踏まえ、ファンド審査や投資家への適切な情報提供等に係る業務管理体制の整備状況も含め、二種業者に対する実態把握を継続して実施しました。
- c) 適格機関投資家等特例業務届出者
- ・適格機関投資家等特例業務届出者における法令等遵守態勢の状況について引き続きモニタリングを行い、業務運営上の問題が認められる業者に対しては厳正な対応を行いました。
- d) 信用格付業者
- ・信用格付業者における業務の適切性等のモニタリングを継続するとともに、監督カレッジへの参加等を通じて海外当局との連携を深めました。
- e) 金融商品仲介業者
- ・アンケート調査等により収集した好事例も踏まえつつ、投資者保護及び顧客本位の業務運営のための態勢整備の状況等についてモニタリングを実施しました。
- f) 電子決済等代行業者
- ・登録審査を適切に行うとともに、システム障害発生時の対応状況の検証等を通じ利用者保護やシステムの安定性を図りました。また、API接続をめぐる課題の特定とその解決に努めていくとともに、自主規制機関とも連携し、業界内における課題を把握しました。
- g) 金融サービス仲介業者

	・登録審査において、ビジネスモデルに応じた法令等遵守や適切な業務運営を確保するための管理態勢について適切に審査を実施しました。 ・自主規制機関とも連携の上、金融サービス仲介業者に対する登録審査及びモニタリングを適切に実施しました。
--	--

施策の 予算額・執行額等	区 分		4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	予算の状 況 (百万 円)	当初予算	236	190	154	162
		補正予算	70	78	88	-
		繰越等	▲14	46		
		合 計	292	314		
	執行額 (百万円)		217	247		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和 7 年 6 月 9 日～6 月 23 日）
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標②】 ・業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 https://www.fsa.go.jp/common/ronten/index.html 【測定指標③】 ・気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題（令和 7 年 6 月 20 日） https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250620/20250620.html ・気候関連リスクに係る第 2 回シナリオ分析【銀行セクター】（令和 7 年 6 月 20 日） https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250620/20250620.html ・気候関連リスクに係る第 2 回シナリオ分析【保険セクター】（令和 7 年 6 月 20 日） https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20250620/20250620.html ・金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート（2024）（令和 6 年 9 月 10 日公表、令和 6 年 12 月 18 日更新） https://www.fsa.go.jp/news/r6/ia/20240910.html ・金融機関の内部監査高度化に関する懇談会報告書（2025）（令和 7 年 6 月 20 日） https://www.fsa.go.jp/singi/naibukansa/siryoku/20250620.html ・大手銀行・地域銀行 国内 L B O ローンに関するアンケート調査結果（令和 6 年 7 月 25 日公表） https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20240725/240725.html ・国内 L B O ローンに係るモニタリングレポート（2025）（令和 7 年 6 月 30 日） https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250630-2/250630-2.html ・金融機関における粉飾等予兆管理態勢の高度化に向けたモニタリングレポート（2025）（令和 7 年 6 月 30 日）
---------------------------	--

	https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250630-3/250630-3.html ・（日銀レビュー）大手行の外貨流動性リスク管理の高度化に向けた取組み（令和6年5月22日） https://www.boj.or.jp/research/wps_rev/rev_2024/rev24j07.htm ・地域銀行のストレス時対応力の強化に向けたモニタリングレポート（令和7年6月27日） https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250627-3/20250627-3.html ・金融機関のモデル・リスク管理の高度化に向けたプロGRESSレポート(2024)（令和6年12月12日） https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20241212/20241212.html ・証券モニタリング概要・事例集 https://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/shiteki_jirei.html ・2024年 保険モニタリングレポート（令和6年7月3日公表） https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20240703/20240703.html
--	---

担当部局名	総合政策局 総合政策課、総務課国際室、リスク分析総括課、健全性基準室、検査監理官室、マクロ・データ分析参事官室、フィンテック参事官室 監督局 総務課、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、大手証券等モニタリング室、銀行第二課、地域金融企画室、地域銀行モニタリング室、協同組織金融室、保険課、証券課 証券取引等監視委員会事務局 証券検査課
-------	--

政策評価実施時期	令和7年8月
----------	--------

(別紙)

指標④[主要] 各業態の健全性指標 <自己資本比率、不良債権比率等>

【資料１－１】総自己資本比率等^{※1}（国際統一基準行）

		R 6 / 3 期	R 7 / 3 期
主要行等	総自己資本比率	16.5%	17.1%
	Tier1 比率	14.8%	15.4%
	普通株式等 Tier1 比率	13.0%	13.2%
地域銀行	総自己資本比率	15.4%	13.5%
	Tier1 比率	15.1%	13.2%
	普通株式等 Tier1 比率	15.0%	13.2%

（出所）金融庁総合政策局マクロ・データ分析参事官室、監督局銀行第二課地域金融企画室調

【資料１－２】自己資本比率^{※1}（国内基準行）

	R 6 / 3 期	R 7 / 3 期
主要行等	11.4%	11.5%
地域銀行	10.1%	10.2%
信用金庫	12.7%	13.2%
信用組合	11.4%	11.6%

（出所）金融庁総合政策局マクロ・データ分析参事官室、監督局銀行第二課地域金融企画室、協同組織金融室調

【資料１－３】自己資本規制比率（証券会社^{※2}）

	R 6 / 3 期	R 7 / 3 期
証券会社	329.2%	339.8%

（出所）金融庁監督局証券課調

【資料１－４】単体ソルベンシー・マージン比率（生命保険会社、損害保険会社）

	R 6 / 3 期	R 7 / 3 期
生命保険会社	932.6%	872.9%
損害保険会社	750.4%	750.5%

（出所）金融庁監督局保険課調

※1 国際統一基準行は25年3月期よりバーゼル3の適用を開始（段階実施ベース）

国際統一基準行：主要行等は4グループ、地域銀行は10行

国内基準行：主要行等は3グループ、地域銀行はR6/3期：90行、R7/3期：88行

※2 有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者

【資料２】不良債権比率（＝金融再生法開示債権÷総与信額）

	R 6 / 3 期	R 7 / 3 期
主要行等	0. 9%	0. 7%
地域銀行	1. 7%	1. 6%
信用金庫	3. 7%	(P)
信用組合	2. 9%	(P)

（出所）金融庁総合政策局マクロ・データ分析参事官室、監督局銀行第二課地域金融企画室、協同組織金融室調

令和6年度 実績評価書

金融庁令6(施策I-2)

施策名	健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	
	施策の概要	金融システムの安定性を確保するため、国際合意を踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備等や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。
達成すべき目標	金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実	
	目標設定の考え方・根拠	金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保されることが必要であり、そのためのルール整備等を行う。 【根拠】 ・預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成17年4月1日大臣発言）、自己資本比率告示、主要行等向けの総合的な監督指針等

測定指標		
指標① [主要]国際合意を踏まえた国内制度の検討及び整備等		【達成】
6年度目標	バーゼルⅢ関連告示等の整備及び告示に則った承認事項の審査等、IAIS（保険監督者国際機構）から公表された令和6年中に最終化予定のICS（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）を踏まえた国内規制の検討	
6年度実績	・平成29年12月に最終合意がなされたバーゼルⅢの実施について、引き続き関係者と十分な対話を行いながら、関連告示の改正、26先に対する承認等を行い、令和7年3月期までにすべての対象金融機関がバーゼルⅢの適用を開始しました。また、令和6年7月に国際合意がなされた銀行勘定の金利リスクの見直しを踏まえ、関連告示の改正を行いました。 ・経済価値ベースのソルベンシー規制等について、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する残論点の方向性等について」の内容及びIAIS（保険監督者国際機構）におけるICS（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）の採択等を踏まえた法令等の改正案のパブリックコメントを実施しました。 ・監督会計について、経済価値ベースのリスク管理との整合性や財務会計に関する見直しの動向等も踏まえつつ、そのあり方の検討を行い、具体的な論点が明らかな課題について対応を進めました。 ・信託勘定における外国為替取引への同時決済の導入について、引き続き、関係者の対応状況をモニタリングするとともに、関係者間の	

		連携の強化や取組への理解の促進に努めました。
指標②	[主要]必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避	【達成】
	6年度目標	金融システムの混乱の回避
	6年度実績	・期中において預金保険法に基づく金融危機対応等を実施すべき事態は生じておらず、金融システムの安定性が確保されました。
参考指標		
指標①	各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞	
	6年度実績	【参照（施策Ⅰ－1）】

評価結果	
目標達成度合いの 測定結果	B（相当程度進展あり） 【判断根拠】 バゼルⅢの国内実施に向け、関係者と十分な対話を行った上で関連告示の改正や承認等を行い、令和7年3月期までにすべての対象金融機関にバゼルⅢを適用したほか、新たな国際合意を踏まえて関連告示を改正しました。また、経済価値ベースのソルベンシー規制に関しても、保険会社における態勢整備状況の確認や法令等の改正のパブリックコメントを行い、国際的な議論を踏まえた国内制度の検討及び整備を進める（測定指標①）など、全ての測定指標で目標を達成することができました。 ただし、施策の目標と照らし合わせてみると、経済価値ベースのソルベンシー規制に関しては、令和7年度に導入することを念頭に置いた着実な検討など引き続き取り組むべき課題があることから「B」としました。
	【必要性】 市場等を通じて伝播するような危機に対応するため、国際的な基準に合わせて規制の見直しを行うこと（測定指標①）等は、金融システムの安定に資するものと考えています。 【効率性】 関係機関と連携した取組により、金融システムの安定を確保するための制度環境の整備を効率的に進めることができたものと考えています。
施策の分析	

	【有効性】 国際的な基準に合わせた規制の見直し（測定指標①）等の取組により、金融システムの安定の確保のための制度・態勢整備は進展しているものと考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 金融システムの安定性を確保するため、引き続き、国際的な議論も踏まえた関連告示等の整備や承認事項の審査等、経済価値ベースのソルベンシー規制を令和7年度に導入することを念頭に置いた着実な検討等に取り組んでいく必要があります。 【施策】 金融システムの安定性は維持されているものと考えられますが、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のため、今後とも金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備を進めていく必要があります。 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
① 国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等	・平成29年12月に最終合意がなされたバーゼルⅢの実施について、関係者と十分な対話を行いながら、関連告示の改正、26先に対する承認等を行い、令和7年3月期までにすべての対象金融機関がバーゼルⅢの適用を開始しました。また、令和6年7月に国際合意がなされた銀行勘定の金利リスクの見直しを踏まえ、関連告示の改正を行いました。 ・経済価値ベースのソルベンシー規制等について、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する残論点の方向性等について」の内容及びIAIS（保険監督者国際機構）におけるICS（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）の採択等を踏まえた法令等の改正案のパブリックコメントを令和6年10月31日及び令和7年1月31日に実施した。引き続き関係者との対話等を行いながら、令和7年度の新規制の円滑な導入に向けた準備を進めました。 ・監督会計について、経済価値ベースのリスク管理との整合性や財務会計に関する見直しの動向等も踏まえつつ、そのあり方の検討を行い、具体的な論点が明らかな課題について対応を進めました。 ・信託勘定における外国為替取引への同時決済の導入について、引き続き、関係者の対応状況をモニタリングするとともに、関係者間の連携の強化や取組への理解の促進に努めました。なお、本件については、信託銀行等を主体としたプロジェクトチームによる取組の報告書が、令和7年4月に公表されました。
② 円滑な破綻処理のための態勢整備	

- ・システム上重要な金融機関における秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けた取組について、金融機関の破綻処理準備態勢の更なる高度化を促すとともに、実効性を確保するためのモニタリングや対話を継続しました。F S Bの報告書やI M FのF S A P対日審査報告書等において、破綻処理枠組みの実効性強化、特に当局間連携の強化の重要性が指摘されていることも踏まえ、危機時の当局間連携強化に向けた取組を実施しました。
- ・名寄せデータの精度の維持・向上等の観点から、預金保険機構と連携し、名寄せデータの整備状況の確認・フォローアップを行いました。

(預金保険法第137条第6項に基づく検査実施件数)

年度	預金保険機構実施				合計
	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	
元	7	13	10	1	31
2	1	0	0	0	1
3	2	29	23	0	54
4	7	22	16	0	45
5	6	15	15	0	36
6	3	21	5	1	30

(出所) 総合政策局調

(注1) 信用金庫には信金中央金庫、信用組合には全国信用協同組合連合会、労働金庫には労働金庫連合会を含む。

(注2) 実施件数は検査着手ベース。

施策の 予算額・執行額等	区 分		4年度	5年度	6年度	7年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	8	8	8	8
		補正予算	10	-	-	-
		繰越等	▲10	10		
		合計	8	17		
	執行額(百万円)		-	10		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取(令和7年6月9日～6月23日)
-----------------	-----------------------------------

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	【測定指標①】 ・「自己資本比率規制（第１の柱・第３の柱）に関する告示の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等の公表について（令和７年３月３１日） https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250331.html ・「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基準の最終化に向けた検討状況」（令和５年６月３０日公表） https://www.fsa.go.jp/policy/economic_value-based_solvency/05_1.pdf ・経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する残論点の方向性（令和６年５月２９日公表） https://www.fsa.go.jp/policy/economic_value-based_solvency/07_1.pdf ・「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する保険業法施行規則の一部改正（案）」等の公表について https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20241031/20241031.html ・ＩＡＩＳにおけるＩＣＳの採択等に伴う「経済価値ベースのソルベンシー規制（第１の柱）に関する告示案」等の公表について https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20250131-2/20250131-2.html
担当部局名	総合政策局 リスク分析総括課、健全性基準室、検査監理官室 監督局 監督調査室、信用機構対応室、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、保険課
政策評価実施時期	令和７年８月

令和 6 年度 実績評価書

金融庁令 6(施策 I-3)

施策名	金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）
施策の概要	コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中、金融機関が金融仲介機能を発揮し、経済・顧客企業等の成長・発展に貢献できるよう、事業者のニーズを深く理解して付加価値の高い支援・サービスを提供するために必要な制度・環境の整備を図るとともに、効率的・効果的な金融モニタリングを実施し、金融機関による持続可能なビジネスモデルの構築を促すなど、行政としても万全を期す。
達成すべき目標	金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること
目標設定の考え方・根拠	・国内における人口減少・少子高齢化や事業者数のすう勢的な減少に加えて、これまでの低金利環境の継続により、金融機関にとって厳しい経営環境が続いている。同時に、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中、物価上昇や人手不足・後継者不足への対応等、事業者の経営課題が多様化している。金融機関においては、こうした事業者が抱える課題を的確にとらえ、付加価値の高い支援・サービスを提供するとともに、自身の収益基盤の強化を通じて持続可能なビジネスモデルを確立することが重要である。 【根拠】 ・2024 事務年度金融行政方針（令和 6 年 8 月 30 日）等

測定指標		
指標①	[主要] 金融機関による実情に応じた適切な事業者支援の促進	【達成】
6 年度目標	資金繰りや経営改善・事業転換・事業再生等について、事業者の実情に応じた適切な支援を促進	
6 年度実績	・人口減少に伴う需要減少や物価高騰、人手不足等への対応など、事業者が抱える課題は多様化していることを踏まえ、金融機関に対し、事業者への資金繰り支援にとどまらない、経営改善・事業再生支援等について、累次にわたる要請を行い、事業者の実情に応じた支援の徹底を促しました。	
指標②	事業者の持続的な成長を促す融資慣行の確立	【達成】
6 年度目標	金融機関による経営者保証へ安易に依存しない融資及び事業性に着目した融資を促進	
6 年度実績	・経営者保証改革プログラムの進捗状況として、民間金融機関の令和 6 年度における「新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資件数の割合」及び「新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資件数と有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資の件数との合計の割合」を公表し、「新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は令和 5 年度の 47.6%から 52.9%へ着実に伸びて、半数を超える結果となりました。また、「新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資件数と有保証融資の	

	うち適切な説明を行い記録した融資の件数との合計の割合」についても令和5年度の95.0%から99.4%へ上昇しました。 - 金融機関の「経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針」の公表状況を確認し、とりまとめの上、公表しました。 「経営者保証ホットライン」に寄せられた事業者からの声等を踏まえ、金融機関に対するヒアリングを実施しました。 - 令和6年7月に発足した「事業性融資推進プロジェクト・チーム」を中心に、事業性融資の推進等に関する法律の令和8年春頃の施行に向けて、以下の取組みを行いました。 ① 「「事業性融資の推進等に関する法律等に関する留意事項について（事業性融資の推進等に関する法律等ガイドライン）」等（案）の公表について」のパブリックコメントを実施し、その結果を公表しました（令和7年5月）。 ② 「「企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方について（案）」の公表について」のパブリックコメントを実施し、その結果を公表しました（令和7年7月）。 ③ 「「事業性融資の推進等に関する法律施行令（案）」及び「企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令（案）」等の公表について」のパブリックコメントを実施し、その結果を公表するとともに、政府令等を公布しました（令和7年7月）。 ④ 企業価値担保権を活用した融資における実務上の課題等について、関係する業界団体を交えて議論を実施し、企業価値担保権の制度趣旨等に関する周知・広報等を実施しました。
指標③	【主要】 ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進 【達成】
6年度目標	金融仲介機能を発揮しつつ、同時にビジネスモデルの持続可能性を確保する方策について、金融機関と対話を実施
6年度実績	- 地域金融機関に対して、厳しい経営環境の中でも、地域から求められる金融仲介機能を継続的に発揮するとともに、収益基盤の強化を通じて持続可能なビジネスモデルを構築することを促しました。 - 事業性融資や顧客の経営課題解決の支援等により金融仲介機能を発揮しつつ、同時にビジネスモデルの持続可能性を確保する方策について、金融機関と対話を行い、「事業性融資推進プロジェクト・チーム」を中心に部局横断的な課題として対応しました。
指標④	金融機能強化法に基づき「新型コロナウイルス感染症等に関する特例」、「資金交付制度」の活用等の申請を受けた場合の「経営強化計画」、「実施計画」の適切な審査、及び同法等に基づき資本参加の決定・「実施計画」の認定をした金融機関に対する適切なフォローアップの実施 【達成】
6年度目標	金融機能強化法に基づき「新型コロナウイルス感染症等に関する特例」、「資金交付制度」の活用等の申請を受けた場合に、「経営強化計画」・「実施計画」を適切に審査し、同法等に基づき資本参加の決定・「実施計画」を認定した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ご

	とに公表				
6 年度実績	・金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました（令和 6 年 9 月、令和 7 年 3 月）。 ・金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関のうち、計画の実施期間が終了した 4 金融機関が策定した新たな経営強化計画等を公表しました（令和 6 年 9 月）。 ・金融機能強化法に基づく新型コロナウイルス感染症等に関する特例の活用に向けて提出された協同組織金融機能強化方針等を適切に審査し、1 件の資本参加を決定・公表しました（令和 7 年 2 月）。 ・金融機能強化法に基づく資金交付制度の活用に向けて提出された実施計画を 2 件（4 金融機関）認定・公表しました（令和 6 年 9 月）。				
指標⑤ 貸出態度判断D. I					【達成】
基準値	実績				目標値
6 年 3 月	7 年 3 月				7 年 3 月
15	14				前年同期（6 年 3 月）の水準を維持
参考指標					
指標① 金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報＜内容・件数＞					
6 年度実績	・令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの金融庁の金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の受付件数は、29 件となっています（令和 5 年度:15 件）。 。情報提供者等が金融機関側への申出内容等の提示に同意している情報を基に、事実確認等のヒアリングを実施しております。また、中小企業の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢の構築状況のほか、貸出先に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等の検証を行っています。				
指標② 法人向け規模別貸出残高（日本銀行「預金・現金・貸出金」）					
6 年度実績	・令和 7 年 6 月の国内銀行の法人向け融資残高は対令和 6 年 3 月比 5.2%の増加となっており、うち中小企業向けが対令和 6 年 3 月比 3.6%の増加となっています。				
指標③ 企業アンケート調査等による取引先金融機関に対する企業の評価に関する情報＜内容＞					
6 年度実績	・金融機関による、金融仲介機能の発揮に係る取組に対する顧客企業の評価を把握するため、地域金融機関等をメインバンクとする中堅・中小規模企業約 3 万社に対してアンケート調査を実施し、回答のあった 10,474 社について、その分析結果を公表しました（令和 7 年 6 月）。調査結果を見る				

	と、「メインバンクとなる金融機関が、経営課題等を聞いた上で、納得感のある分析結果等をフィードバックしてくれる」と考える企業が5割超となり、前回調査と比較し約10%pt増加しました。また、今後、事業性を評価した担保・保証によらない融資を受けたいと考える企業の割合は5割を超え、その約4割は、メインバンクとの事業性等に関する対話の継続により金利等が増加してもよいと考えており、事業の実態や将来性に着目し企業と深度ある対話を行うことが、金融機関の安定的な収益基盤の確保にも寄与することが窺われる結果となりました。 (対象期間：令和6年4月～令和7年6月)
--	--

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	B（相当程度進展あり）
	【判断根拠】 人口減少に伴う需要減少や物価高騰、人手不足等への対応など、事業者が抱える課題は多様化していることを踏まえ、金融機関に対し、事業者への資金繰り支援にとどまらない、経営改善・事業再生支援等について、累次にわたる要請を行い、事業者の実情に応じた支援の徹底を促しました（測定指標①）。 経営者保証改革プログラムの進捗状況として、民間金融機関の令和6年度における「新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資件数の割合」及び「新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資件数と有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資の件数との合計の割合」を公表し、「新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は令和5年度の47.6%から52.9%へ着実に伸びて、半数を超える結果となりました。また、「新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資件数と有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資の件数との合計の割合」についても令和5年度の95.0%から99.4%へ上昇しました。また、令和6年7月に発足した「事業性融資推進プロジェクト・チーム」を中心に、事業性融資の推進等に関する法律の令和8年春頃の施行に向けて、同法に関する政府令等の整備や企業価値担保権の制度趣旨等に関する周知・広報等の環境整備を進めました（測定指標②）。 地域金融機関に対して、厳しい経営環境の中でも、地域から求められる金融仲介機能を継続的に発揮するとともに、収益基盤の強化を通じて持続可能なビジネスモデルを構築することを促しました。また、事業性融資や顧客の経営課題解決の支援等により金融仲介機能を発揮しつつ、同時にビジネスモデルの持続可能性を確保する方策について、金融機関と対話を行い、「事業性融資推進プロジェクト・チーム」を中心に部局横断的な課題として対応しました（測

	定指標③)。 金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました（令和6年9月、令和7年3月）。また、計画の実施期間が終了した4金融機関が策定した新たな経営強化計画等を公表しました（令和6年9月）。さらに、金融機能強化法に基づく新型コロナウイルス感染症等に関する特例に係る協同組織金融機能強化方針等を適切に審査し、1件の資本参加を決定・公表、金融機能強化法に基づく資金交付制度に係る実施計画を2件認定・公表しました（測定指標④）。 全ての測定指標で目標を達成することができましたが、引き続き金融機関との間で深度ある対話を行い、金融機関による金融仲介機能の更なる発揮に向けた取組を促していく必要があることから、測定結果を「B」としました。
施策の分析	【必要性】 人口減少や高齢化の進展、情報技術の革新等により、金融業を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中においても、地域金融機関は、持続可能なビジネスモデルを構築し、地域において、適切なアドバイスやファイナンスの提供といった、金融仲介機能を十分に発揮し、地域企業の生産性の向上を図り、地域経済の発展に貢献していくことが求められています。地域金融機関が、地域において、こうした金融仲介機能を発揮していくために、規制緩和等により、環境整備を図っていくとともに、適切なモニタリング・対話を通じて、自主的な取組を促していくことが必要であると考えています。
	【効率性】 業界団体との意見交換を行いつつ関係省庁や民間団体と連携して金融庁・財務局のリソースを有効に活用し、効率的な施策展開を図っているものと考えています。
	【有効性】 金融仲介機能の十分な発揮に向けた環境整備・金融モニタリング等の実施により、円滑かつ柔軟な信用供与を図った結果、中小企業向け貸出残高は増加傾向にあります。 また、金融機関と事業者の間の共通理解の醸成等については、相応の成果が上がっているもの（参考指標③）と考えています。 加えて、地域金融機関による経営基盤強化に向けた取組には一定の進展があったと考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 事業者の経営課題が多様化する中、金融機関に対し、事業者への資金繰り支援にとどまらない、付加価値の高い支援・サービスの提供を促すべく、引き続き必要な措置を実施していく必要があります。 また、不動産等の有形資産担保や経営者保証等に安易に依存せず、事業者の実態や将来性に着目した融資を推進す

	るため、必要な制度整備を含め、引き続き取組を進めていく必要があります。 さらに、引き続き金融機関との間で深度ある対話を行い、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組を促す必要があります。 【 施 策 】 上記課題を踏まえ、金融機関による金融仲介機能の十分な発揮に向けて、引き続き制度・環境整備や金融モニタリングなどの必要な取組を進めていきます。 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。
--	---

主な事務事業の取組内容・評価	
① 金融機関による実情に応じた適切な事業者支援を促進	・令和 5 事務年度に実施した重点的なヒアリングや同ヒアリングを受けて令和 6 年 4 月より適用された改正監督指針等も踏まえつつ、金融機関における事業者支援の取組状況をフォローアップしました。 ・これまで各財務局が経済産業局と連携して構築してきた都道府県ごとに事業者支援の課題と対応策を関係者間で共有する取組について、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等をより円滑に進められるよう、引き続き経済産業局や地域の関係者との連携・協働を深化させ、その取組を発展させました。 ・令和 6 年 8 月に監督指針を改正（同年 10 月より適用）し、金融機関が、顧客企業に対するコンサルティング機能の強化の一環として、M&A 支援に積極的に取り組むことや、そのための体制整備を図ることを促しました。 ・金融サービス利用者相談室で受け付けた相談のうち、相談者の同意を得られたものについては、引き続き金融機関に対して、速やかに事実関係を確認し、適切な対応を求めました。 ・金融機関に対して、貸付条件の変更等の状況の報告を求め、その状況を公表しました。 ・令和 6 年 4 月以降、地方における事業再生の担い手の育成・拡充策の一つとして、金融機関と事業再生の専門家間のマッチングイベントを 7 地域で開催するとともに、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」や「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」等について周知を行いました。 ・令和 6 年 11 月、官民金融機関に対して、事業者の経営課題が多様化していることを踏まえつつ、資金繰り支援に留まらない、事業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援、再チャレンジ支援等に早め早めに取り組むこと、また、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の更なる活用を図ること等について要請を発出しました。 ・令和 6 年 6 月に創設した「事業再生情報ネットワーク」について、窓口に寄せられた再生可能性の高い中小企業の情報を金融庁等から関係省庁を通じて公租公課の徴収現場等に共有することで、事業者の公租公課の确实

	な納付と事業再生の両立を促進しています。令和7年6月末までに51件の申請を受け付けました。 - 令和7年3月、多様化する経営課題への対応に向けた支援を先延ばしすることなく、事業者に寄り添いながら一步先を見据えて取り組むことの必要性が高まっていることを踏まえ、「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」を公表し、同パッケージを踏まえた事業者支援の徹底等について、官民金融機関等に対し要請しました。 「企業アンケート調査」について、地域金融機関の金融仲介の取組等に対する顧客評価を確認するため、必要に応じて、アンケート項目の検討・見直しを行った上で、調査を実施しました。 - 令和6年6月に公表した「地域銀行の顧客の課題解決支援の現状と課題」における分析結果等を踏まえ、海外金融機関における経営改善・事業再生実務等の調査を実施しました。また、金融機関の本業支援の取組のうち、注力する金融機関の多いM&A・事業承継の分野について、金融機関のM&A・事業承継の取組を促すため、地域銀行の積極的な取組事例等を把握し、参考として情報提供を行う予定です。 - 地域金融機関の現場職員が事業者の経営改善支援に着手する際に着目すべきポイントを業種ごとに整理した「業種別支援の着眼点」については、有識者や実務家の意見等も踏まえ、更なる業種拡充や勉強会等を通じた普及促進に取り組みました。 「地域企業経営人材マッチング促進事業」について、地域経済活性化支援機構（REVIC）が整備した大企業人材と地域企業を地域金融機関の仲介でつなぐプラットフォーム「REVIC career（レビキャリ）」に登録される大企業人材の拡充をさらに進めるために、これらの人材が在籍する大企業への普及啓発や、地方の中堅・中小企業で働く意欲を持つ大企業人材が集まるネットワークとの連携を進めました。また、経営人材の不足等の課題を抱える地域の中堅・中小企業がレビキャリの有用性を感じてもらえるように、中堅・中小企業政策を担う行政機関や各種経済団体等のネットワークとも連携し、レビキャリの認知度の向上を図り、地域への新たな人の流れの創出と地域経済の活性化の後押しに取り組みました。 - 地域の課題解決に向け、引き続き、他の取組事例や国の施策等の情報提供などを通じて、地域の課題解決支援に取り組みました。 「金融機関向け事業再生支援の手引き」の周知・広報等を実施しました。 - 銀行グループが出資可能なスタートアップの範囲拡充について、銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令を公布・施行しました。 - 金融機関による投資促進については、金融機関による投資専門子会社等を活用したファンドの組成、スタートアップへの投資等について、足元の取組状況を確認しました。
② 事業者の持続的な成長を促す融資慣行の確立	- 金融機関が保証契約締結時に事業者・保証人に対して保証契約の必要性等を個別具体的に説明した件数を把握し、とりまとめの上、公表しました。 - 有保証融資のうち、監督指針に基づく説明・記録の未了件数が多い金融機関に対してヒアリングを行い、積極的な取組を要請しました。

- ・金融機関の「経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針」の公表状況を確認し、とりまとめの上、公表しました。
 - ・「経営者保証ホットライン」に寄せられた事業者からの声を踏まえ、金融機関に対するヒアリングを実施しました。
 - ・令和6年8月の監督指針改正にあわせて発出した要請文、令和6年11月の事業者支援の促進及び金融の円滑化に関する意見交換会の開催に際して発出した要請文、令和7年3月の「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」を踏まえて発出した要請文にて、以下を金融機関に要請しました。
- ①金融機関が顧客企業の主たる株主等が変更になることを把握した場合、どうすれば経営者保証の解除の可能性が高まるか等を顧客企業に対し説明すること
 - ②令和5年3月以前に締結した根保証契約の説明・記録の対応を徹底すること
 - ③「経営者保証改革プログラム」や監督指針に基づく説明・記録が適切に実施されているかどうかを本部部署等において監査やモニタリングにより確認すること
 - ④「経営者保証改革プログラム」に掲げる、「新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資の件数と有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資の件数との合計の割合」を100%とする目標の達成に向けて、引き続き、着実に取組を進めることや令和5年3月以前に締結したものも含む既往の経営者保証契約について、対応可能な範囲で、監督指針に沿った説明や記録を行うこと
 - ⑤信用保証付融資に関する適切な説明の対応を徹底すること
- ・ヒアリング等を通じて、本部部署等の監査やモニタリング等に関する金融機関の取組状況を収集し、令和6年12月に「経営者保証徴求時における金融機関の説明プロセスやモニタリング等に係る事例集」を公表しました。
 - ・ヒアリングを通じて、金融機関から、経営者保証に依存しない融資を促進するための組織的な取組内容を収集し、令和6年6月に『「経営者保証改革プログラム」を受けた経営者保証に依存しない融資を促進するための取組事例集」を公表しました。
 - ・「「事業性融資の推進等に関する法律等に関する留意事項について（事業性融資の推進等に関する法律等ガイドライン）」等（案）の公表について」のパブリックコメントを実施し、その結果を公表しました（令和7年5月）。
 - ・「「企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方について（案）」の公表について」のパブリックコメントを実施し、その結果を公表しました（令和7年7月）。
 - ・「「事業性融資の推進等に関する法律施行令（案）」及び「企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令（案）」等の公表について」のパブリックコメントを実施し、その結果を公表するとともに、政府令等を公布しました（令和7年7月）。
 - ・
 - ・企業価値担保権を活用した融資における実務上の課題等について、関係す

	る業界団体を交えて議論を実施しました。 ・企業価値担保権の制度趣旨等に関する周知・広報等を実施しました。 ・ベンチャーデットの拡大に向け、海外調査を踏まえ、金融機関による新たな審査目線の構築や専門人材の育成・確保に係る検討を進めました。 ・融資を通じたスタートアップへの資金供給について、銀行等へのモニタリングの中で、ヒアリング等を通じ、スタートアップ向けの支援の状況についても、機動的に確認、フォローしました。
③ ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進	・事業性融資や顧客の経営課題解決の支援等により金融仲介機能を発揮しつつ、同時にビジネスモデルの持続可能性を確保する方策について、金融機関と対話を行いました。 ・地域銀行におけるガバナンス・人的資本に係る取組について、これまでの対話で得られた知見・ノウハウを活用しながら、通常の監督業務の中で引き続き確認しました。 ・地域銀行グループが行うリスク性金融商品の組成・販売・管理等に関し、顧客本位の業務運営に関する論点に加え、リテールビジネスの経営戦略への位置付けや持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、引き続き、持株会社や地域銀行等との対話を実施しました。 ・協同組織金融機関が会員・組合員間の相互扶助の理念の下、顧客のニーズに応じた支援を通じて地域課題の解決に貢献することで、自らも経営基盤を強化し、持続可能な経営の確立を図ることができているか、それぞれの規模や特性、地域の人口動向等といった経営環境を踏まえつつ、財務局とともに対話を進めました。 ・新規業務の許認可等に関して、相談の初期段階から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを実施するなど、効率的な監督業務に努め、地域金融機関による自主的な取組を後押ししました。 ・協同組織金融機関における中央機関については、対話を通じて、リスク管理の高度化や人材育成等の観点も含む、経営や業務のサポートといった役割の発揮にくわえ、協同組織金融機関間や他の支援機関等との結節点として、様々な事業者支援施策の推進など、協同組織金融機関による地域課題の解決・経営基盤の強化に資する取組への支援を進めることを促しました。 ・協同組織金融機関に対して、財務局とともに、地域や事業者、協同組織金融機関自らの課題とその解決に向けた取組の参考となるよう、モニタリング等を通じて得られた具体的な事例の展開を図りました。 ・金融機能強化法（「新型コロナウイルス感染症等に関する特例」含む）に基づき、資本参加の申請を受けたため、「協同組織金融機能強化方針」について、金融仲介の取組方針・各種施策の実効性及び収益化の実現性の観点等から検証・評価しました。また、同法に基づき、「資金交付制度」の活用申請を受けたため、「実施計画」について、同計画の実施による基盤的金融サービスの提供の維持に関する実現性の観点等から検証・評価しました。 ・金融機能強化法に基づき国が資本参加及び資金交付を行う金融機関については、金融仲介機能の十分な発揮を促進する観点から、将来を見据えた経

	営改革や経営基盤の強化、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組を促すなど、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期ごとに公表しました。 ・早期健全化法に基づく資本増強行については、経営健全化計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期ごとに公表しました。
--	--

施策の 予算額・執行額等	区 分		4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	60	54	50	49
		補正予算	1,062	813	516	-
		繰越等	908	250		
		合 計	2,030	1,118		
	執行額 (百万円)		520	786		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和 7 年 6 月 9 日～6 月 23 日）
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①】 ・ 2024 事務年度金融行政方針（令和 6 年 8 月 30 日公表） ・ 金融機関における M&A 支援の促進等について（令和 6 年 8 月 30 日） ・ 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえた事業者支援の徹底等について（令和 6 年 11 月 28 日） ・ 「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」を踏まえた事業者支援の徹底等について（令和 7 年 3 月 18 日） 【測定指標②】 ・ 「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績（令和 6 年 6 月 27 日、令和 6 年 12 月 26 日、令和 7 年 6 月 26 日公表） ・ 2024 事務年度金融行政方針（令和 6 年 8 月 30 日公表） 【測定指標③】 ・ 2024 事務年度金融行政方針（令和 6 年 8 月 30 日公表） 【測定指標④】 ・ 経営強化計画等の履行状況報告書（令和 6 年 9 月 20 日、令和 7 年 3 月 28 日公表） ・ 経営健全化計画の履行状況報告書（令和 6 年 7 月 10 日、令和 6 年 12 月 20 日公表） ・ 経営強化計画等（令和 6 年 9 月 20 日、令和 7 年 2 月 21 日公表） ・ 実施計画（令和 6 年 9 月 20 日公表） ・ 東和銀行から 150 億円の公的資金返済（令和 6 年 5 月 14 日） ・ S B I 新生銀行から 1,000 億円の公的資金返済（令和 7 年 3 月 28 日） ・ 全国信用協同組合連合会に対する優先出資の引受け等の決定（令和 7 年 2 月 21 日公表） 【測定指標⑤】
---------------------------	---

	・「全国企業短期経済観測調査」（第 204 回：令和 7 年 4 月 1 日公表）
担当部局名	監督局 監督調査室、地域金融支援室、人材マッチング推進室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、地域金融企画室、地域銀行モニタリング室 企画市場局 信用制度参事官室
政策評価実施 時期	令和 7 年 8 月

令和 6 年度 実績評価書

金融庁令 6(施策Ⅱ-1)

施策名	利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
施策の概要	国民の安定的な資産形成を促進するよう、金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組や、家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組などを行うとともに、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるよう取組を行う。
達成すべき目標	国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること
目標設定の考え方・根拠	国民の安定的な資産形成を促進し、また、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするためには、家計及び金融機関に対する取組を推進する必要がある。 【根拠】 ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号） ・金融経済教育研究会報告書（平成 25 年 4 月 30 日公表） ・消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成 25 年 6 月 28 日閣議決定） ・金融・資本市場活性化に向けての提言（平成 25 年 12 月 13 日公表） ・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（平成 26 年 6 月 12 日公表） ・消費者基本計画（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定） ・未来への投資を実現する経済対策（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定） ・高齢社会対策大綱（平成 30 年 2 月 16 日閣議決定） ・未来投資戦略 2018—「Society5.0」「データ駆動型社会」への変革—（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定） ・「高齢社会における金融サービスのあり方」（中間的なとりまとめ）（平成 30 年 7 月 3 日） ・認知症施策推進大綱（令和元年 6 月 18 日） ・金融審議会市場ワーキング・グループ報告書—顧客本位の業務運営の進展に向けて—（令和 2 年 8 月 5 日） ・資産所得倍増プラン（令和 4 年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議） ・金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 「顧客本位タスクフォース」 中間報告（令和 4 年 12 月 9 日） ・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 5 年度改訂）（令和 5 年 6 月 9 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定） ・国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する

	基本的な方針（令和 6 年 3 月 15 日） ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版（令和 6 年 6 月 21 日） ・経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和 6 年 6 月 21 日） ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告書—プロダクトガバナンスの確立等に向けて—（令和 6 年 7 月 2 日） ・2024 事務年度金融行政方針（令和 6 年 8 月 30 日）
--	--

測定指標						
指標① N I S A口座の開設数						【未達成】
	基準値	実績（※12 月末時点）				目標値
	5 年度	6 年度				9 年度
	2, 124 万口座	2, 558 万口座				3, 400 万口座
指標② [主要] 新しいN I S Aの適切な活用促進						【達成】
	6 年度目標	①新しいN I S Aの普及・活用促進に向けた官民連携による積極的な広報展開、②「N I S Aの利便性向上等」に係る税制改正要望提出、③利用者保護の観点から金融機関に対するモニタリング				
	6 年度実績	・政府広報への出稿、大規模イベント・セミナーの開催、業界団体主催イベントでの金融庁政務・幹部の登壇等、N I S Aの積極的な周知・広報を引き続き実施しました。 ・金融機関変更時の即日買付を可能とすることといった、N I S Aに係る手続の簡素化・合理化等の措置が講じられました。 ・顧客の安定的な資産形成支援というN I S Aの趣旨等を踏まえ、改正後の監督指針に基づき、金融機関による「成長投資枠」を使用した回転売買の勧誘行為の防止等の観点から、モニタリングを実施しました。				
指標③ [主要] 官民一体となった効率的・効果的な金融経済教育を戦略的に実施する体制の整備						【達成】
	6 年度目標	金融経済教育推進機構の設立				
	6 年度実績	・第 212 回国会において成立した「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」（平成 12 年法律第 101 号）に基づき、令和 6 年 4 月に「金融経済教育推進機構」が設立され、令和 6 年 8 月に本格稼働させました。				
指標④ [主要] 金融経済教育の充実						【未達成】
	6 年度目標	金融経済教育推進機構の本格稼働及び、広く国民が金融経済教育を受けることができる機会の提供				
	6 年度実績	・令和 6 年 4 月に設立された金融経済教育推進機構における認定アドバイザー制度の創設、講師派遣、個別相談等の円滑な開始、このために必要な関係省庁、関係民間金融機関、企業団体との連携体制の構築（金融経済教育に関する関係機関会合の開催等を含む）等をサポートしました。				

	・金融経済教育推進機構を含め関係省庁、関係団体と連携しつつ、企業の雇用者向けセミナー等への講師派遣事業を全国において拡大する等、雇用者に対する資産形成の強化を推進していくための環境整備を行いました。 ・令和7年3月のグローバル・マネー・ウィークの期間中に、官民連携の上で、金融経済教育に関するイベントを開催しつつ、我が国の取組について国際発信を行いました。
指標⑤ 【主要】 金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組状況	
	【達成】
6 年度目標	金融事業者による取組の「見える化」の促進に向けた各種施策の実践
6 年度実績	・金融事業者による顧客本位の業務運営の取組を「見える化」し、より良い取組を行う金融事業者が顧客から選択されるメカニズムを実現するため、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、原則の項目ごとに自らの取組方針等の記載内容との対応関係を明らかにしている金融事業者の一覧である「金融事業者リスト」と、「投資信託及び外貨建保険の共通K P Iに関する分析結果」を金融庁ウェブサイトで公表しました（令和6年9月、令和7年3月） ・主要行及び地域銀行を中心に、各金融機関が公表している取組方針等と取組状況に乖離がないかどうかの実態把握を行うとともに、業務改善に資する対話を実施するなど、「見える化」の充実やリスク性金融商品の販売・管理態勢等強化を促すことを通じて、金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着を図りました。 ・資産運用に関する顧客意識調査を実施し、結果を取りまとめて公表しました（令和6年7月）。
指標⑥ 利用者の利便を向上させるための取組状況	
	【達成】
6 年度目標	①障がい者等の利便性向上に向けた取組の実施（各金融機関に対するアンケート調査の公表等）、②後見制度支援預貯金等の導入状況調査の公表、③外国人の銀行口座の利用に関して、利便性を損なっている点についてその妥当性や対応策を調査・検討する
6 年度実績	・障がい者等の利便性の向上に向けた取組として、各金融機関に対して、アンケート調査を実施し、その結果を公表しました（令和6年11月）。また、業界団体との意見交換会を通じて、各金融機関に対し、現場レベルへの取組の浸透・徹底を促しました。 ・成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託の導入を引き続き促すとともに、後見制度支援預貯金等の導入状況に係る調査の結果を公表しました。 ・金融機関の外国人顧客対応にかかる留意事項・取組事例等を活用しながら、外国人の金融サービス利用の利便性向上に向けた金融機関の取組を促しました。加えて、金融機関へのモニタリングを通じて、在留期間の把握、帰国時の口座売買等の防止など、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策に資する適切な顧客管理を促しました。

参考指標		
指標①	「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択した上で、取組方針や取組状況等を策定・公表し、「金融事業者リスト」に掲載された金融事業者数	
6年度実績	・令和7年3月に公表した「金融事業者リスト（報告期限：令和7年1月10日）」に掲載されている金融事業者数は、1,256者	
指標②	つみたてNISA、一般NISA及びジュニアNISAの口座数	
6年度実績	・令和6年12月における、 つみたてNISAの口座数は、952万5,792口座 一般NISAの口座数は、1,082万2,409口座 ジュニアNISAの口座数は、103万8,515口座	

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	B（相当程度進展あり）
	【判断根拠】 NISAの利便性向上等のための措置が講じられたほか、新しいNISAの制度の趣旨や内容の周知に努め、個々のライフプラン・ライフステージに基づいた適切な制度の活用を促しました（測定指標②）。 第212回国会において成立した「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」（平成12年法律第101号）に基づき、令和6年4月に「金融経済教育推進機構」が設立され、同年8月に本格稼働させました。（測定指標③） 「金融事業者リスト」と、「投資信託及び外貨建保険の共通KPIに関する分析結果」を金融庁ウェブサイトで公表しました。また、「見える化」の取組の充実やリスク性金融商品の販売・管理態勢等強化を促すことを通じて、金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着を図りました（測定指標⑤）。 さらに、障がい者や高齢者、外国人等の利便性の向上に向けて、上記実績に記載のとおり、それぞれ着実に取組を進めました（測定指標⑥）。 上記の結果のとおり、測定指標①及び④を除くすべての測定指標において目標を達成することができましたが、国民の安定的な資産形成の促進に向けて、引き続き取り組むべき課題があることから評価結果を「B」としました。
施策の分析	【必要性】 国民の安定的な資産形成を促進することや、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするためには、金融サービスが適切になされるための環境整備が必要であると考えています。

	【効率性】 業界団体との意見交換会やアンケート調査結果等を活用した実態把握や新たな施策の検討等を行うことにより、効率的な取組を進めることが出来たと考えています。
	【有効性】 個人の金融面での厚生を高めることを目的として、安定的な資産形成への国民の関心を広く喚起し、資産形成に寄与するための環境や、顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための環境を整備することは、目標の達成に有効な施策であると考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 資産所得倍増プランに基づき、N I S Aの積極的な周知・広報活動、金融事業者における「顧客本位の業務運営」の確立・定着につながる施策について引き続き議論等を行っていきます。
	【施策】 国民の安定的な資産形成を促進するため、引き続き、顧客本位の業務運営の確立・定着や長期・積立・分散投資の推進等に取り組んでいく必要があります。また、利用者が顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を受けられるよう、引き続き、障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組が、現場レベルにまで浸透・徹底していくよう各金融機関に対して対応の向上を強く促していく必要があります。
	【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
① 新しいN I S Aの適切な活用促進	・政府広報への出稿、大規模イベント・セミナーの開催、業界団体主催イベントへの金融庁政務・幹部の登壇等、積極的な周知・広報を引き続き実施しました。 ・N I S A推進・連絡協議会等を通じて、市場変動時も含め販売金融機関に顧客へのフォローアップ等を促し、その状況をモニタリングしました。 ・改正後の監督指針に基づき、金融機関による「成長投資枠」を使用した回転売買の勧誘行為の防止等の観点から、モニタリングを実施しました。 ・金融機関変更時の即日買付を可能とすることといった、N I S Aに係る手続の簡素化・合理化等の措置が講じられました。
② 金融経済教育の充実	・令和6年8月以降、金融経済教育推進機構において、講師派遣事業、イベント・セミナー事業、「J-F L E Cはじめてのマネープラン」無料体験事業、「J-F L E Cはじめてのマネープラン」割引クーポン配布事業等を開始しました。同機構に対する監督を適切に実施しました。 ・関係省庁や関係団体と連携しつつ、金融経済教育推進機構の講師派遣を全国の企業に周知する等、雇用者に対する資産形成支援のための環境整備を進めました。

	・令和7年3月のグローバル・マナー・ウィークの期間中に、官民連携の上で、金融経済教育に関するイベントを開催しつつ、我が国の取組について国際発信を行いました。
③ 顧客本位の業務運営	・「金融事業者リスト」及び「投資信託及び外貨建保険の共通K P Iに関する分析結果」を公表しました（令和6年9月、令和7年3月）。「金融事業者リスト」については、「顧客本位の業務運営に関する原則」におけるプロダクトガバナンスに関する補充原則の追加（令和6年9月）を踏まえて、同リストの見直しを行いました。 ・各金融機関が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づく取組方針に関して、営業現場への浸透状況や実践状況等の観点から、金融機関と対話を行いました。 ・外貨建保険の販売等については、直近の苦情発生状況等を注視しつつ、生命保険会社等を対象に、長期の契約継続を前提としたアフターフォローなど、顧客本位の取組の進捗状況について確認しました。 ・外貨建一時払保険や仕組債の販売勧誘・顧客管理等に係る業界規則等への金融機関の対応状況を確認するとともに、外貨建債券や外国株式を含む幅広いリスク性金融商品について、経営陣の関与も含め、プロダクトガバナンス態勢、販売・管理態勢、報酬・業績評価体系について検証しました。 ・投資経験が少ないN I S A利用者に対するニーズやリスク許容度の確認、商品特性や注意点等に関する説明、販売後のフォローアップの状況等を確認しました。 ・持続可能なリテールビジネスを構築するためには、顧客本位の業務運営と統合的な経営戦略等を策定することが重要であるとの観点から、管理会計も踏まえつつ、各金融機関における同ビジネスの経営戦略、位置付け、考え方等にも着目しながら対話を行いました。 ・法令違反・不適切行為の防止や顧客本位の業務運営の推進といった健全な企業文化の醸成等に向けた取組事例や課題等の実態把握を行い、対話結果を取りまとめたレポートを公表しました（令和7年6月）。 ・最善利益勘案義務に係る関係政府令・監督指針等の整備を行いました（令和6年10月公布、令和6年11月施行）。 ・利益相反が生じうる事項の情報提供のルール化については、金融事業者の業務の実態を踏まえつつ、必要な内閣府令改正を行いました（令和7年3月公布、令和7年12月施行）。 ・資産運用に関する顧客意識調査を実施し、結果を取りまとめて公表しました（令和6年7月）。 ・各種雑誌への寄稿や業界団体等での講演等を通じて、顧客本位の業務運営の見える化の施策の趣旨や、金融機関による顧客本位の業務運営の確保

	に向けた情報を広く発信しました。
⑤ 顧客に寄り添った利用者サービス	・金融機関に対するアンケート調査を実施し取組状況を把握した上で、障がい者が安全で利便性の高い金融サービスを利用できるよう、障がい者に配慮した施設等の整備、研修等を通じた現場職員による対応の徹底、電話リレーサービスを用いた連絡への対応、窓口やウェブサイトでの障がい者向けのサービスの提供内容の表示・周知を促しました。 ・障がい者団体、金融機関関係団体との意見交換会の開催を通じ、障がい者の利便性向上に向けた取組に関する議論を深めました。 ・成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託の導入を促しました。 ・認知判断能力が低下した顧客の取引を親族等が代理する場合における対応等について、顧客利便の向上を図りつつ、対応に伴う顧客及び関係者との間でのトラブルを未然に防止する観点から、後見制度支援預貯金等の導入状況調査の結果も踏まえて、金融機関及び業界団体との対話を行い、更なる取組を支援しました。 ・外国人向けパンフレット（15言語に翻訳）及びその受入れ先向けパンフレットの改訂を行い、金融機関及び受入れ先企業等に対して、これらも活用しながら外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上及びマネロンや口座売買等の犯罪への関与の防止等に係る周知活動を実施しました。 ・銀行口座開設手続の迅速化・円滑化を図る観点から、金融・資産運用特区において実証的に、海外からのビジネス進出を志向する外国人を支援するため、地方公共団体・金融機関による支援ネットワーク（地方公共団体と銀行の連携強化、地方公共団体による伴走型支援等）の構築に取り組みしました。 ・「規制改革実施計画」（令和6年6月21日閣議決定）等を踏まえ、いわゆるスタートアップビザを取得した外国人起業家による銀行口座開設に関する金融機関への要請等に関して、関係省庁による実態把握等も活用しつつ、フォローを実施しました。 ・金融機関における在留期間管理等の適切な外国人顧客管理について、在留期間の更新や変更を行っている場合の特例期間等への配慮にも留意しながら、警察庁における検討に協力しました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	29	29	161	159
		補正予算	525	1,104	105	—
		繰越等	▲510	414		
		合 計	44	1,546		
	執行額（百万円）		20	1,422		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和 7 年 6 月 9 日～6 月 23 日）
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・資産所得倍増プラン（令和 4 年 11 月 28 日決定） ・金融審議会 市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」中間報告（令和 4 年 12 月 9 日公表） ・資産運用立国実現プラン（令和 5 年 12 月 13 日公表） ・「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」（平成 12 年法律第 101 号） ・「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（令和 6 年 3 月 15 日閣議決定） ・「顧客本位の業務運営に関する原則」（令和 6 年 9 月 26 日公表） ・令和 5 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について（令和 6 年 10 月 30 日公表） ・「金融商品取引業等に関する内閣府令」等の改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について（令和 7 年 3 月 11 日公表）
担当部局名	総合政策局 総合政策課、リスク分析総括課コンダクト監理官室 企画市場局 市場課 監督局 監督調査室、総務課、銀行第一課、保険課
政策評価実施時期	令和 7 年 8 月

令和 6 年度 実績評価書

金融庁令 6(施策Ⅱ-2)

施策名	利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
施策の概要	金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図る。 また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む。
達成すべき目標	金融サービスの利用者の保護が図られること
目標設定の考え方・根拠	金融商品・サービスの多様化・高度化が進む中、金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る必要がある。 また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢が確立されることが重要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行うとともに、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する必要がある。 【根拠】 ・各業法の目的規定、各監督指針等 ・多重債務問題改善プログラム（平成 19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定） ・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画（平成 27 年 3 月 24 日） ・顧客本位の業務運営に関する原則（平成 29 年 3 月 30 日） ・ギャンブル等依存症対策推進基本計画（令和 4 年 3 月 25 日閣議決定） ・2024 事務年度金融行政方針(令和 6 年 8 月 30 日) ・国民を詐欺から守るための総合対策（令和 6 年 6 月 18 日犯罪対策閣僚会議決定）

測定指標		
指標① [主要]利用者保護のための制度整備の進捗状況		【達成】
6 年度目標	所要の政令・内閣府令等の整備等	
6 年度実績	・銀行法における免許又は資金決済に関する法律における資金移動業の登録を受けずに業として為替取引を営んでいる者（無登録業者）への対応として、「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）14. 資金移動業者関係」の一部改正を行いました（令和 6 年 5 月）。	
指標② [主要]保険会社等における更なる態勢整備		【達成】

6 年度目標	保険市場の信頼の回復と健全な発展に向けて、監督指針等の改正を進め、さらに金融審議会において制度改革の必要性を含め、具体的な対応の検討に取り組むとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う
6 年度実績	・金融審議会の下に「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」を設置し、保険業の信頼の確保とその健全な発展を図るために必要な方策について検討を行い、報告書を取りまとめました（令和 6 年 12 月）。 ・当該報告書の提言を踏まえ、大規模乗合の損害保険代理店及び保険会社等に対する体制整備を強化するとともに、保険契約の締結等に関する禁止行為の対処範囲を拡大する措置を講ずる「保険業法の一部を改正する法律」が成立しました（令和 7 年 6 月公布）。 ・保険会社の経営を取り巻く中長期的な環境やリスクの変化に直面する中、健全かつ持続可能なビジネスモデルを構築するために取り組むべき課題等について、各社と対話を行いました。 ・「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」の報告書や「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」の報告書等を踏まえ、業界ガイドラインの策定・改定等を進めました。また、保険料不正請求事案や保険料調整行為事案等の対応として、監督指針の改正について 5 月にパブリックコメントを開始しました。 ・保険金不正請求事案及び保険料調整行為事案について、業務改善命令に基づき各社が提出した業務改善計画に基づき抜本的な改善対応が適切に実施されるよう、フォローアップを実施しました。 ・保険本来の趣旨を逸脱するような商品開発や募集活動を防止する観点から、国税庁と意見交換会等を通して連携を図りました。 ・保険代理店ヒアリングの実施や個別の監督事例の共有等を通じて、財務局との連携を一層強化しつつ、保険代理店に対する監督を行いました。 ・代理店業務品質評価検討ワーキング・グループへのオブザーバー参加等を通じて、生命保険協会の代理店業務品質評価に関する運営の動向を注視しつつ、同ワーキング・グループでの議論を踏まえ、各生命保険会社に対して代理店管理の高度化に向けた取組を促しました。 ・営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢に関し、発見された課題について、生命保険協会における継続的なフォローアップや各社の取組状況を通じて、確認を行いました。
指標③ [主要] 日本郵政グループにおける更なる態勢整備	
6 年度目標	顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う
6 年度実績	・新規業務・新商品のサービス提供を踏まえ、顧客本位の業務運営に向けた施策の取組状況について対話を行いました。
指標④ [主要] 金融商品取引業者等における更なる態勢整備	
6 年度目標	必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点を明確化するとともに自主規制機関等と連携しつつ、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う

	6 年度実績	・「金融行政方針」を踏まえ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けモニタリングを行いました。	
指標⑤ [主要]前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備			【達成】
	6 年度目標	必要に応じて事務ガイドラインの改正を行うとともに、利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備が図られるよう指導・監督を行う	
	6 年度実績	・前払式支払手段発行者及び資金移動業者については、法令・事務ガイドラインに基づく態勢整備の状況についてモニタリングを行いました。また、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者の業務実施計画の届出の審査に取り組みしました。	
指標⑥ [主要]無登録業者等に対する適切な対応			【達成】
	6 年度目標	無登録業者による詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者等への適切な対応を行う	
	6 年度実績	・金融庁において、無登録で金融商品取引業を行う者による悪質な投資勧誘等について、警告書の発出・公表を 57 件実施しました。 ・証券取引等監視委員会において、無登録でファンドを販売・勧誘する行為等が認められた 1 件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行いました。 ・金融庁による公表内容や詐欺的な投資勧誘等に関する注意喚起について、関係機関とも連携して X（旧 T w i t t e r ）において情報発信を行うことにより投資者への注意喚起を行いました。 ・金融商品取引業の登録を受けていない者が無料で投資情報の提供を行う旨等の広告等を行った場合でも、一定の場合には、無登録で金融商品取引業を行う者として違法となり得ることについて、ガイドラインや監督指針で明確化しました。	
指標⑦ 相談室相談員の研修受講状況			【達成】
	基準値	実績	
	5 年度	6 年度	目標値
	5 回	5 回	6 年度
			5 回
指標⑧ 金融トラブル連絡調整協議会の開催状況			【達成】
	基準値	実績	
	5 年度	6 年度	目標値
	2 回	3 回	6 年度
			2 回

・金融トラブル連絡調整協議会においては、各指定紛争解決機関の業務実施状況及び、「指定紛争解決機関における苦情処理手続の対応について」等をテーマとして、更なる改善点等について議論を行いました。		
指標⑨ 多重債務相談窓口の周知・広報に係る活動状況		【達成】
6 年度目標	多様な手段により効果的に周知・広報活動を行う	
6 年度実績	・相談窓口の周知・広報として、消費者向け及び事業者向けの相談窓口を記載したリーフレット等の作成・配布、SNS 等による広告、自治体広報誌への掲載等を実施しました。その結果、財務局及び地方自治体における令和 6 年の多重債務相談件数の合計は 35,801 件（アンケート調査による集計）となりました。	
指標⑩ 財務局における管内自治体の相談員等向け研修の実施		【達成】
6 年度目標	各財務局において実施	
6 年度実績	・多重債務相談に有用な知識の習得のため、財務局において、ギャンブル等依存症の専門家等を講師とする研修を実施し、管内地方自治体の多重債務相談員等の相談体制強化をバックアップしました。	
指標⑪ ギャンブル等依存症対策の観点からの多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組の状況		【達成】
6 年度目標	連携強化に向けた取組を行う	
6 年度実績	・多重債務相談窓口が精神保健福祉センター等の専門機関と連携する際の留意点等を整理した対応マニュアルを、多重債務者相談強化キャンペーン実施時に多重債務相談員に対し周知し、その活用を促しました。	
指標⑫ インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況		【達成】
6 年度目標	インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組を促すよう指導・監督を行う	
6 年度実績	・偽造キャッシュカードやインターネットバンキングによる不正送金被害等に対する注意喚起の観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を金融庁ウェブサイトにおいて公表しました（令和 7 年 3 月）。 ・金融犯罪被害を減らすため、金融機関に対して各種セキュリティ対策等の向上を促す観点から、偽造キャッシュカードやインターネットバンキング等に係るセキュリティ対策の導入状況についてアンケート調査を実施し、その結果について金融庁ウェブサイトにおいて公表しました（令和 6 年 12 月）。 ・フィッシング詐欺による預金の不正引出しが急増していることを踏まえ、業界団体との意見交換会において、預金取扱金融機関に対し被害防止対策の検討・実施を要請するとともに、警察庁と連携し、不正送金の主な手口や注意点に関する注意喚起を行いました（令和 6 年 12 月）。	
指標⑬ 不正利用口座等への対応状況		【達成】

	6 年度目標	金融機関において利用停止等の措置を実施
	6 年度実績	・ 金融庁及び全国の財務局等から金融機関に対して情報提供を行い、金融機関において、令和 6 年度に 222 件の利用停止、48 件の強制解約等の措置が行われたことを確認しました（令和 5 年度：利用停止 316 件、強制解約 128 件）。
指標⑭ 暗号資産交換業者における態勢整備		【達成】
	6 年度目標	暗号資産交換業者のビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理態勢等について、モニタリングを継続的に実施するとともに、検査・監督やサイバー演習等を通じて、サイバーセキュリティ水準の向上を促す
	6 年度実績	・暗号資産交換業者については、暗号資産交換業者のビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理態勢等について、モニタリングを継続的に実施しました。また、検査・監督やサイバー演習等を通じて、サイバーセキュリティ水準の向上を促しました。
指標⑮ 金融犯罪対策の推進		【達成】
	6 年度目標	金融庁内の金融犯罪対策に関する情報連携を強化し、同対策を強く推進する
	6 年度実績	・「国民を詐欺から守るための総合対策」（令和 6 年 6 月）に基づき、国民を金融犯罪から守るための各種取組みを推進しました。 ・金融庁内に金融犯罪対策に関する連絡会を設置し、同連絡会の定期的な開催を通じて、情報連携を行いました。 ・金融機関向けに金融犯罪対策に係る取組をまとめた資料を金融庁ウェブサイトにおいて公表しました。（令和 7 年 6 月）
参考指標		
指標① 各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況＜受付件数等＞		
	6 年度実績	・ 苦情処理手続受付件数 7,731 件、紛争解決手続受付件数 1,305 件（令和 5 年度：苦情処理手続受付件数 7,846 件、紛争解決手続受付件数 1,281 件）
指標② 無届募集等の件数		
	6 年度実績	・ 9 件（令和 5 年度：10 件）
指標③ 金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数		
	6 年度実績	・令和 6 年度に金融サービス利用者相談室に寄せられた相談等の受付件数は、48,257 件です（令和 5 年度の受付件数は、51,409 件）。
指標④ 財務局及び地方自治体における多重債務相談件数		
	6 年度実績	・財務局及び地方自治体の令和 6 年の相談件数の合計は 35,801 件です（アンケート調査による集計）。
指標⑤ 金融機関への口座不正利用にかかる情報提供件数		

	6 年度実績	・金融庁及び全国の財務局等から金融機関に対して、令和 6 年度に 287 件の情報提供を行いました（令和 5 年度：490 件）。
指標⑥ インターネットバンキングによる不正送金被害発生等の状況＜件数・金額＞		
	6 年度実績	・各類型による被害発生状況は以下のとおりです（令和 7 年 3 月末時点）。 ①偽造キャッシュカード：14 件、27 百万円 （令和 5 年度：13 件、53 百万円） ②盗難キャッシュカード：6,936 件、5,448 百万円 （令和 5 年度：8,504 件、6,853 百万円） ③盗難通帳：19 件、14 百万円 （令和 5 年度：13 件、11 百万円） ④インターネットバンキング：10,337 件、16,131 百万円 （令和 5 年度：6,635 件、11,529 百万円） ⑤連携サービス：296 件、80 百万円 （令和 5 年度：426 件、112 百万円）
指標⑦ 振り込め詐欺救済法に基づく被害者への被害回復分配金の支払状況＜金額＞ ※預金保険機構公表資料		
	6 年度実績	・約 280 億円（被害者への返金額（令和 6 年度末までの累計））（令和 5 年度末：約 230 億円）
指標⑧ 特殊詐欺被害発生状況・被害額＜件数・金額＞ ※警察庁公表資料		
	6 年度実績	・令和 6 年の特殊詐欺の被害は、20,987 件、約 721.5 億円（令和 5 年：19,033 件、約 441.2 億円）。
指標⑨ 無登録業者等に係る裁判所への申立て件数		
	6 年度実績	・1 件（令和 5 年度：1 件）

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	B（相当程度進展あり）
	【判断根拠】 金融サービスの利用者の保護の観点から、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けたモニタリング（測定指標④）や新規業務・新商品のサービス提供の開始等を踏まえ、顧客本位の業務運営に向けた施策の取組状況について対話を行う（測定指標③）など、利用者が安心して金融サービスを受けられるための環境整備等を進めました。 そのほか、損害保険会社等にて発生した不適切事案について、保険業法に基づく業務改善命令等の発出の実施（測定指標②）、無登録で金融商品取引業を行う者による悪質な投資勧誘等について、警告書の発出・公表の実施（測定指標⑥）を行うなど、多くの測定指標で目標を達成しまし

	た。 上記以外の測定指標についても、目標を達成したものの、今後も金融犯罪被害の防止に向けた金融機関の適切な態勢整備を引き続き促していく必要があること、また、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者等への適切な対応を引き続き行っていく必要があることから、評価結果を「B」としました。
施策の分析	【必要性】 金融商品・サービスの多様化・高度化が進む中、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備することや制定した利用者保護ルールの運用状況について適切にフォローアップしていくことが必要であると考えています。 【効率性】 利用者が安心して金融サービスを受けられる環境の整備に向けて、金融審議会での議論、業界団体との意見交換や金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等を踏まえつつ検討を行うことにより、効率的かつ有効な取組を進めることができます。
	【有効性】 利用者が安心して金融サービスを受けられる環境の整備に向けて、金融審議会での議論、業界団体との意見交換や金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等を踏まえつつ検討を行うことにより、効率的かつ有効な取組を進めることができます。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中、引き続き利用者が安心して金融サービスを受けられるよう、利用者保護のために必要な制度整備を進めるとともに、金融犯罪被害の防止に向けた金融機関の適切な態勢整備を促していく必要があります。 加えて、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者等への適切な対応を引き続き行っていく必要があります。 また、保険業法に基づく業務改善命令に基づき各社が提出した業務改善計画について、着実かつ実効的に改善が進むよう、フォローアップを行う必要があります。また、昨今の不適切事案の実態把握を進めていく中で認められた課題について、有識者会議や金融審議会報告書等を踏まえ、検討を行う必要があります。 また、金融機関による法令等遵守態勢の確立も重要であり、引き続き、各種紛争解決機関や相談窓口との連携及び当局での相談体制の強化を図るとともに、金融機関が法令を遵守しているか適時・適切に各業者に確認するなど、問題事案の早期発見のため適切な監督に努める必要があります。 【施策】 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備に向けて、利用者保護のために必要な制度整

	備や金融機関の適切な態勢整備を促すための指導・監督などについて、引き続き取組を進めていきます。 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。
--	--

主な事務事業の取組内容・評価	
① 金融サービスを安心して享受できるための金融機関における態勢整備等	・利用者保護等の観点に留意しつつ、所要の政令・内閣府令等の整備を行いました。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討を行いました。 ・保険金不正請求事案及び保険料調整行為事案について、業務改善命令に基づき各社が提出した業務改善計画に基づき抜本的な改善対応が適切に実施されるよう、フォローアップを実施しました。引き続き、業務改善計画の進捗状況について、フォローアップを継続します。 ・「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」の報告書等を踏まえ、保険会社に対し、顧客本位の業務運営を徹底し、保険業における健全な競争環境の構築を実現するために、以下の点について、必要な調査・分析を行った上で、業界ガイドラインの策定・改正等を進めました。引き続き、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」、「金融審議会 損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書等を踏まえ、監督指針及び業界ガイドラインの改正等を進めます。 ① 第三者による代理店の業務品質の評価の枠組みの検討 ② 保険会社による代理店に対する指導等の実効性の確保 ③ 代理店手数料ポイント制度の適切性確保 ④ 保険会社による自社商品の優先的な取り扱いを誘引する便宜供与の解消 ⑤ 乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保 ⑥ 共同保険のビジネス慣行の適正化 ⑦ 企業内代理店の実務能力の向上や自立の支援等 ・金融審議会の下に「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」を設置し、保険業の信頼の確保とその健全な発展を図るために必要な方策について検討を行い、その結果を取りまとめた報告書を令和6年12月に公表しました。報告書では、以下の施策が提言されました。 ＜顧客本位の業務運営の徹底＞ ✓ 大規模乗合代理店に対する体制整備の強化等 ✓ 保険会社による指導等の実効性の確保等 ✓ 乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保 ✓ 損害保険分野における自主規制のあり方の整理 ＜健全な競争環境の実現＞

- ✓ 保険仲立人の活用促進
 - ✓ 保険会社による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止
 - ✓ 企業内代理店に関する規制の再構築
 - ✓ 火災保険の赤字構造の改善等
- ・上記報告書を踏まえ、損害保険料率算出団体が参考純率を算出することができる保険種目の拡大に関する内閣府令改正等について、パブリックコメントを開始しました（令和7年6月）。
 - ・保険金不正請求事案と保険料調整行為事案の再発防止を図るため、顧客本位の業務運営を徹底し健全な競争環境を実現する観点から、大規模乗合の損害保険代理店及び保険会社等に対する体制整備を強化するとともに、保険契約の締結等に関する禁止行為の対象範囲を拡大する措置を講ずる「保険業法の一部を改正する法律」が成立しました（令和7年6月公布）。
 - ・保険本来の趣旨を逸脱するような商品開発や募集活動を防止する観点から、国税庁と意見交換会等を通して連携を図りました。
 - ・保険代理店ヒアリングの実施や個別の監督事例の共有等を通じて、財務局との連携を一層強化しつつ、保険代理店に対する監督を行いました。
 - ・代理店業務品質評価検討ワーキング・グループへのオブザーバー参加等を通じて、生命保険協会の代理店業務品質評価に関する運営の動向を注視しつつ、同ワーキング・グループでの議論を踏まえ、各生命保険会社に対して代理店管理の高度化に向けた取組を促しました。
 - ・営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢に関し、発見された課題について、生命保険協会における継続的なフォローアップや各社の取組状況を通じて、確認を行いました。
 - ・ゆうちょ銀行について、顧客本位の業務運営の定着やシステムリスク管理の高度化に向けた取組みのほか、不祥事件の再発防止に向けた取組みについて対話を実施しました。
 - ・かんぽ生命について、経営陣が適切に関与した形での顧客本位の業務運営に向けた施策の定着やコンプライアンス・顧客保護を重視する健全な組織風土の醸成に向けたガバナンス強化を含む態勢の実効性について確認しました。
 - ・金融商品取引業者等については、金融商品の組成・販売勧誘態勢等について、法令や自主規制規則等に則っているかモニタリングを行うとともに、顧客本位の業務運営の取組を深化させるための不断の取組が行われるよう促しました。くわえて、不公正取引等の検知・防止のための態勢や情報管理態勢の整備も含め、実効性のあるコンプライアンス態勢や、内部管理態勢が構築されているかモニタリングを行いました。
 - ・貸金業者については、財務局及び都道府県と連携しつつ、貸金業法等関

	連法令に基づき適切に登録制度を運用するとともに、業務規制等を踏まえたモニタリング（若年者貸付けに係るモニタリングを含む。）を適切に実施しました。 ・資金移動業者については、登録審査及び業務実施計画の認可審査における手続きの迅速化に取り組むとともに、法令・事務ガイドラインに基づく態勢整備の状況についてモニタリングを行いました。また、前払式支払手段発行者については、電子移転可能型前払式支払手段の発行者に求める不正利用防止措置等や高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者に求める取引時確認・マネロンリスク管理態勢等を踏まえ、法令・事務ガイドラインに基づく態勢整備の状況についてモニタリングを行いました。一部の決済サービスは、国民生活のインフラへと成長しつつあることから、ビジネスモデルや国民の期待に応じたリスク管理態勢の整備を求めました。 ・暗号資産交換業者については、ビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理態勢等について、継続的にモニタリングを実施するとともに、サイバーセキュリティ水準の向上を促しました。また、無登録事業者に関する利用者相談が引き続き寄せられていることを踏まえ、無登録事業者に対し厳正に対応しました。加えて、令和6年5月に発生した暗号資産交換業者による利用者財産の不正流出事案を踏まえ、利用者保護の観点から、自主規制機関との連携も含め、各事業者の暗号資産の管理に係るセキュリティの高度化を促しました。
②	利用者保護のための制度・環境整備 ・無登録で金融商品取引業を行う者に対する照会書及び警告書の発出や裁判所への禁止又は停止命令の申立てを行うとともに、無登録で金融商品取引業を行っている疑いがある者に対する問い合わせ等も通じて、積極的に実態把握を行いました（2024年度の警告書発出件数は57件、申立て実施件数は1件）。無届で有価証券の募集等を行う者についても、上記に準じた対応を行いました。 ・無登録で金融商品取引業を行う者の情報や詐欺的な投資勧誘を含む無登録業者で金融商品取引業を行う者との取引の危険性について、SNS等も活用しつつ、投資者等に広く周知及び注意喚起を行いました。 ・投資詐欺等に関する金融庁の相談体制を強化・整備したほか、関連省庁と連携した政府広報やJ-F L E Cなどを通じた啓発を実施しました。 ・無登録で金融商品取引業を行う者等によるSNS型投資詐欺等が多数発生している状況を踏まえ、関係機関との連携を強化して対応しつつ、SNS上の、金融商品取引法に違反する可能性がある偽広告等に関し、情報収集等を行うための体制として情報受付窓口を開設（令和6年10月）した上で、SNS事業者等と連携し、投資者等への注意喚起等を実施しました。また、関係協会等においても、横断的に、自らになりました

偽広告等に関する情報収集や注意喚起を行うとともに、当該偽広告等を発見した場合などにはSNS事業者等に対し積極的な削除要請を行うよう要請を行いました（令和6年9月）。

- ・金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行った。また、令和4年9月に導入した電話受付時間外での質問等への対応ができるサービス（AIチャットボット）の利便性の向上を図りました。さらに、研修を充実させることなどで、相談員の相談対応水準の向上を図り、相談態勢の充実を推進しました。
- ・「金融トラブル連絡調整協議会」（指定紛争解決機関（以下「指定機関」という。）、学識経験者・消費者団体及び弁護士等によって構成）等の枠組みも利用しつつ、関係諸機関及び金融機関の監督部局とも連携の上、トラブルを抱えた利用者が指定機関等にアクセスしやすい環境を整備するため「金融機関とのトラブルに関する相談・苦情窓口（金融ADR機関）一覧」を金融庁ウェブサイトにおいて公表するなど、利用者利便に一層資する取組を促しました。
- ・指定機関向け監督指針に沿った監督を通じて、利用者の信頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性の確保を図りました。また、金融ADR連絡協議会（すべての指定機関によって構成）を活用し、指定機関間の連携強化に取り組みました。
- ・多重債務相談の主要な担い手である地方自治体の主体的な取組を促すとともに、相談者が各自治体などの多重債務相談窓口を訪れる契機とするため、これら相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報を実施しました。
- ・財務局の多重債務相談窓口における直接相談の受付、各局における管内自治体の相談員等向けの研修の実施等、各局管内の都道府県、市区町村における相談体制の強化をバックアップしました。
- ・ギャンブル等依存症対策の観点から、多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組を進めました。
- ・ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づき、オンラインカジノへの送金を抑止するため、業界団体等に対し利用者への注意喚起等の取組を要請しました。また、オンラインカジノへの送金を仲介し、無免許・無登録で為替取引を業として営む者の把握及び防止に努めました。
- ・貸金業の利用者についての実態把握を行いました。
- ・若年者が返済能力を超えた過大な債務を負うことがないよう、コロナ禍からの社会経済活動の正常化の進展に伴う資金需要者の借入行動の変化等について注視しつつ、業界団体の自主ガイドライン等の遵守状況や

若年者への貸付状況について重点的にモニタリングを行うとともに、SNS等を通じ、特に若年者を中心とした全世代を対象に過剰借入・ヤミ金融に関する広報・啓発活動を積極的に行いました。

- ・ SNS等を利用した個人間融資などのヤミ金融の手口について、政府広報の活用や関係機関との連携を通じ、広く一般への注意喚起等を行うとともに、ヤミ金融業者に対し警察当局との連携により厳正に対処しました。
- ・ 前払式支払手段等の電子マネーを利用した特殊詐欺被害の増加がみられるところ、被害防止に向けて、自主規制団体である一般社団法人日本資金決済業協会と協力をしながら広報・啓発活動を強化しました。
- ・ 前払式支払手段等の電子マネーについて前払式支払手段発行者と連携し、詐取された電子マネーの利用を速やかに発見するためのモニタリングを強化し、発見した場合に当該電子マネーの利用を停止するための措置を講ずる等の対策について発行者に検討を促しました。
- ・ 警察庁と連名で、預金取扱金融機関の業界団体等向けに、法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けたモニタリング等対策や警察との連携の強化等を要請しました。その後、各金融機関に対し、要請への対応状況に関するアンケートを発出し、当該アンケート結果の還元を通じて、金融機関における対策の強化・底上げを促しました。また、金融機関に対し、こうした不正送金・利用被害の実態を踏まえた対策に加え、顧客へのセキュリティ対策に係る情報提供や広報・啓発といった取組を促すとともに、モニタリングの強化を図りました。
- ・ 金融機関に対し、振り込め詐欺等の特殊詐欺等による被害の未然防止策の更なる実施や実効性の検証に努めるよう促しました。また、被害の迅速な回復のため、「振り込め詐欺救済法」に沿った被害者救済対応を的確に行っているか確認しました。
- ・ 金融商品取引業の登録を受けていない者が無料で投資情報の提供を行う旨等の広告等を行った場合でも、一定の場合には、無登録で金融商品取引業を行う者として違法となり得ることについて、ガイドラインや監督指針で明確化しました（令和6年11月）。
- ・ 実在する証券会社のウェブサイト装った偽のウェブサイト（フィッシングサイト）等で窃取した顧客情報（ログインIDやパスワード等）によるインターネット取引サービスでの証券口座への不正アクセス・不正取引（第三者による取引）の被害が発生していることを受け、金融庁ウェブサイトにおいて、不正アクセス・不正取引の発生件数及び金額を公表し、投資家への注意喚起を行ったほか、業界団体と連携し、ログイン時の認証強化などインターネット取引におけるセキュリティ水準の向上を求めるなど、被害拡大防止及び再発防止に向けた取組を行いました。
- ・ 金融機関による貸金庫業務の適正化を図るため、窃取等の不正事案防止

	のための管理態勢の強化及びマネー・ローンダリング等防止の実効性確保等の観点から、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」について、所要の改正を行いました（令和7年5月）。
--	---

施策の 予算額・執行額等	区 分		4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	予算の状 況 (百万 円)	当初予算	23	22	28	51
		補正予算	-	-	-	-
		繰越等	-	-		
		合 計	23	22		
	執行額（百万円）		19	21		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和7年6月9日～6月23日）
-----------------	-----------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①】 ・「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）の公表に対するパブリックコメントの結果等について（令和6年5月17日公表） 【測定指標②】 ・「2023 事務年度金融行政方針」（令和5年8月29日公表） ・「2023 年 保険モニタリングレポート」（令和5年6月30日公表） (https://www.fsa.go.jp/news/r4/hoken/20230630-2/20230630.html) ・「2024 事務年度金融行政方針」（令和6年8月30日公表） ・「2024 年 保険モニタリングレポート」（令和6年7月3日公表） (https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20240703/20240703.html) ・「「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」報告書の公表について」（令和6年6月25日公表） (https://www.fsa.go.jp/news/r5/singi/20240625.html) ・金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書の公表について (https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20241225.html) ・「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について (https://www.fsa.go.jp/news/r6/hoken/20250512/20250512.html) 【測定指標④】 ・「2024 事務年度金融行政方針」（令和6年8月30日公表） 【測定指標⑥】 ・無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について (https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html) ・裁判所への申立ての実施状況 (https://www.fsa.go.jp/sesc/actions/moushitate.html) 【測定指標⑧】
---------------------------	--

	・第 66 回金融トラブル連絡調整協議会資料（令和 6 年 6 月 27 日公表） ・第 67 回金融トラブル連絡調整協議会資料（令和 7 年 2 月 12 日公表） ・第 68 回金融トラブル連絡調整協議会資料（令和 7 年 6 月 23 日公表） 【測定指標⑪】 ・「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（令和 7 年 3 月 21 日閣議決定） ・「ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアルについて」（令和 2 年 3 月 31 日公表） 【測定指標⑫】 ・「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」（令和 7 年 3 月 28 日公表） (https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250328-2.html) ・「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（6 年 3 月末）について」（令和 6 年 12 月 25 日公表） (https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20241225.html) 【測定指標⑬】 ・「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」（令和 7 年 5 月 30 日公表） (https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250530.html)
--	--

担当部局名	監督局 監督調査室、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、保険課、証券課 企画市場局 調査室、信用制度参事官室、保険企画室、企業開示課、市場課 総合政策局 総合政策課、リスク分析総括課、フィンテック参事官室、貸金業室、ADR 室、金融サービス利用者相談室、金融犯罪対策室 証券取引等監視委員会事務局 証券検査課、開示検査課
-------	--

政策評価実施時期	令和 7 年 8 月
----------	------------

令和 6 年度 実績評価書

金融庁令 6(施策Ⅲ－1)

施策名	世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
施策の概要	市場機能の強化、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築、市場の公正性・透明性の確保のための制度・環境整備として、資金調達にかかる利便性の向上等の環境を整備するための取組を行う。
達成すべき目標	市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること
目標設定の考え方・根拠	我が国経済の持続的な成長に向けて、金融・資本市場のメカニズムを活用し、家計の資産が成長投資に向かい、企業価値向上の恩恵が家計に還元されることで更なる投資や消費に繋がる好循環の実現を目指す。 そのために、「資産運用立国実現プラン」等に基づき、資産運用業やアセットオーナーシップの改革など、インベストメント・チェーンを構成する各主体に向けた取組をパッケージとして実施する。 また、スタートアップへの成長資金への供給のための非上場株式のプライマリー市場、セカンダリー市場双方の取引活性化に向けた環境整備等に取り組む。 【根拠】 ・金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告（平成 28 年 12 月 22 日） ・「市場構造専門グループ報告書－令和時代における企業と投資家のための新たな市場に向けて－」（令和元年 12 月 27 日） ・『責任ある機関投資家』の諸原則＜日本版スチュワードシップ・コード＞～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」（令和 2 年 3 月 24 日再改訂） ・「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和 2 年 12 月 8 日閣議決定） ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第一次報告（令和 2 年 12 月 23 日） ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」最良執行のあり方等に関するタスクフォース報告書（令和 3 年 6 月 2 日） ・「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」（令和 3 年 6 月 11 日再改訂） ・「投資家と企業の対話ガイドライン」（令和 3 年 6 月 11 日改訂）

	・コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム(令和5年4月26日) ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次報告(令和3年6月18日) ・「経済財政運営と改革の基本方針2022について」(令和4年6月7日閣議決定) ・「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定) ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和4年6月7日閣議決定) ・「フォローアップ」(令和4年6月7日閣議決定) ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告(令和4年6月13日、令和4年12月27日) ・清算・振替機関等向けの総合的な監督指針(令和4年6月17日改訂) ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理(令和4年6月22日) ・「スタートアップ育成5か年計画」(令和4年11月28日) ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次中間整理(令和4年12月21日) ・「経済財政運営と改革の基本方針2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現」(令和5年6月16日閣議決定) ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」(令和5年6月16日閣議決定) ・「成長戦略等のフォローアップ」(令和5年6月16日閣議決定) ・「資産運用立国実現プラン」(令和5年12月13日) ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース」報告書(令和5年12月12日) ・「経済財政運営と改革の基本方針2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(令和6年6月21日閣議決定) ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」(令和6年6月21日閣議決定) ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告書―プロダクトガバナンスの確立等に向けて―(令和6年7月2日) ・2024事務年度金融行政方針(令和6年8月30日)
--	---

測定指標		
指標①	[主要] コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた取組の状況	【達成】

		し、パブリックコメントの結果を踏まえ最終化を行いました（令和 6 年 9 月 26 日）。 ・「金融・資産運用特区実現パッケージ」に沿って、国や対象地域（北海道・札幌市、東京都、大阪府・大阪市、福岡県・福岡市の 4 地域）の地方公共団体と連携しながら規制改革等の取組を進めました。くわえて、「金融・資産運用特区」において、地方公共団体と地域金融機関等の連携を通じた G X 推進の取組等、各地方公共団体の取組を支援しました。 ・新興運用業者促進プログラム（日本版 E M P）について、金融機関グループ等における取組事例や、投資信託協会・日本投資顧問業協会が一覧化したエントリーリスト等の関連情報を金融庁の特設ページにおいて公表・更新しました。 ・投資運用業者からミドル・バックオフィス業務を受託する事業者の任意の登録制度の創設、当該創設に伴う投資運用業の登録要件の緩和、運用権限の全部委託を可能とする、「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」（令和 6 年 5 月成立・公布）の施行に向けて、関係政府令等の改正を行いました（令和 7 年 5 月施行）。 ・アセットオーナー・プリンシプルについて、パブリックコメントを踏まえ、内閣官房において策定されました（令和 6 年 8 月 28 日）。各アセットオーナーはそれぞれの所管省庁に対して受入表明を行い、内閣官房において受入状況を整理・公表することとされており、金融庁においても所管するアセットオーナーに対して受入れの呼びかけ・フォローアップを行いました。
指標④ 海外プロモーション活動等の取組状況		【達成】
	6 年度目標	国際金融センターの実現に向けた施策の情報発信を行う
	6 年度実績	・国際金融センターの特設ウェブサイトのコンテンツ拡充や海外主要メディアを活用した広報を実施しました。また、海外出張先における現地金融事業者との面会やイベントでの登壇、「Japan Weeks 2024」の実施等、積極的にプロモーション活動を実施しました。 ・国内外の資産運用会社を中心とした関係者の参画を得る形で、日本の家計における貯蓄から投資への促進や資産運用業の改革に関する対話の場として、「資産運用フォーラム」を、令和 6 年 10 月に立ち上げました。
指標⑤ 市場機能強化に向けての施策の取組状況		【達成】
	6 年度目標	スタートアップへの成長資金の供給等と運用対象の多様化に向けた施策の実施など
	6 年度実績	・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース報告書」（令和 5 年 12 月 12 日公表）の提言を踏まえ、「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」の策定（令和 6 年 10 月 17 日）、投資型クラウドファンディングにおける発行総額上限及び投資家による投資上限の引上げ等に係る政府令等の改正（令和 7 年 2 月施行）、株式報酬に係る開示規制に関して、有価証券届出書の提出に代えて臨時報告書の提出をもって募集又は売出しを行うことができる特例制度

	について、譲渡制限付株式（ＲＳ）に係る譲渡制限期間の見直し及び事後交付型株式報酬（ＲＳＵ等）に係る募集又は売出しについても当該特例制度が適用されることを明確化する政府令等の改正（令和７年２月施行）を行いました。 ・上記報告書の提言を踏まえ、「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」が成立、公布され（令和６年５月）、非上場有価証券の流通活性化に向け、私設取引システム（ＰＴＳ）運営業務について、流動性の低い非上場有価証券のみを扱い、かつ、取引規模が限定的である場合には、認可を要さず第一種金融商品取引業の登録のみで運営可能とする政府令等の改正（令和６年１１月施行）、プロ投資家を対象として、非上場有価証券の仲介業務に特化し、原則として有価証券や金銭の預託を受けない場合には、第一種金融商品取引業の登録要件等を緩和する政府令等の改正（令和７年５月施行）を行いました。 ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ報告書」（令和６年７月２日公表）の提言を踏まえ、株式決済期間のＴ＋１化について、海外市場の動向を注視しながら、市場関係者と連携し、実務的な検討を進めた他、株式投資型クラウドファンディングにおける株主一元化スキームの活用に向けて、「投資運用業等 登録手続ガイドブック」の改訂（令和７年３月６日）を行いました。
指標⑥	清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組の状況 【達成】
6 年度目標	清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組を促す
6 年度実績	・危機管理グループ会合や監督カレッジ会合に参加し、外国清算機関の母国当局との連携を強化しました。 ・「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の円滑な施行に向けて、関連する政府令等の改正を行いました（令和６年１１月施行）。 ・外貨建国内債（オリガミ債）の発行円滑化については、外国口座管理機関の下位に国内口座管理機関を設置できるよう、内閣府令の改正を行いました（令和６年１１月施行）。 ・取引情報報告制度の報告項目の拡充について、円滑に報告が開始されるよう、各金融機関の対応をサポートするとともに、当庁の取引情報報告・蓄積システムの整備を実施しました。
指標⑦	金融指標の頑健性・信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組の状況 【達成】
6 年度目標	特定金融指標であるＴＩＢＯＲ及びＴＯＲＦの頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関及びＱＵＩＣＫベンチマークスによる取組のフォローアップなど
6 年度実績	・ＴＯＲＦについて、頑健性・信頼性・透明性向上に向けたＱＵＩＣＫベンチマークスによる取組をフォローアップしました。ＴＩＢＯＲについても、頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関

		による取組をフォローアップしました。特に、令和6年12月末で恒久的に公表停止となったユーロ円TIBORについて、同指標の秩序ある公表停止に向けて時間軸を意識した適切な移行対応が進められるよう、各金融機関における同指標参照契約からの移行状況や顧客対応状況を踏まえつつ、必要に応じて適切な対応を促しました。特定金融指標であるTIBOR及びTORFの欧州域内利用に関しては、将来の安定的な利用を確保するための方策について欧州委員会と協議を継続しました。
参考指標		
指標①	指名・報酬委員会（任意の委員会を含む）の設置状況（東京証券取引所プライム市場）	
	6年度実績	・指名委員会 90.6%（令和6年7月時点）（令和5年度 87.5%（令和5年7月時点）） ・報酬委員会 92.2%（令和6年7月時点）（令和5年度 89.4%（令和5年7月時点））
指標②	独立社外取締役を3分の1以上選任している企業数（東京証券取引所プライム市場）	
	6年度実績	・98.1%（令和6年7月時点）（令和5年度 95.0%（令和5年7月時点））
指標③	「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関する開示状況（東京証券取引所プライム市場）	
	6年度実績	・91%※（令和7年3月末時点） ※具体的な取組等を検討中である旨を開示する企業を含む
指標④	スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関数及び個別の議決権行使結果の公表を行う機関数（年金基金等を除く）	
	6年度実績	・スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関数 340 機関（令和7年3月時点）（令和5年度 334 機関（令和6年3月時点）） ・個別の議決権行使結果の公表を行う機関数（年金基金等を除く）136 機関（令和7年3月時点）（令和5年度 132 機関（令和6年3月時点））

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（目標達成）
	【判断根拠】 コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム 2024」（令和6年6月公表）を踏まえ、スチュワードシップ活動の実質化、取締役会等の実効性向上、収益性と成長性を意識した経営の促進、情報開示の充実及びグローバル投資家との対話促進等の取組を進めました。その一環として、企業と投資家の建設的な対話の促進の観点から、令和6年5月の通常国会において成立した金融商品取引法の改正の施行（公布後2年以内）に伴う、公開買付・大量保有報告制度の政府令改正の対応を進めました。また、改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」（令和5年1月施行）において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方や

び取組の記載欄が新設されたこと並びにコーポレートガバナンスに関する開示の拡充が行われたこと等を踏まえ、開示の充実を図る観点から、有価証券報告書におけるサステナビリティ及び政策保有株式等を含めたコーポレートガバナンス開示等の好事例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集 2024」を公表しました（令和 6 年 11 月公表、令和 7 年 3 月最終更新）。また、有価証券報告書レビューの審査結果等を取りまとめて公表しました（令和 7 年 4 月）。あわせて、企業等に対する開示充実のためのセミナー等に参加し取組の発信を行いました。（測定指標①）。

家計金融資産等の運用を担う資産運用業の高度化に向け、大手金融機関グループにおいて運用力向上やガバナンス改善・体制強化を図るためのプランを策定・公表しており、各社の取組のフォローアップを行ったほか、金融審議会市場制度ワーキング・グループにおける議論等を踏まえ「顧客本位の業務運営に関する原則」を改訂しました（令和 6 年 9 月 26 日）。また、「金融・資産運用特区実現パッケージ」に沿って、国や対象地域（北海道・札幌市、東京都、大阪府・大阪市、福岡県・福岡市の 4 地域）の地方公共団体と連携しながら規制改革等の取組を進め、「金融・資産運用特区」において、地方公共団体と地域金融機関等の連携を通じた G X 推進の取組等、各地方公共団体の取組を支援しました。加えて、新興運用業者に対する資金供給の円滑化を図るため、新興運用業者促進プログラム（日本版 EMP）として、金融機関グループ等における取組事例の把握の継続・更新を行ったほか、投資運用業者からミドル・バックオフィス業務を受託する事業者の任意の登録制度の創設、当該創設に伴う投資運用業の登録要件の緩和、運用権限の全部委託を可能とする、「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」（令和 6 年 5 月成立・公布）の施行に向けて、関係政府令等の改正を行いました（令和 7 年 5 月施行）。（測定指標③）

国内外でのイベントの開催・登壇等を通じて、国際金融センター機能の確立に向けた施策の情報発信を行いました（測定指標 ④）。

市場機能強化に向けて、令和 6 年 5 月に成立した「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」の施行に向けて、流動性の低い非上場有価証券のみを扱い、かつ、取引規模が限定的である P T S 運営業務について、認可を要さず第一種金融商品取引業の登録のみで運営可能とする政府令等の改正を行い、また、プロ投資家を対象として、非上場有価証券の仲介業務に特化し、原則として有価証券や金銭の預託を受けない場合には、第一種金融

	商品取引業の登録要件等を緩和する政府令等の改正を行いました。また、令和6年7月2日に公表された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ報告書」の提言を踏まえ、株式投資型クラウドファンディングにおける株主一元化スキームの活用に向けた「投資運用業等 登録手続ガイドブック」の改訂等を行いました（測定指標⑤）。 市場インフラの安定性を確保するため、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に向けて、関連する政府令等の改正を行いました。また、外貨建国内債の発行円滑化に向け、外国口座管理機関の下位に国内口座管理機関を設置できるよう制度整備を行った他、取引情報報告制度の報告項目の拡充について、円滑に報告が開始されるよう、各金融機関の対応をサポートするとともに、当庁の取引情報報告・蓄積システムの整備を実施しました。（測定指標⑥）。 特定金融指標であるTIBOR及びTORFの頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協TIBOR運営機関及びQUICKベンチマークスによる取組をフォローアップしました。特定金融指標であるTIBOR及びTORFの欧州域内利用に関しては、将来の安定的な利用を確保するための方策について欧州委員会と協議を継続しました。（測定指標⑦）。 以上のとおり、測定指標の目標が全て達成されていることから、「A」としました。
施策の分析	【必要性】 市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されるためには、資産運用業・アセットオーナーシップの改革、成長資金供給の円滑化・市場機能強化に向けた所要の制度整備を進めること、また、清算機関・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性確保、市場利便性の向上を促進していくことが必要です。 【有効性】 資産運用業・アセットオーナーシップの改革に向けた法令・制度の整備や新興運用業者の新規参入促進等の取組は、資産運用会社の競争力強化、アセットオーナーの機能向上につながり、国民の安定的な資産形成等に資するため、施策としての有効性が認められます。 成長資金の円滑化に向けた法令・制度の整備や非上場株式のセカンダリー取引の円滑化に関する制度の見直し等は、多様な資金調達手段等の提供等を通じた我が国資本市場の一層の機能発揮に資するため、施策としての有効性が認められます。 清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための

	取組は、市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保に資するため、施策としての有効性が認められます。 特定金融指標に係る施策のうち、頑健性の観点から令和6年12月末で恒久的に公表停止されたユーロ円TIBORについて、移行対応状況に関する金融機関へのヒアリング（令和6年9月）及び公表停止後の状況に関してフォローアップ（令和7年2月）を行い、適切な移行対応の実施を確認するとともに、全銀協TIBOR運営機関とも連携し、TIBORの頑健性等向上に向けた着実な取組を効果的に促すことができました。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 これまでのコーポレートガバナンス改革に向けた取組のフォローアップを行い、引き続き、企業と投資家における改革に向けた取組の着実な実践を促すための施策を進める必要があります。 また、利用者目線に立った市場機能及び金融仲介機能の向上に向けて、投資家保護にも留意しつつ、スタートアップや事業の再構築等に資する成長資金供給のあり方について検討を進めてまいります。加えて、市場の国際競争力を高めるため、非上場有価証券を含む多様な金融商品が円滑・安定的に取引されていくよう、市場インフラ機能の向上について検討してまいります。 そのほか、資産運用業・アセットオーナーシップの改革に向けた取組を継続し、家計金融資産等の運用を担う資産運用業の高度化及びアセットオーナーの機能強化を引き続き推進する必要があります。 【施策】 上記の課題等を踏まえ、市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備に向けて、引き続き、測定指標①～⑦までに係る取組を進めていきます。 全ての施策について、次期も維持します。必要に応じて指 【測定指標】 標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
① コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組	・第29回スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議（令和6年4月開催）での議論を経て、「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2024」を取りまとめ、公表しました（令和6年6月）。 ・「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2024」（令和6年6月公表）を踏まえ、①スチュワードシップ活動の実質化、②取締役会等の実効性向上、③収益性と成長性を意識した経営の促進、④情報開示の充実及びグローバル投資家との対話促進等の取組を進めました。 ①に関連し、企業と投資家とのさらなる対話促進に向けて、協働エンゲ

ジメントの促進や、実質株主の透明性向上に向けたスチュワードシップ・コードの見直しを行いました。併せて、本コード本来の姿である「プリンシプルベース・アプローチ」の原点に立ち返り、策定・改訂時から一定期間が経過し実務への浸透が進んだ箇所等を削除・統合するなど、コードのスリム化を図りました。また、機関投資家へのヒアリングを通じて機関投資家・議決権行使助言会社等による同コードの遵守状況の確認も行いました。

②に関連し、企業の取締役会の実効性向上に向けた取組として、投資家から企業へのエンゲージメントに係る好事例を収集しました。

③に関連し、東京証券取引所による資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取組を更に進める観点から、東証は「投資家の目線とギャップのある事例」（令和6年11月）を公表しました。

④に関連し、より多くの企業において有価証券報告書の開示が株主総会前になるよう、開示に係る手続きや運用上の実務負担等の実態調査を行い、関係省庁や関係機関との連絡協議会を設け、必要な環境整備について検討を行いました。また、金融担当大臣より全上場企業に対する要請文（令和7年3月）を発出し、有価証券報告書の提出は株主総会の3週間以上前に行うことが最も望ましいと考えられることを示しつつ、その第一歩として、まずは有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出することの検討を要請しました。

- ・資産運用会社やアセットオーナーに対して、スチュワードシップ活動の実質化に向けた取組を促すとともに、令和6年通常国会において成立した金融商品取引法の改正の施行（公布後2年以内）に向けて、公開買付・大量保有報告制度の政府令改正の検討を進めました。
- ・有価証券報告書における開示の適切性について検証を実施しました。※政策保有株式については、スタートアップ企業に対する積極的な出資を促す観点から、シナジー効果を見込んで、スタートアップ企業の株式を保有する企業があることも踏まえ、企業の有価証券報告書における好事例、株式保有に対する考え方等を紹介する取組を行いました。
- ・令和5年度の有価証券報告書レビューにおける政策保有株式に関する検証により識別された課題に対応するため、令和7年1月に、最近5事業年度以内に保有目的を政策保有から純投資に変更した銘柄の変更年度、変更理由等の記載を追加する内閣府令の改正を行うとともに、「純投資目的」の考え方を明確にするため、開示ガイドラインの改正を行いました。
- ・有価証券報告書における政策保有株式等を含めたコーポレートガバナンス開示の好事例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集 2024」を公表しました（令和6年11月公表、令和7年3月最終更新）。また、有価証券報告書レビューの審査結果等を取りまとめて公表しました（令和7年4月）。あわせて、企業等に対する開示充実のためのセミナー等に参加し取組の発信を行いました。

② 国際金融センターの実現に向けた、新規参入支援の拡充等	・「拠点開設サポートオフィス」について、金融・資産運用特区のうち、札幌市、大阪市に地方支部を設置しました。 ・金融・資産運用特区における地方自治体との緊密な連携体制を整備し、縦割りを打破した官民一体の金融創業支援ネットワーク構築を目的とした支援事業を継続し、外国人のニーズや行政面の課題についての情報を把握し、今後の改善策検討や効率化に繋げました。 ・資産運用会社が販売会社と投資信託の情報をやりとりする公販ネットワークについて、関係者と連携しつつ、システムベンダーに対し、令和7年度内を目途に互換性を確保するよう促しました。 ・投資信託委託会社、信託銀行、システムベンダーなどの関係各主体の取組状況をフォローするなどして、一者計算の普及を促しました。 ・国際金融センターを含む資産運用立国の実現に向けた施策を内外の関係事業者や投資家のニーズに沿った形で進めるとともに、日本市場の魅力等に関する情報発信を行いました。 ・上記を達成するために、国際金融センターの特設ウェブサイトのコンテンツをさらに拡充しました。また、在外公館等とも連携し、世界の主要な国際金融都市へ定期的に出張してのイベント参加や、令和6年9月下旬から10月上旬の「Japan Weeks 2024」開催、その期間中の「資産運用フォーラム」の立ち上げ等を行いました。 ・「租税条約等の手続きの見直し」について、実務的な論点を検討の上、令和7年度税制改正プロセスにおいて、手続きの簡素化・デジタル化に向けた対応などを要望した結果、継続検討とされました。 ・A I 翻訳サービスについて、業務への活用拡大に努め、金融庁からの英語発信量の拡大を促進しました。
③ 資産運用業・アセットオーナーシップの改革に向けた取組	・大手金融機関グループにおいて、資産運用ビジネスの経営戦略上の位置付けを明確にし、運用力向上やガバナンス改善・体制強化を図るためのプランを策定・公表しており、各社の取組をフォローアップするとともに、各社に継続的な取組の深化を求めました。 ・金融審議会市場制度ワーキング・グループにおける議論等を踏まえた「顧客本位の業務運営に関する原則」の改訂案については、パブリックコメントの結果を踏まえ、最終化を行いました（令和6年9月26日）。 ・くわえて、プロダクトガバナンスの実効性を高める観点から、組成会社と販売会社間の情報連携のあり方等について、各業態の自主規制機関等において行われる実務的な検討をフォローしました。また、これらの検討を踏まえた資産運用会社等の取組状況をフォローアップしました。 ・投資家保護に支障がなく重大な変更該当しない投資信託約款の変更の類

型について明確化等を検討し、内閣府令の改正を行う（令和7年6月施行）とともに「投資信託に関するQ&A」を改訂（令和7年6月）しました。

- ・投資運用業者からミドル・バックオフィス業務を受託する事業者の任意の登録制度の創設、当該創設に伴う投資運用業の登録要件の緩和、運用権限の全部委託を可能とする、「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」及び関係政府令等が令和7年5月より施行されました（改正法は令和6年5月公布、関係政府令等は令和7年3月公布）。

- ・「金融・資産運用特区実現パッケージ」に沿って、国や対象地域（北海道・札幌市、東京都、大阪府・大阪市、福岡県・福岡市の4地域）の地方公共団体と連携しながら規制改革等の取組を進めました。

- ・くわえて、「金融・資産運用特区」において、地方公共団体と地域金融機関等の連携を通じたGX推進の取組等、各地方公共団体の取組を支援しました。なお、各特区の取組の特徴は以下の通り。

① 北海道・札幌市：GXに関する資金・人材・情報を集積しGX金融・資産運用特区を実現

② 東京都：国際金融センターとしての環境を一層整備し、日本・アジアのサステナブルファイナンスやスタートアップの育成を推進

③ 大阪府・大阪市：海外投資を呼び込みながら、スタートアップ等によるイノベーションの実現を推進

④ 福岡県・福岡市：アジアのゲートウェイとして金融機能を強化し、福岡・九州のスタートアップ等を育成

- ・新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）について、金融機関グループ等における取組事例や、投資信託協会・日本投資顧問業協会が一覧化したエントリーリスト等の関連情報を金融庁の特設ページにおいて公表・更新しました。また、Japan Weeks 2024期間中に開催された資産運用フォーラムにおける新興運用業者の振興についてのパネルディスカッションの実施（令和6年10月）や、金融庁・経済産業省・日本ベンチャーキャピタル協会の共催による「アセットオーナー・ベンチャーキャピタル ミートアップ」の開催（令和7年2月）など、金融機関やアセットオーナーによる新興運用業者の積極的な活用に向けた情報発信を行いました。

- ・アセットオーナー・プリンシプルについて、パブリックコメントを踏まえ、内閣官房において策定されました（令和6年8月28日）。各アセットオーナーはそれぞれの所管省庁に対して受入表明を行い、内閣官房において受入状況を整理・公表することとされており、金融庁においても所管するアセットオーナーに対して受入れの呼びかけ・フォローアップを行いました。

- ・アセットオーナーを支える金融機関の資産運用ビジネス（確定拠出年金運営管理機関等における企業年金向けビジネスを含む）の高度化に向けて、金融機関等に対するアンケート調査や対話等を通じて、モニタリングを実施しま

	した。
④ 市場の機能強化に向けた環境整備	・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース報告書」（令和５年１２月１２日公表）の提言を踏まえ、「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」が成立、公布され（令和６年５月）、非上場有価証券の流通活性化に向け、私設取引システム（PTS）運營業務について、流動性の低い非上場有価証券のみを扱い、かつ、取引規模が限定的である場合には、認可を要せず第一種金融商品取引業の登録のみで運営可能とする政府令等の改正（令和６年１１月施行）、プロ投資家を対象として、非上場有価証券の仲介業務に特化し、原則として有価証券や金銭の預託を受けない場合には、第一種金融商品取引業の登録要件等を緩和する政府令等の改正（令和７年５月施行）を行いました。 ・新規公開時に提出される有価証券届出書等において記載されるストックオプションの保有者の個人情報の記載の見直し等に関する内閣府令の改正を行いました（令和６年４月施行）。 ・「金融審議会市場制度ワーキング・グループ報告書」（令和６年７月２日公表）において、株主を一元化するスキームを活用したクラウドファンディングの活用促進の観点から、実態に即した体制整備での投資運用業の登録が可能であることを明確化すること等が提言されたことを踏まえ、株式投資型クラウドファンディングにおける株主一元化スキームの活用に向けて、「投資運用業等 登録手続ガイドブック」の改訂（令和７年３月６日）を行いました。 ・「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」について、パブリックコメントの実施結果を踏まえ、令和６年１０月１７日に最終化しました。 ・投資型クラウドファンディングにおける発行総額上限及び投資家による投資上限の引上げ等に係る政府令の改正等を行いました（令和７年２月２５日施行）。 ・非上場株式の発行市場・流通市場の活性化に向けて、令和６年５月に成立した改正金商法に基づく制度整備を図ると共に、発行企業の資金調達の効率化と投資家保護に留意しつつ勧誘のあり方を検討する等、日本証券業協会等と連携しながら必要な検討を行いました。 ・「金融商品取引業等に関するＱ＆Ａ」を改訂し、金融商品取引法上の特定投資家の要件のさらなる明確化を図りました（令和７年３月１１日）。 ・少額募集に係る有価証券届出書の開示内容の簡素化については、金融審議会市場制度WG・資産運用TF報告書の提言を踏まえて内閣府令等の改正を行いました（令和７年２月施行）。 ・特定投資家私募制度については、有価証券の取得者を特定投資家に限定するための合理的措置がとられていることを前提に、特定投資家以外の者に対するインターネット等による情報提供ができることを明確化するガイドラインの改正を行いました（令和７年２月適用）。 ・株式報酬に係る開示規制に関しては、有価証券届出書の提出に代えて臨時報告書の提出をもって募集又は売出しを行うことができる特例制度について、譲渡制限付株式（RS）に係る譲渡制限期間の見直し及び事後交付型株式報

	酬（RSU等）に係る募集又は売出しについても当該特例制度が適用されることを明確化する金融商品取引法施行令等の改正を行いました（令和7年2月施行）。 ・投資信託協会における自主規制規則の改正により、外国籍投資信託の国内籍投資信託への組入れに向けた環境整備を行いました（令和6年9月19日実施）。 ・上場ベンチャーファンドにおける自己投資口の取得について、不正防止等の措置等を考慮のうえ、内閣府令の改正を行いました（令和7年2月施行）。 ・プロ向けのベンチャーファンドへ出資可能な投資家に関する規制（適格機関投資家等特例業務）について、地域限定で緩和する内閣府令を制定しました（令和6年11月施行）。 ・『「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」対話から得られた示唆』を踏まえ、サステナブルファイナンス有識者会議において、サステナビリティ投資の基本的概念・実務等について議論を行い、報告書を公表しました（令和7年6月）。 ・PTSの売買高上限の緩和等に係る論点の整理を踏まえ、必要な政府令等の改正を行いました（令和6年12月施行）。 ・銀証ファイアーウォール規制について、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ報告書」において示された考え方を踏まえ、関係部署との連携を図りつつ、検討を行いました。 ・投資法人がデータセンター等を保有資産に組み入れるための環境整備として、令和7年6月に「投資法人に関するQ&A」を改訂するなど不動産投資市場の持続的な成長の実現に向けた取組みを実施しました。 ・東京証券取引所（東証）の市場区分見直しの実効性向上に向けた「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」における、上場会社の企業価値向上に向けた取組、グロース市場の中長期的な機能強化に向けた検討等について、関係者と連携し適切にフォローしました。 ・バイオベンチャーの上場審査について、東証における「新規上場ガイドブック（グロース市場編）」等の記載の更なる明確化の検討や、市場関係者の理解促進等の取組をフォローしました。 ・立会時間の延伸は、投資信託の基準価額算出などの後続業務をはじめ、システム対応や情報開示など多方面に影響があることから、東証等とも緊密に連携して対応しました。 ・東証及び地方取引所における投資単位が高い水準にある上場会社の投資単位の引下げに向けた取組を促すとともに、東証の「少額投資の在り方に関する勉強会」における、より少額で投資できる方法に関する検討について、適切にフォローしました。 ・JPX総研におけるTOPIXの機能性のさらなる向上に関する検討について、適切にフォローしました。 ・株式決済期間のT+1化について、海外市場の動向を注視しながら、市場関係者と連携し、実務的な検討を進めました。
⑤ 市場の安定性等確保に向けた監督の実施等	・市場インフラは、利害関係者の利益を考慮した運営が求められるところ、特

	に競合他社が事実上存在しない振替機関及び清算機関においては、関係者の意見を反映するための協議を行う仕組みが機能するよう適切にフォローしました。 ・危機管理グループ会合や監督カレッジへの参加等を通じて、外国清算機関の母国当局と一層の連携強化を図りました。 ・「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の円滑な施行に向けて、関連する政府令等の改正を行いました（令和6年11月施行）。 ・外貨建国内債（オリガミ債）の発行円滑化については、外国口座管理機関の下位に国内口座管理機関を設置できるよう、内閣府令の改正を行いました（令和6年11月施行）。 ・取引情報報告制度の報告項目の拡充について、円滑に報告が開始されるよう、各金融機関の対応をサポートするとともに、当庁の取引情報報告・蓄積システムの整備を実施しました。
--	--

⑥ 金融指標の頑健性・透明性の維持・向上	・TORFについて、QUICKベンチマークス社によるTORFの頑健性・信頼性・透明性向上に向けた施策の検討等の取組を必要に応じてフォローアップしました。 ・TIBORについても、頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協TIBOR運営機関による取組を必要に応じてフォローアップしました。特に令和6年12月末で恒久的に公表停止となったユーロ円TIBORについて、同指標の秩序ある公表停止に向けて時間軸を意識した適切な移行対応が進められるよう、各金融機関における同指標参照契約からの移行状況や顧客対応状況を踏まえつつ、必要に応じて適切な対応を促しました。 ・TIBOR及びTORFの欧州域内利用に関して、欧州委員会との間で、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議を継続しました。
----------------------	--

施策の 予算額・執行額等	区 分		4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	123	94	71	89
		補正予算	107	192	280	-
		繰越等	5	▲94		
		合 計	235	192		
	執行額（百万円）		166	153		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取(令和7年6月9日～6月23日)
-----------------	-----------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①】 ・「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び指名委員会報酬委員会の設置状況」（東京証券取引所 令和6年7月24日） ・「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関する開
---------------------------	--

	示状況（東京証券取引所 令和 7 年 4 月 15 日） ・「スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家のリスト」（令和 7 年 3 月 31 日時点）・「記述情報の開示の好事例集 2024」（令和 6 年 11 月 8 日公表、令和 7 年 3 月 24 日最終更新） https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20241108.html https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20241205.html https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20241227.html https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20250203.html https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20250324-2.html ・有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等（識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集を含む）及び有価証券報告書レビューの実施について（令和 7 年度） https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250401-3/20250401.html 【測定指標③】 ・「経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定） ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）・「成長戦略等のフォローアップ」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定） ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書（令和 5 年 12 月 12 日公表） ・「資産運用立国実現プラン」（令和 5 年 12 月 13 日公表） ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定） ・「経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定） ・「資産運用立国実現プランの進捗状況のフォローアップと今後の予定」（令和 6 年 6 月 21 日公表） ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ報告書」（令和 6 年 7 月 2 日公表） ・「アセットオーナー・プリンシプル」（令和 6 年 8 月 28 日公表） ・「2024 事務年度金融行政方針」（令和 6 年 8 月 30 日公表） ・「顧客本位の業務運営に関する原則」（令和 6 年 9 月 26 日公表） ・第 1 回資産運用立国推進分科会 会議関係資料（令和 7 年 3 月 26 日公表） ・令和 6 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について（令和 7 年 3 月 28 日公表） 【測定指標⑤】 ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書（令和 5 年 12 月 12 日公表）
--	--

	・「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 5 年 11 月公布） ・「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案」（令和 6 年 3 月 15 日閣議決定） ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ報告書」（令和 6 年 7 月 2 日公表） 【測定指標⑥】 ・「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第 4 条第 1 項で定める作成・保存・報告事項ガイドライン」（令和 5 年 11 月 21 日改正） 【測定指標⑦】 ・T O R F の運営態勢の定期的な見直し結果について（株式会社 Q U I C K ベンチマークス 令和 6 年 9 月 25 日公表） ・全銀協 T I B O R の運営態勢の定期的な見直し結果について（一般社団法人全銀協 T I B O R 運営機関 令和 7 年 3 月 31 日公表） ・【再掲】ユーロ円 T I B O R の恒久的な公表停止（2024 年 12 月末）の決定について（一般社団法人全銀協 T I B O R 運営機関 令和 6 年 9 月 30 日公表） ・全銀協 T I B O R 運営機関による「ユーロ円 T I B O R の恒久的な公表停止の決定について（ユーロ円 T I B O R の恒久的な公表停止の実施可否等に関する市中協議の結果公表について）」の公表について（令和 6 年 3 月 6 日公表）
--	--

担当部局名	企画市場局 市場課、企業開示課 総合政策局 総合政策課 監督局 銀行第一課、証券課 総務課 資産運用参事官室
-------	--

政策評価実施時期	令和 7 年 8 月
----------	------------

令和 6 年度 実績評価書

金融庁令 6(施策Ⅲ-2)

施策名	企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施
施策の概要	企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた制度・環境整備を図るとともに、適正な情報開示、会計監査の確保のためのモニタリングを実施する。
達成すべき目標	企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること
目標設定の考え方・根拠	資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成を実現する観点から、投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進していくことが重要である。 【根拠】 ・企業会計審議会「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（平成25年6月19日） ・「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（平成 28 年 3 月 8 日、令和 3 年 11 月 12 日） ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（平成 30 年 6 月 28 日、令和 4 年 6 月 13 日、令和 4 年 12 月 27 日） ・企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」（平成 30 年 7 月 5 日） ・企業会計審議会「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」（令和 3 年 11 月 19 日） ・「経済財政運営と改革の基本方針 2024 について」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定） ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定） ・「成長戦略等のフォローアップ」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定） ・2024 事務年度金融行政方針（令和 6 年 8 月 30 日）

測定指標		
指標①	[主要] 企業情報の開示の充実に向け、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（平成 30 年 6 月 28 日、令和 4 年 6 月 13 日、令和 4 年 12 月 27 日）を踏まえた取組の促進	【達成】
6 年度目標	企業情報の開示の充実に向けた取組の促進（サステナビリティ情報を含む）	
6 年度実績	・令和 5 年度からの議論を継続し、令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月末までに金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワ	

		ーキング・グループ」を計4回開催し、東証プライム市場上場会社の全部又は一部を対象に、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が定めるサステナビリティ開示基準と機能的な整合性が確保された国内基準に基づく開示を義務付けること、当該開示に対する第三者保証を義務付けること等について検討を進めました。 ・第三者保証に関しては、より詳細に議論を行うため、令和7年2月、同ワーキング・グループの下に「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」を新たに設置し、サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方等について議論を行い、検討を進めました。 ・有価証券報告書におけるコーポレートガバナンス及びサステナビリティ開示等の好事例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集2024」を公表しました（令和6年11月公表、令和7年3月最終更新）。また、記載内容の適正性の確保に努めるため、有価証券報告書レビューを実施し、識別された課題及び留意事項等並びにサステナビリティや政策保有株式等に関する開示の課題対応にあたって参考となる開示例集の公表を行いました（令和7年4月）。あわせて、企業等に対する開示充実のためのセミナー等に参加し、取組の発信を行いました。
指標②	金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策の実施状況	【達成】
	6年度目標	ディスクロージャーの適正性を確保するための施策を実施
	6年度実績	・法令及び「企業内容等の開示に関する留意事項（開示ガイドライン）」等に基づき、適正な情報開示を確保するとともに行政対応の透明性・予測可能性の向上に努めました。 ・有価証券届出書等の発行開示書類については、記載内容の適正性が確保されるよう、開示ガイドライン等を使用し、各財務局等を通じた記載内容等に関する事前相談や受理時における審査等を行いました。 ・有価証券報告書レビューを実施し、識別された課題及び留意事項等並びにサステナビリティや政策保有株式等に関する開示の課題対応にあたって参考となる開示例集の公表を行いました（令和7年4月）。 ・公開買付制度や大量保有報告制度に係る開示書類については、法令等に基づく適切な記載内容の審査等、制度の適正な運用を行いました。 ・有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対し、10件の課徴金納付命令の決定を行いました。
指標③	〔主要〕我が国において使用される会計基準の品質向上	【達成】
	6年度目標	I F R S の任意適用企業の拡大促進等の取組を推進
	6年度実績	・I F R S 任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は、令和6年度（3月末時点）で300社（令和5年度末293社）、全上場企業の時価総額（3月末時点）の48.0（令和5年度末47.1%）まで増加しました。

	・財務会計基準機構、企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）、日本公認会計士協会等の関係機関と連携しつつ、ＩＦＲＳへの移行を容易にするための取組を進めると共に、金融庁では、ＩＦＲＳの適用状況に関する実態調査を行い、令和６事務年度金融行政方針（参考資料）において調査結果を公表しました。 ・金融商品会計基準やリース会計基準の見直し等、日本基準の高品質化に向けたＡＳＢＪの取組をサポートしました。
指標④	[主要] 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施状況 【達成】
6年度目標	会計監査に関する情報提供の充実に向けた取組を実施、監査監督機関国際フォーラム（ＩＦＩＡＲ）への積極的貢献及び海外監査監督当局との連携強化
6年度実績	・上場会社等の監査に係る登録制度の導入等を盛り込んだ改正公認会計士法の施行（令和５年４月）を踏まえ、監査の担い手全体の品質向上に取り組みました。また、上場会社等監査人登録に係る経過措置期間が令和６年９月末までであることを踏まえ、日本公認会計士協会による、上場会社等監査人登録審査会の運営、品質管理レビューを通じた登録上場会社等監査人としての適格性の確認、中小監査事務所への監督・指導及び支援を通じた監査品質の確保等の取組を後押ししたほか、上場会社等監査人登録審査会において、令和７年３月末時点で１２３の上場会社等監査人の登録が行われました。 ・ＩＦＩＡＲの組織運営に責任を有する議長国及び代表理事国として、グローバルな監査品質の向上のための議論を主導しました。具体的には、監査に係る諸課題についてＩＦＩＡＲ内で機動的・的確に対応できる体制を構築し、監査専門職の魅力向上等のほか、サステナビリティ情報の開示に対する第三者保証やテクノロジーの活用等の新規課題についても、ＩＦＩＡＲ内の議論・対応を牽引しました。 ・この他、国際的に重要な監査関係者や他の国際機関等の各種ステークホルダーとの積極的な対話等による、ＩＦＩＡＲの対外的コミュニケーション強化の取組も牽引し、特に議長国としては、監査を取り巻く環境変化や監査の品質管理に関する６大監査法人ネットワークＣＥＯ等との対話にＩＦＩＡＲ代表として参加しました。 ・また、更なる加盟国の拡大に向けて、金融庁における既存のパイプも生かしながら、アジア諸国をはじめとするＩＦＩＡＲ未加盟の監査監督当局に対するアウトリーチへの積極的な貢献を行いました。 ・ＩＦＩＡＲの加盟当局として、全てのワーキング・グループの活動や、ワーキング・グループ及びタスクフォース内での個別プロジェクトの作業チームに積極的に参加するとともに、監査人及び監査に関連するリスクを議論するための会議をリードするなどＩＦＩＡＲの活動に貢献しました。 ・東京にあるＩＦＩＡＲ事務局のホスト国として、その円滑な運営のために必要な支援を引き続き行ったほか、令和６年４月、大阪で第２４回ＩＦ

	I A R本会合を開催し、各法域の監査監督当局と日本の監査・市場関係者との一層の連携強化も進めました。令和6年5月には、日本I F I A Rネットワーク総会を主催し、財務報告エコシステムに関わる国内の関係者との意見交換を行うとともに、講演・寄稿等を通じ、I F I A Rにおける国際的な議論について国内への還元を行いました。 ・国際的な議論も踏まえ、監査業界における生成A I利活用に関して、研究プロジェクトを実施し、今後のディスカッションペーパーの公表に向けて準備しました。
指標⑤	[主要]公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施状況 【達成】
6年度目標	公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督を実施
6年度実績	・日本公認会計士協会が実施した品質管理レビューの内容を審査し、その審査結果等を踏まえて、監査法人等に対して検査又は報告徴収を行いました。 ・大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、定期的な報告徴収を実施したほか、中小規模監査事務所に対しては、品質管理レビューでの指摘事項に対する改善計画の実施状況等を検証するための報告徴収を実施しました（令和6年度における中小規模監査事務所に対する報告徴収件数は52件）。また、検査で指摘した不備事項の改善状況を確認するための報告徴収も実施しました。 ・検査においては、監査品質の向上に向けた監査法人等の経営層のコミットメントや業務管理体制・品質管理態勢の実効性のほか、不正リスク、収益認識、会計上の見積り等に係る監査手続の実施状況等について重点的に検証を行ったほか、改訂品質管理基準等に基づく監査法人の品質管理システムの整備・運用状況を確認しました。また、上場会社監査の担い手としての役割が増大しているほか、改正公認会計士法において上場会社等監査人登録制度が導入されたことに鑑み、中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用を行いました。 ・7先の監査法人に対して検査を実施し、当該検査の結果把握した品質管理等の問題点等について改善を促しました。 ・2先の監査法人に対して勧告を行いました。 ・モニタリングにより把握した監査事務所の状況については、「モニタリングレポート」や「監査事務所等検査結果事例集」として取りまとめ、令和6年7月に公表したほか、関係雑誌等への寄稿など積極的な情報発信に努めました。また、モニタリングレポート等を活用し、日本監査役協会や日本公認会計士協会地域会への講演会を実施しました。 ・検査の実施に当たっては、監査法人等における監査調書の電子化等の状況を勘案の上、検査資料の閲覧等をオンラインで実施するなど、引き続き効率的・効果的な実施に努めました。 ・審査会検査と協会の品質管理レビューとが全体として最大限の効果を発揮するよう、協会の品質管理レビューの実効性等について意見交換を行いました。また、レビューア向けの研修を実施しました。

指標⑥ 優秀な会計人材確保に向けた取組の実施状況					【達成】
6 年度目標		優秀な会計人材確保に向けた取組を実施			
6 年度実績		・公認会計士試験の運営において、引き続き感染症等や自然災害に留意し、試験室の換気、感染症等が疑われる受験者の別室での受験等の対策及び試験前又は試験中に地震等が発生した場合を想定した試験中止の判断基準や中止した場合の再試験の実施の可否等を検討しました。 ・受験者の利便性向上のため、書面のみとなっていた一部の出願手続について、オンラインでの出願が可能となるよう、出願システムを更改するとともに、オンライン出願画面の操作性・視認性向上等のための機能改修を実施しました。 ・公認会計士試験の受験者数の増加に伴い、短答式試験の合格率が低下し、一方で、論文式試験の合格率は相対的に高い水準となっているなど、それぞれの試験の位置づけ・役割からしても課題が見られる状況であることや、監査における英語との関わりや IT の活用が進むなど、公認会計士試験の合格者に求められる知識や能力も拡大していることから、公認会計士試験合格者のより一層の資質向上が図られるよう、試験運営の枠組みや出題内容等についての見直しの検討を進めました。具体的には、より多くの受験者が論文式試験を受験できるようにし、それに伴い論文式試験において競争が促されることで、より質の高い合格者を選抜できるよう、短答式試験及び論文式試験の合格基準等の見直しを令和 9 年公認会計士試験以降に行うことについての検討を進めました。また、現在の公認会計士試験の短答式試験の計算問題がある科目（2 科目）では配点（合計点）に対して問題数が少なく、1 問あたりの配点が高くなっており、1 問あたりの配点の差が試験の合否に与える影響が大きくなっていると考えられることから、計算問題のある科目の問題数を増やし 1 問あたりの配点を引き下げ、それに伴い各科目の試験時間の調整を行うなどの検討を進めました。 ・公認会計士の魅力向上による受験者の裾野拡大のための広報活動として、昨年度より 5 校多い 23 の大学において講演会を実施しました。			
指標⑦ 有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）の稼働率（システム保守のための停止期間は稼働率の計算に含めない。）					【達成】
基準値		実績			目標値
5 年度	5 年度	6 年度			6 年度
99.9%	99.9%	100%			99.9%以上
参考指標					
指標① 課徴金納付命令の実績＜内容・件数＞					

6 年度実績	・ 有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、10 件の課徴金納付命令の決定を行いました。
指標② 開示書類の提出会社数（内国会社）	
6 年度実績	・ 4,651 社（令和 5 年度 4,630 社）
指標③ 有価証券報告書、臨時報告書、大量保有報告書等の提出件数	
6 年度実績	・ 41,297 件（令和 5 年度 39,180 件）
指標④ E D I N E T のアクセス件数（A P I 経由のアクセス件数を含む）	
6 年度実績	・ 32,359 千件/月（令和 5 年度 23,712 千件/月）
指標⑤ I F R S の任意適用企業数及びその時価総額の割合	
6 年度実績	・ I F R S 任意適用企業数 300 社（令和 7 年 3 月末時点）（令和 5 年度末 293 社） ・ 全上場企業の時価総額の割合 48.0%（令和 7 年 3 月末時点）（令和 5 年度末 47.1%）
指標⑥ 公認会計士等に対する行政処分の実施状況＜内容・件数＞	
6 年度実績	・ 監査法人に対する処分 2 件（令和 5 年度 2 件） ・ 公認会計士に対する懲戒処分 9 件（令和 5 年度 4 件）
指標⑦ 監査法人等に対する検査及び勧告の実施状況＜件数＞	
6 年度実績	・ 検査件数 7 件（令和 5 年度 10 件） ・ 勧告件数 2 件（令和 5 年度 0 件）
指標⑧ 上場会社等監査人登録事務所数	
6 年度実績	・（新規）登録件数 104 件（令和 5 年度 19 件）
指標⑨ 公認会計士試験の出願者数	
6 年度実績	・ 21,573 人（令和 5 年度 20,318 人）

評価結果	
目標達成度合い	A（目標達成）

の測定結果	【判断根拠】 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を踏まえた対応（測定指標①）、I F R S の任意適用企業の拡大（測定指標③）等、企業等による情報開示の質の向上のための制度・環境整備に取り組みました。 また、有価証券報告書レビュー（測定指標②）や四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂及び監査に関する品質管理基準の改訂（測定指標⑤）等、適正な情報開示、会計監査の確保のための取組を行いました。 E D I N E T の稼働率（測定指標⑦）については、目標値である 99.9%以上を確保しました。
施策の分析	【必要性】 投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進する観点から、企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた取組を行うことは、我が国の資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成の実現に貢献すると考えられます。 【効率性】 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施を効率的に行うべく、関係機関と連携して取組を行いました。
	【有効性】 ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組を促すため、「記述情報の開示の好事例集 2024」を公表しました（令和 6 年 11 月公表、令和 7 年 3 月最終更新）。加えて、企業や公認会計士等に対するセミナーへの参加実施や、主に決算業務等に携わる方々向けの「記述情報の開示の充実に向けた解説動画」を配信しました（令和 6 年 6 月）。これらにより、投資家の適切な投資判断、及び投資家と企業との建設的な対話に資する企業情報の開示の充実のための、有効な取組を進めることができました。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 引き続き、企業の情報開示、会計基準・会計監査の質の向上に向けた取組を行う必要があります。 【施策】 企業全体の開示レベルの向上のため、上場企業等に対して記述情報の開示の充実に向けた取組について周知活動を行う必要があります。 また、会計監査に関する制度・環境整備は一定程度進捗しているものと考えられますが、会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保により、市場機能の発揮の基盤強化を目指します。 【測定指標】 全ての施策について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
① 企業による情報開示の質の向上に向けた取組の実施	

	・令和5年度から議論を継続し、令和6年4月から令和7年3月末までに金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」を計4回開催し、東証プライム市場上場会社の全部又は一部を対象に、国際サステナビリティ基準審議会（I S S B）のサステナビリティ開示基準と機能的な整合性が確保された国内基準に基づく開示と第三者保証の導入に係るロードマップのほか、これらに関連する論点について検討を進めました。 ・第三者保証に関しては、より詳細に議論を行うため、令和7年2月、同ワーキング・グループの下に「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」を新たに設置し、サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方等について議論を行い、検討を進めました。 ・I S S Bのサステナビリティ開示基準設定に対し、国内関係者と連携しながら、国際的な議論への参画や意見発信などの取組を進めました。具体的には、I S S Bでのリサーチプロジェクトについて、I F R S財団における国際会議等の場で我が国の人的資本開示の取組について説明するなど、投資家のニーズを充足した基準開発に貢献しました。 ・また、I F R S財団アジア・オセアニアオフィスの活動についても、国内関係者と連携して引き続きサポートを行いました。 ・グローバルに比較可能で相互運用性のあるサステナビリティ開示枠組を促進するという立場から、G7やG20において行われているサステナビリティ開示に係る議論に積極的に貢献しました。 ・令和6年度当初予算において、企業の人的資本開示に対する海外投資家の着眼点に関する質の高い情報の収集、サステナビリティ基準設定に関して我が国として効果的な意見発信等に係る事務を、高度な専門知識を有する者にそれぞれ委託し、実施しました。 ・令和7年度当初予算において、国際監査・保証基準審議会（I A A S B）及び国際会計士倫理基準審議会（I E S B A）を監視する公益監視委員会（P I O B）に対する拠出を通じ、サステナビリティ情報の信頼性を確保するための第三者による保証に関する国際的な基準設定に貢献しました。 ・有価証券報告書におけるコーポレートガバナンス及びサステナビリティ開示等の好事例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集 2024」を公表しました（令和6年11月公表、令和7年3月最終更新）。また、記載内容の適正性の確保に努めるため、有価証券報告書レビューを実施し、識別された課題及び留意事項等並びにサステナビリティや政策保有株式等に関する開示の課題対応にあたって参考となる開示例集の公表を行いました（令和7年4月）。あわせて、企業等に対する開示充実のためのセミナー等に参加し、取組の発信を行いました。
②	金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性の確保 ・法令及び「企業内容等の開示に関する留意事項（開示ガイドライン）」等に基づ

	づき、適正な情報開示を確保するとともに行政対応の透明性・予測可能性の向上に努めました。 ・有価証券届出書等の発行開示書類については、記載内容の適正性が確保されるよう、開示ガイドライン等を使用し、各財務局等を通じた記載内容等に関する事前相談や受理時における審査等を行いました。 ・有価証券報告書等の継続開示書類については、有価証券報告書レビューを通じ、記載内容の適正性の確保に努めました。 ・公開買付制度や大量保有報告制度に係る開示書類については、法令等に基づく適切な記載内容の審査等、制度の適正な運用を行いました。 ・有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、課徴金制度を適切に運用しました。
③	EDINETの整備 ・EDINETについては、システムの安定運用に努めるとともに、令和6年3月の「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正による四半期報告書に関する様式の変更・廃止に伴い、「2025年版EDINETタクソノミ」を開発し、同年11月に公表しました。公開買付届出書及び大量保有報告書の見直しに関する制度改正に対応するため、令和7年1月にEDINETのシステム改修に向けた入札公告を行い、同年5月に事業者が決定しましたので改修を進めています。 ・このような中、EDINETの稼働率は、目標値である99.9%以上を達成しました。 ・こうした取組により、EDINETによる投資者に対する投資判断に必要な情報提供に資することができました。
④	我が国において使用される会計基準の品質向上 ・我が国において使用される会計基準の品質向上を図るため、引き続き日本基準の高品質化に取り組みました。 ・国際会計基準審議会（IASB）における国際会計基準（IFRS）の基準開発プロジェクトに関して、我が国の考え方をIFRSに反映する等の取組を強化しました。また、国内においては、IFRSへの移行を容易にするための取組を進めることにより、IFRSの任意適用企業の拡大を促進しました。 ・国際会計人材を育成し、国際的な基準策定等に参画しました。 ・スタートアップのM&Aを促進する観点からも、のれん非償却を内容とするIFRSの任意適用の拡大に向けたさらなる対応を検討しました。さらに、我が国の会計基準が多くスタートアップ等に利用されていることも踏まえ、のれん非償却を含めた財務報告のあり方を検討しました。これに関し、東証等とも連携し、決算短信において、経営管理上重要視している指標を業績報告として用いる実務の浸透を図りました。
⑤	適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施

	・企業会計審議会総会の議論を踏まえ、監査部会において、国際監査基準の改訂を踏まえた対応について審議していくため、我が国の監査基準等への影響についてさらなる分析を進めました。 ・上場会社等監査については、日本公認会計士協会と連携し、監査の担い手全体の品質向上に取り組み、改正公認会計士法（令和5年4月施行）により導入された上場会社等の監査に係る登録制度の実効性を確保しました。また、上場会社等監査人登録に係る経過措置期間が令和6年9月末で終了しましたが、引き続き日本公認会計士協会の取組を後押ししました。 ・監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）の議長国（令和7年4月まで）及び代表理事国という I F I A R の組織運営を主導する立場から、I F I A R がより機動的・的確に諸課題に対応できるような体制の整備や様々なステークホルダーとの積極的な対話等による I F I A R の対外的コミュニケーションの強化を牽引しました。また、こうした取組を推進することで、グローバルな監査品質の向上に一段と貢献するほか、アジア諸国をはじめとする I F I A R 未加盟の監査監督当局に対するアウトリーチを一層強化しました。 ・事務局のホスト国としては、I F I A R への一貫した支援を継続するほか、「日本 I F I A R ネットワーク」等を通じ、I F I A R における議論について国内の関係者へ広く発信するとともに、課題意識を聴取しました。 ・日本の監査監督当局としては、I F I A R 加盟国を含む各国の監査監督当局との連携を一層強化しました。また、監査業界における生成 A I 利活用に関する研究プロジェクトを実施し、ディスカッションペーパーの公表に向けて準備するなど、監査品質に影響を与え得る新たな課題に対しての知見の蓄積を行いました。
⑥ 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督	・公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会が行う品質管理レビューに係る審査を適切に実施し、当該審査の結果等に基づき、監査法人等に対する検査等を実施しました。検査の結果、必要があると認めるときは、金融庁に行政処分等の勧告を行いました。 ・検査を実施する際には、上場会社監査の担い手としての役割が増大している中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用を行いました。 ・モニタリングの実施方法については、対面とリモートとの併用により、引き続き効率的・効果的な実施に努めました。 ・検査においては、監査の品質の向上に向けた監査法人等の経営層のコミットメント、業務管理態勢・品質管理態勢の実効性、改訂品質管理基準への対応等について重点的に検証しました。また、個別監査業務についても、不正リスク、収益認識、会計上の見積りに係る監査手続の実施状況を確認・検証しました。 ・モニタリングにより把握した情報等については、分かりやすい情報提供を行

	うなど、発信の充実に努めました。 ・監査品質の向上のため、日本公認会計士協会の品質管理レビューと公認会計士・監査審査会のモニタリングが全体として最大限の効果を発揮するよう、深度ある連携に努めました。
⑦ 優秀な会計人材確保に向けた取組の推進	・公認会計士試験の実施においては、試験問題の作成・採点や全国各地の試験会場の適切な運営など一連の試験業務について、必要な見直しを行いながら、引き続き適切に取り組みました。 ・また、令和6年度（令和7年試験）の公認会計士試験インターネット受付システムの更改に伴い出願の全面オンライン化を達成し、オンライン出願における更なるサービスの向上を図りました。 ・さらに、引き続き、公認会計士試験受験者の増加・裾野拡大のために、大学生等向けの講演を実施しました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	113	110	119	139
		補正予算	▲5	－	18	－
		繰越等	－	1		
		合 計	108	111		
	執行額（百万円）		91	107		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和7年6月9日～6月23日）
-----------------	-----------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①】 ・令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について（令和6年3月27日公表） https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240327/20240327.html ・「記述情報の開示の好事例集2024」（令和6年11月8日公表、令和7年3月24日最終更新） https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20241108.html https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20241205.html https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20241227.html https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20250203.html https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20250324-2.html ・有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等（識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集を含む）及び有価証券報告書レビューの実施について（令和7年度） https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250401-3/20250401.html 【測定指標②】 ・有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等（識別された
---------------------------	--

	課題への対応にあたって参考となる開示例集を含む) 及び有価証券報告書レビューの実施について (令和 7 年度) https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250401-3/20250401.html 【測定指標⑤】 ・「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について (意見書)」の公表について (令和 5 年 4 月 7 日公表) https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230407/20230407.html ・「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 (案)」等に対するパブリックコメントの結果等について (令和 5 年 6 月 30 日公表) https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230630-5/20230630-5.html ・「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」及び「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」の公表について (令和 6 年 3 月 27 日公表) https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240327-2/20240327.html
担当部局名	企画市場局 企業開示課 総合政策局 I F I A R 戦略企画室、審判手続室 公認会計士・監査審査会 総務試験課、審査検査課
政策評価実施時期	令和 7 年 8 月

令和 6 年度 実績評価書

庁令 6(施策Ⅲ－3)

施策名	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化
施策の概要	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化に対応するため、フォワード・ルッキングかつ機動的な市場監視を行い、その結果、法令違反等が認められた場合には、課徴金納付命令勧告、行政処分勧告、犯則事件としての告発等を行い、厳正に対応する。これら市場監視機能の更なる強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図る。
達成すべき目標	市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資すること
目標設定の考え方・根拠	市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長に必要不可欠である。 【根拠】 ・金融商品取引法第 26 条、第 56 条の 2、第 177 条、第 187 条、第 210 条 等 ・証券取引等監視委員会 中期活動方針（第 11 期：2023 年～2025 年）～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～（令和 5 年 1 月 27 日） ・2024 事務年度金融行政方針（令和 6 年 8 月 30 日）

測定指標		
指標① [主要]有用情報の収集		【達成】
6 年度目標	市場全体について幅広い有用な情報の収集や市場監視の過程で得られた有用な情報や知見の集約・分析・蓄積	
6 年度実績	・証券監視委の市場監視業務にとって情報は要であり、市場全体について幅広く有用な情報を収集しました。 ・市場監視の過程で得られた有用な情報や知見を集約・分析・蓄積し、市場監視全般に多面的・複線的に活用しました。	
指標② [主要]市場の変化等の適切な把握・分析		【達成】
6 年度目標	高速取引行為者による取引の実態把握、上場会社による開示の充実に向けた取組への対応	
6 年度実績	・取引所等から提供される膨大なデータを活用し、高速取引行為者等による取引の実態把握や相場急変時の原因分析等を行いました。 ・非財務情報開示等の充実に向けた動向を注視したほか、上場会社や監査法人における対応状況等の把握に努めました。	
指標③ [主要]証券モニタリングの適切な実施		【達成】

6 年度目標	金融商品取引業者等における適合性原則やデジタル化の進展等を踏まえた適切な内部管理態勢の構築状況及び業務運営状況の検証
6 年度実績	・証券モニタリングにおいて、適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況、デジタル化の進展等を踏まえたビジネスモデルの変化とそれに対応した内部管理態勢の構築、サイバーセキュリティ対策の十分性やシステムリスク管理の対応状況等の検証を実施しました。
指標④ [主要]不公正取引や開示規制違反への迅速な対応	
【達成】	
6 年度目標	課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施による不公正取引や開示規制違反の実態解明及び海外当局等との連携
6 年度実績	・不公正取引に対しては、早期に本格調査に着手するとともに、機動的・弾力的な調査チームの編成に努めたほか、高度な技術を要するデータ保全は情報技術専門官を活用する等して、調査を実施し、課徴金納付命令勧告を行いました。 ・クロスボーダー取引による違反行為に対しては、MMoU等も活用しつつ、取引の実態解明を行いました。 ・開示規制違反に対しては、市場環境の変化等を踏まえた深度ある情報収集・分析を行い、違反行為の早期発見に努めました。また、検査への迅速な着手や検査体制の臨機応変な運用など、事案に応じた効果的・効率的な検査を実施し、課徴金納付命令勧告を行いました。
指標⑤ [主要]重大・悪質事案への告発等による厳正な対応	
【達成】	
6 年度目標	違反行為のうち重大で悪質なものについて犯則調査の権限の行使
6 年度実績	・重大で悪質な事案については、捜査当局等関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行うなど、厳正に対応しました。
指標⑥ [主要]投資者被害事案に対する積極的な取組	
【達成】	
6 年度目標	「国民を詐欺から守るための総合対策」（令和 6 年 6 月公表）も踏まえた無登録で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者の排除のための、裁判所への禁止命令等の申立て等。また、投資者被害の未然防止等に資する注意喚起等の情報発信の一層強化
6 年度実績	・無登録業者による投資者被害の拡大を防止するため、無登録で金融商品取引業を行っている者について、金融商品取引法違反行為に関する裁判所への禁止命令等の申立て等を行い、関係機関との相互連携の強化に努めました。
指標⑦ [主要]非定型・新類型の事案等に対する対応力の強化	
【達成】	
6 年度目標	市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等への対応
6 年度実績	・これまで多数課徴金納付命令勧告等を行ってきた類型以外の非定型・新類型の事案等についての的確に対応しました。
指標⑧ [主要]情報発信の強化	
【達成】	
6 年度目標	法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集の観点から、個別事案や事例集の公表等における分かりやすい情報発信

	6 年度実績	・法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集の観点から、個別の勧告事案等の公表のほか、各種事例集やウェブサイト（市場へのメッセージ）等を通じた情報発信、寄稿及び講演等を実施しました。また、投資者や市場参加者等に対する個別事案の意義・内容・問題点の解説、証券取引等監視委員会の活動状況の周知等を行い、情報発信の充実に努めました。
指標⑨ [主要] デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化		【達成】
	6 年度目標	取引監視システム等における一層のデジタル化やデータ処理力の更なる向上、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及び情報システムの高度化の推進
	6 年度実績	・市場監視業務の高度化・効率化を図るため、取引監視システム等における一層のデジタル化やデータ処理力の更なる向上に向けた取組を行いました。 ・情報通信技術の多様化・複雑化に対応するための技術向上を目的とし、デジタルフォレンジックに関する他の法執行機関等との意見交換等を実施しました。 ・多様化・大容量化するデータをより迅速かつ効率的に分析するため、デジタルフォレンジックに使用するシステムの更改に向けた仕様検討を実施しました。
指標⑩ [主要] 財務局との協働・連携の推進		【達成】
	6 年度目標	財務局との様々な分野における更なる情報共有や意思疎通を通じた一体的な業務運営の実施
	6 年度実績	・市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に向けて、証券検査をはじめとする様々な分野において、市場監視機能の一翼を担う財務局との協働・連携の推進に努めました。
参考指標		
指標① 取引審査実施状況<内容・件数>		
	6 年度実績	・取引審査件数：982 件 (うち、インサイダー取引：957 件、価格形成：17 件、その他：8 件)
指標②	市場参加者等に対する意見交換会等の実施状況<内容・件数>	
	6 年度実績	・意見交換会等の実施：14 件 (うち、金融商品取引所・自主規制法人：6 件、日本証券業協会：2 件、証券・金融商品あっせん相談センター：1 件、金融先物取引業協会：1 件、第二種金融商品取引業協会：1 件、投資信託協会：1 件、日本投資顧問業協会：1 件、日本 S T O 協会：1 件) ・講演の実施：34 件、寄稿の実施：15 件
指標③ 海外当局との情報交換件数<内容・件数>		
	6 年度実績	・海外当局への情報提供依頼件数：21 件 (うち、インサイダー取引：16 件、相場操縦：2 件、無登録金融商品取引業：2 件、有価証券報告書等の虚偽記載：1 件) ・海外当局からの情報提供依頼件数：5 件

		・海外当局への自発的情報提供件数：1 件（インサイダー取引：1 件） ・海外当局からの自発的情報提供件数：58 件 （うち、インサイダー取引：56 件、相場操縦：2 件）
指標④ 取引調査に係る勧告の実施状況＜内容・件数＞		
	6 年度実績	・課徴金納付命令勧告：14 件 （うち、インサイダー取引：12 件、相場操縦：1 件、風説の流布・偽計：1 件）
指標⑤ 開示検査に係る検査終了件数、勧告の実施状況＜内容・件数＞		
	6 年度実績	・検査終了件数：16 件 （うち、課徴金納付命令勧告：14 件）
指標⑥ 課徴金納付命令の実績＜内容・件数＞		
	6 年度実績	・課徴金納付命令：27 件 （うち、不公正取引：17 件、有価証券報告書等の虚偽記載等：10 件）
指標⑦ 犯則事件の告発の実施状況＜内容・件数＞		
	6 年度実績	・告発件数：7 件 （インサイダー取引：7 件）
指標⑧ 証券モニタリングに係る検査終了件数、勧告の実施状況＜内容・件数＞		
	6 年度実績	・検査終了件数：90 件 （うち、勧告：9 件（第一種金融商品取引業者：4 件、投資助言・代理業者：2 件、登録金融機関：1 件、適格機関投資家等特例業務届出者：2 件））
指標⑨ 無登録業者等に係る裁判所への申立て件数＜内容・件数＞		
	6 年度実績	・申立て件数：1 件（無登録で外国の法令に基づく集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い：1 件）
指標⑩ デジタルフォレンジックの実施状況＜調査・検査件数＞		
	6 年度実績	・デジタルフォレンジックを実施した調査・検査件数：37 件

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	B（相当程度進展あり）
	【判断根拠】 幅広く収集した有用な情報を活用し、取引審査を実施したほか、高速取引行為者等による取引の実態把握や相場急変時の原因分析等を行いました（測定指標①②）。 証券モニタリングの適切な実施に加え、検査終了件数ベースで令和 5 年度を上回る検査を実施し 9 件の行政処分勧告を行ったほか、投資者被害事案に対し積極的に取り組みました（測定指標③⑥）。 不公正取引や開示規制違反について迅速に対応し、勧告

	件数ベースで令和5年度を上回る課徴金納付命令勧告を実施するとともに、重大・悪質事案についての的確に告発を行うなど厳正に対応しました（測定指標④⑤）。 また、市場を取り巻く環境変化等を踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等に対する対応力の強化に取り組みました（測定指標⑦）。 法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集の観点から、情報発信の強化に取り組み、各種事例集を公表するとともに、市場参加者等との意見交換会等、講演及び寄稿を実施しました（測定指標⑧）。 デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化及び財務局との協働・連携の推進に取り組みました（測定指標⑨⑩）。 しかしながら、金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化の中、我が国の市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資するため、中期活動方針等に基づく更なる市場監視機能の強化に引き続き取り組む必要があることから、測定結果は「B」としました。
施策の分析	【必要性】 市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図るため、的確・適切な市場監視を実施することは、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長に必要不可欠と考えます。 【効率性】 国内外の関係機関との連携強化や、機動的・弾力的なチームの編成、デジタル技術を活用した情報収集・分析や調査・検査の実施等により、効率的な市場監視を行いました。 【有効性】 デジタル技術の活用や財務局との協働・連携を進めるとともに、自主規制機関や海外の市場監視当局等の関係機関とも連携しながら、有用情報の収集や市場の変化等の適切な把握・分析、効果的・効率的な調査・検査を通じて、金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境変化に対応した市場監視を行いました。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等に加え、今後生じうる新たな環境変化に対応するため、市場監視機能の一層の充実に向けて引き続き取り組んでいきます。 【施策】 上記の環境変化の中で、市場に対する幅広い監視、課徴金調査・検査や証券検査の迅速な実施、重大・悪質な事案に対する厳正な対処等の市場監視機能を引き続き適時適切に活用していきます。 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価

① 市場監視に係る取組

- ・証券取引等監視委員会の市場監視業務にとって情報は要であり、市場全体について幅広く有用な情報を収集しました。
- ・市場監視の過程で得られた有用な情報や知見を集約・分析・蓄積し、市場監視全般に多面的・複線的に活用しました。
- ・市場全体に日常的に目を向けるとともに、国内外の市場環境の変化を適時に把握・分析することで、問題の未然防止や早期発見につなげました。取引所等から提供される膨大なデータも活用しながら、高速取引行為者による取引の実態把握を行いました。
- ・市場や上場会社を取り巻く環境変化や制度見直しの進展等を踏まえつつ、新たな商品・取引や監視の目の行き届きにくい商品・取引、上場会社による開示の充実に向けた取組等への確に対応しました。
- ・証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際的な枠組みを通じた情報共有を進め、情報収集力を強化するとともに、グローバルな市場監視に貢献しました。また、海外当局との積極的な連携を通じて、法執行事例等の情報や市場監視に係る問題意識等を共有し、市場監視に活用しました。その他、令和7年3月にIOSCOの法執行及び情報交換を担当する第4委員会等の国際会合を東京で開催し、海外当局との連携を深めました。
- ・金融商品取引業者等について、監督部局や財務局等と連携しつつ、リスクベースで検査先を選定し、以下の点を中心として、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努めました。また、検査の結果、不適切な投資勧誘や顧客情報の共有等の問題が認められた事例については、事案の全体像の把握や根本原因の究明により、勧告の実施や自主的な改善の促進を通じて、再発防止・未然防止につなげました。
 - ✓ 適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況
 - ✓ デジタル化の進展等を踏まえたビジネスモデルの変化と、それに対応した内部管理態勢の構築、サイバーセキュリティ対策（インターネット取引における不正アクセス対策を含む）の十分性やシステムリスク管理（システム開発・運用管理や外部委託先の管理を含む）の対応状況等
- ・一層複雑化・巧妙化する投資詐欺等について、「国民を詐欺から守るための総合対策」（令和6年6月公表）も踏まえ、無登録で金融商品取引業を行う者を排除するため、裁判所への禁止命令等の申立て等に積極的に取り組みました。また、投資者被害の未然防止等に資するよう、投資者への注意喚起等の情報発信をしました。
- ・課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施により、上場

	企業役員等によるインサイダー取引や金融商品取引業者による相場操縦などの不公正取引や、有価証券報告書の虚偽記載等の開示規制違反の実態を解明しました。また、事案の全体像を把握し、根本原因を究明した上で、当事者等との深度ある議論を通じて、再発防止・未然防止につなげました。 ・クロスボーダーの法令違反行為等に対しては、海外当局と連携しつつ、事案の特質に応じた調査・検査を行いました。 ・市場を監督する立場にある者や市場に関するルールを率先して守るべき立場の者が行った違反行為を含む重大で悪質な違反行為については、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応しました。その際、捜査・訴追当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行いました。 ・証券監視委として過去に勧告・告発等を行った類型にも引き続き対応しつつ、市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等についても、具体的には、共同保有関係における大量保有・変更報告書の不提出等や風説の流布に対して初めて課徴金納付命令勧告を行うなど、積極的に対応しました。 ・意図せざるものを含む法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集を図る観点から、個別事案や事例集の公表等において、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい情報発信を行いました。 ・市場監視業務の高度化・効率化を図るため、取引監視システム等における一層のデジタル化やデータ処理力の更なる向上を図るとともに、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及び情報システムの高度化を推進しました。 ・市場の公正性・透明性の確保や投資者保護の実現には、各地において市場監視機能の一翼を担う財務局との協働・連携が不可欠であり、証券検査をはじめとする様々な分野において更なる情報共有を進め、意思疎通を十分に確保し、一体的な業務運営を図りました。
--	---

施策の 予算額・執行額等	区 分		4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	予算の状 況 (百万 円)	当初予算	163	154	153	154
		補正予算	▲13	▲0	1	—
		繰越等	—	—		
		合 計	151	154		
	執行額（百万円）		65	117		

学識経験を有する 者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和7年6月9日～6月23日）
-------------------------	-----------------------------------

政策評価を行う過	【測定指標①～⑩】
----------	-----------

程 において使用した 資料その他の情報	・証券取引等監視委員会中期活動方針（第 11 期）（令和 5 年 1 月 27 日公表） ・2024 事務年度金融行政方針（令和 6 年 8 月 30 日公表） ・令和 6（2024）年度証券取引等監視委員会の活動状況（令和 7 年 6 月 24 日公表） 【測定指標③、⑥】 ・令和 6 事務年度証券モニタリング基本方針（令和 6 年 8 月 2 日公表） 【測定指標⑧】 ・金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～（令和 7 年 6 月 24 日公表） ・証券モニタリング概要・事例集（令和 6 年 8 月 2 日公表） ・令和 6 年度開示検査事例集（令和 7 年 6 月 30 日公表）
------------------------------------	--

担当部局名	証券取引等監視委員会事務局 総務課、情報解析室、IT 戦略室、市場分析審査課、国際取引等分析室、証券検査課、取引調査課、国際取引等調査室、開示検査課、特別調査課 総合政策局 総務課審判手続室 監督局 証券課 企画市場局 企業開示課
--------------	---

政策評価実施時期	令和 7 年 8 月
-----------------	-------------------

令和 6 年度 実績評価書

金融庁令 6(横断的施策－1)

施策名	デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応
施策の概要	デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化に戦略的に対応するため、金融機関の A I の利活用や D X を推進し、また、利用者保護やシステムの安全性を確保しつつ、各金融機関による特色ある金融サービスの提供を促すことで個人や企業にとっての利便性を高め、社会全体の生産性向上につなげられるよう、金融機関やフィンテック事業者の支援を強化していく。
達成すべき目標	デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応を実施することにより、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大、以下同じ）を図ること
目標設定の考え方・根拠	金融行政の目標を実現するため、金融機関の A I の利活用や D X を推進、また、フィンテック事業者の支援を強化していくといった、デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応を実施する必要があるため。 【根拠】 ・経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定） ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定） ・2024 事務年度金融行政方針（令和 6 年 8 月 30 日）等

測定指標		
指標①	F i n T e c h サポートデスクや F i n T e c h 実証実験ハブを通じたフィンテック事業者等に対する支援	【達成】
6 年度目標	F i n T e c h サポートデスクで受け付けた相談や、F i n T e c h 実証実験ハブで支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じて的確に対応	
6 年度実績	・新たな金融サービスの育成普及に向けて、フィンテック事業者や金融機関に対する支援を継続的に実施しました。	
指標②	ミートアップの開催や、好事例の発信等を通じた金融機関のデジタル化・D X 支援	【達成】
6 年度目標	測定指標に関するイベントの開催、金融機関等との対話や好事例の発信	

	6 年度実績	・金融機関の A I の利活用や D X 等を支援すべく、国内外のフィンテック事業者等と金融機関との連携強化のためのミートアップの開催や、検査等を通じた I T ガバナンスの向上に向けた対話等を行いました。
指標③ [主要] 国内外のフィンテック事業者や投資家等の連携・協働に向けたネットワーキングの機会創出		【達成】
	6 年度目標	測定指標に関するシンポジウム・イベントの開催
	6 年度実績	・国外で開催される主要なフィンテックイベントへの参加、登壇を通じて、海外金融当局やフィンテック事業者との連携を強化しました。 ・「J a p a n F i n t e c h W e e k」やミートアップの開催等を通じて、国内外のフィンテック事業者と国内金融機関との連携強化に向けた支援を行いました。
指標④ 暗号資産の新規取扱いに係る事前審査の合理化		【達成】
	6 年度目標	測定指標に関する所要の環境整備の推進
	6 年度実績	・暗号資産交換業者が、I E O 銘柄や本邦初の暗号資産を取り扱う場合、利用者保護に配慮しつつ、迅速な取扱いが実現できるよう、審査を行う日本暗号資産等取引業協会と更なる改善策を検討しました。
指標⑤ セキュリティトークンに関する事業環境整備		【達成】
	6 年度目標	測定指標に関する所要の制度整備の実施
	6 年度実績	・令和 6 年 5 月に成立した「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」の施行に向けて、私設取引システム（P T S）運營業務のうち、セキュリティトークンを含む流動性の低い非上場有価証券のみを扱い、かつ、取引規模が限定的である場合について、認可を要さず第一種金融商品取引業の登録のみで運営可能とする制度整備を含む政府令等の改正を行いました（令和 6 年 11 月施行）。
指標⑥ A I やフィンテックに関する調査研究		【達成】
	6 年度目標	測定指標に関する調査研究の実施
	6 年度実績	・ブロックチェーン国際共同研究プロジェクトを継続し、研究結果を国内外の事業者等との意見交換に活用すること等を通じて、ブロックチェーン／W e b 3.0 領域での健全なビジネスの発展等に貢献しました。 ・金融機関の A I 活用に関するユースケースや課題認識、ガバナンス確立に向けた取組事例等に関するアンケート調査を実施し、ディスカッションペーパーを取りまとめたほか、A I 研究者との生成 A I の金融領域における活用可能性とその課題に関する調査を行いました。
指標⑦ 決済・取引インフラの高度化に向けた検討状況		【達成】
	6 年度目標	具体的な検討推進

	6 年度実績	・諸外国の決済・取引インフラにおける高度化の取組等を踏まえつつ、関係者との意見交換やヒアリングを通じて、我が国の決済・取引におけるシステム・サービスの更なる高度化や利便性の向上に向けた検討を進めました。そのうえで、全銀ネットにおいて、資金決済システムの将来像について多面的・多角的な視点で議論を行う「資金決済システムの将来像に関するスタディグループ」を設置し、様々な関係者との議論を開始しました。
指標⑧ 金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組		【達成】
	6 年度目標	アカデミアと連携したデータ分析の実施
	6 年度実績	・金融行政上の重要な諸課題について、学者等と連携してデータ等を活用しつつ分析・研究を実施しました。また、金融市場及び金融行政に関する学術と実務の先端的知見の蓄積等を目的として、国立大学法人東京大学と締結した連携協力に関する基本協定に基づき、データ等を分析し、研究プロジェクトを進めました。
参考指標		
指標① F i n T e c h サポートデスクの受付状況		
	6 年度実績	・6 年度においては 232 件の相談を受け付け、平均回答日数 5 営業日以内を維持するなど、引き続き、新規事業実施の支援に精力的に取り組みました。
指標② F i n T e c h 実証実験ハブの支援実施状況		
	6 年度実績	・6 年度においては、6 件の新たな実証実験に関する相談に対応しました。

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（目標達成）
	【判断根拠】 新たな金融サービスの育成普及に向けて、フィンテック事業者や金融機関に対する支援を継続的に実施しました（測定指標①）。 金融機関の A I の利活用や D X 等を支援すべく、国内外のフィンテック事業者等と金融機関との連携強化のためのミートアップの開催や、検査等を通じた I T ガバナンスの向上に向けた対話等を行いました（測定指標②）。 国外で開催される主要なフィンテックイベントへの参加、登壇を通じて、海外金融当局やフィンテック事業者との連携を強化しました（測定指標③）。 「J a p a n F i n t e c h W e e k」やミートアップの開催等を通じて、国内外のフィンテック事業者と国内金融機関との連携強化に向けた支援を行いました（測定指標③）。

	暗号資産交換業者が、ＩＥＯ銘柄や本邦初の暗号資産を取り扱う場合、利用者保護に配慮しつつ、迅速な取扱いが実現できるよう、審査を行う日本暗号資産等取引業協会と、更なる改善策を検討しました（測定指標④）。 令和６年５月に成立した「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」の施行に向けて、ＰＴＳ運營業務のうち、セキュリティトークンを含む流動性の低い非上場有価証券のみを扱い、かつ、取引規模が限定的である場合について、認可を要さず第一種金融商品取引業の登録のみで運営可能とする制度整備を含む政府令等の改正を行いました（測定指標⑤）。 ブロックチェーン国際共同研究プロジェクトを継続し、研究結果を国内外の事業者等との意見交換に活用すること等を通じて、ブロックチェーン／Ｗｅｂ３.０領域での健全なビジネスの発展等に貢献しました（測定指標⑥）。 関係者との意見交換やヒアリングを通じて、我が国の決済・取引におけるシステム・サービスの更なる高度化や利便性の向上に向けた検討を進めました。（測定指標⑦）。 アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組に関して、金融行政上の重要な諸課題について、学者等と連携してデータ等を活用しつつ分析・研究を行うこと等を通じて、学術研究の発展に貢献し、金融行政の高度化につなげました（測定指標⑧）。 以上の通り、令和６年度に設定した全ての測定指標で目標を達成したため、「Ａ」としました。
施策の分析	【必要性】 金融行政の目標を実現するため、金融機関のＡＩの利活用やＤＸへの推進を行いつつ、フィンテック事業者への支援を強化していくことを通じて、デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応を実施する必要があります。 【効率性】 庁内だけではなく、海外金融当局やフィンテック事業者、アカデミアなどの外部との連携を通じて、デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化に伴う戦略的な対応を効率的に進めることができましたと考えています。 【有効性】 新たな金融サービスの育成普及に向けて、フィンテック事業者や金融機関に対する支援を行うことや、国内外のフィンテック事業者等と金融機関との連携強化のためのミートアップの開催等を通じた金融機関のＡＩの利活用やＤＸ等の支援を行うことなどは、デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化に伴う戦略的な対応に有効であったと考えています。

今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 金融機関のA Iの利活用やD Xを推進し、また、利用者保護やシステムの安全性を確保しつつ、各金融機関による特色ある金融サービスの提供を促すことで個人や企業にとっての利便性を高め、社会全体の生産性向上につなげるためには、様々なスタートアップ企業や金融機関、事業会社、業界団体と密に意見交換を行い、取り組むべき課題の特定とその解決に努めていくことが必要です。 【施策】 上記を踏まえ、デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応を講じるため、引き続き取組を進めていきます。 【測定指標】 ①次期についても、この指標を維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。 ②次期についても、この指標を維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。 ③次期についても、この指標を維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。 ④次期についても、この指標を維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。 ⑤令和6年5月にセキュリティトークンに関する事業環境整備を図る改正法が成立（令和6年11月施行）したため、令和7年度以降は測定指標から削除します。 ⑥次期についても、この指標を維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。 ⑦次期についても、この指標を維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。 ⑧次期についても、この指標を維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。
----------------------------	--

主な事務事業の取組内容・評価	
① 生成A Iやフィンテック等の新たな展開に向けた対応	・金融機関のA I活用に関するユースケースや課題認識、ガバナンス確立に向けた取組事例等について整理を行い、事業者との対話に資するディスカッションペーパーの策定を行いました。 ・ディスカッションペーパーで言及したA I活用に関する金融機関の取組事例の共有や、規制面を含む論点の深堀りを行う官民ステークホルダーとの議論の場として、第一回「金融庁A I官民フォーラム」を開催しました（令和7年6月）。 ・監査業界における生成A I利活用に伴う可能性及び監査品質上の課題について調査研究を実施しました。 ・A Iを活用した分析を継続し、A Iの特性等に係る理解を深め、リスク分析や金融機関のモニタリングへのA I活用など、金融庁における健全なA Iの利活用を検討しました。また、A Iを活用した分析事例として、「A I技術を用いたテキストデータの解析検証」等の分析事例を「F S

A Analytical Notes—金融庁データ分析事例集—」において公表しました。

- ・東京大学大学院工学系研究科と連携して、「金融領域における大規模言語モデルの評価の進展とRetrieval-Augmented Generationによる精度向上に向けた取り組み」に関する調査研究を行いました。
- ・FSBにおいて、令和6年末から令和7年初頭にかけてAI関連の報告書を策定・公表しており、IFIARにおいても、令和7年3月にAIを含むデジタル技術の活用状況等に関するレポートが公表されたところ、国内動向を踏まえ、これらの策定・公表に向けた国際的な議論に貢献しました。
- ・新たな金融サービスの育成・普及に向けて、FinTechサポートデスクやFinTech実証実験ハブ等を通じて、フィンテック事業者や金融機関に対する支援を行いました。
- ・令和7年3月に「Japan Fintech Week 2025」を開催しました。地方や海外を含め延べ約20,000人が、自治体や業界団体、大使館等との連携のもと開催した80を超えるフィンテック関連イベントに参加し、多面的な議論とネットワーキングが行われました。
- ・主要海外フィンテックイベントでの出張相談（Singapore Fintech Festival等）や海外フィンテック事業者が入居するフィンテック集積拠点FINOLABにおける相談、海外事業者が多く参加した国内イベントにおける出張相談（「GFTN Forum Japan」や「SuShi Tech Tokyo」等）を通じて、日本市場進出を企図する海外フィンテック事業者の支援を行い、英語での法令照会対応を強化しました。
- ・令和6年6月及び12月にフィンテック企業等と金融庁職員の双方向のコミュニケーションを行うミートアップを開催したほか、令和7年3月の「Japan Fintech Week 2025」開催期間に合わせ、各国大使館、業界団体と連携したミートアップを開催し、国内外のフィンテック事業者等のステークホルダーとの連携強化に向けた支援を行いました。
- ・海外フィンテックカンファレンス（アメリカ、シンガポール、タイ、アラブ首長国連邦、スイス、韓国、カナダ等）への参加や各国当局者との意見交換等を通じて、技術やビジネス動向等に関する情報収集に努めました。
- ・金融サービス仲介業については、利用者の保護等を確保しつつ発展するよう、事業者からの登録に関する事前相談対応等、事業者支援について丁寧に対応しました。
- ・分散型金融システムの健全な発展に向けて、BGINの第11回会合（令和6年10月）、第12回会合（令和7年3月）における議論に積極的に貢献しました。
- ・送金・決済・与信サービス等の利用者・利用形態の広がりや、新たな金融サービスの登場を踏まえ、金融審議会「資金決済制度等に関するワー

	キング・グループ」において、利用者保護等に配慮しつつ、適切な規制のあり方について制度面も含めた検討を行い、報告書を取りまとめ公表した（令和 7 年 1 月）。同報告書の提言を踏まえ、暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令の導入、暗号資産等取引に係る仲介業の創設、国境を跨ぐ収納代行のうち一定のものへの規制の適用等の措置を講ずる「資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出し（令和 7 年 3 月）、同国会において成立しました（令和 7 年 6 月）。
② 暗号資産取引等やWeb3.0の健全な発展	・ステーブルコインの円滑な発行・流通に向けた環境整備が進むよう、仲介業である電子決済手段等取引業及び電子決済等取扱業の登録審査に関し、希望事業者との対話を円滑に実施するなど、迅速な登録審査を進め、令和 7 年 3 月に国内初の電子決済手段等取引業者 1 者を登録しました。 ・暗号資産交換業の売買、交換に係る媒介の業該当性の明確化に関する事務ガイドラインの改正を実施しました（令和 6 年 9 月）。 ・L P S（投資事業有限責任組合）が暗号資産を取得・保有する場合の暗号資産交換業該当性について検討を行いました。また、L P Sを含むプロ向けのトークン販売に関する枠組みについて、事務ガイドラインの改正を実施しました（令和 7 年 4 月）。 ・暗号資産交換業者が、I E O銘柄や本邦初の暗号資産を取り扱う場合、利用者保護に配慮しつつ、迅速な取扱いが実現できるよう、審査を行う日本暗号資産等取引業協会と更なる改善策に関し検討を行いました。 ・暗号資産の発行について、業界における実務的な検討を踏まえつつ、A S B Jにおいて適切に検討が行われるよう後押ししました。 ・Web3.0 関連ビジネスの会計・監査について、「第 2 回 Web3.0 関連ビジネスの会計・監査に関する事業者・監査人共同フォーラム」（主催：日本公認会計士協会・日本暗号資産ビジネス協会等）の開催など、業界団体等の取組を後押ししました。 ・令和 6 年 5 月に公布された「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」の施行に向け、セキュリティトークンを含む流動性の低い非上場有価証券のみを扱い、かつ、取引規模が限定的である私設取引システム運営業務について、認可を要さず第一種金融商品取引業の取得のみで運営が可能となる制度整備を含む政府令等の改正を行いました（令和 6 年 11 月 21 日施行）。 ・F S Bハイレベル勧告及びI O S C O勧告等を踏まえて、グローバルに一貫した形で実効的に規制監督枠組みが実施されるように、F S Bのアジア地域諮問グループ会合（R C G A）とI O S C Oのアジア太平洋地域委員会（A P R C）との間の連携・協力を主導するなど、非F S B参加法域へのアウトリーチを含む国際的な議論に貢献し、海外当局と連携しました。 ・国内外における暗号資産に関する取引の動向等を踏まえ、暗号資産に関連する制度の検証を行い、その結果としてディスカッション・ペーパーを公表しました（令和 7 年 4 月 10 日）。

	・ブロックチェーン国際共同研究プロジェクト「金融セクターにおけるプログラム化（トークン化）の進展とRegtech/Suptechへの活用可能性に関する研究（株式会社クニエとの合同研究）」を通じて、ブロックチェーン/Web3.0 領域での健全なビジネスの発展等に貢献しました。
③ 決済・取引インフラの高度化	・令和5年10月に発生した全銀システムの障害に関して、全銀ネット等による改善・再発防止策の取組等の進捗状況の定期的な確認を通じて、フォローアップを行いました。 ・次期全銀システムに関しては、上記の改善・再発防止策の取組等の進捗状況も考慮した上で、幅広い関係者による検討に引き続き参画し、基盤のオープン化を含む更改やAPIゲートウェイの導入を後押ししました。また、全銀ネットが進めるシステム開発作業について、FMI原則や監督指針を踏まえつつ、安全性確保の観点から必要な対応を促しました。 ・全銀システムや「ことら送金サービス」への参加事業者の拡大状況や利用状況等について、関係者との丁寧な対話を行い、令和6年10月に初めて資金移動業者が全銀システムに加盟しました。また、令和7年4月に初めて資金移動業者がことら送金サービスで利用可能となりました。 ・金融機関の取引先企業のDXの推進や生産性向上の観点から、DI-ZED Iや金融GIFに対応する会計ソフト等の開発・普及といった、請求・決済分野のデータ連携の取組を官民一体となって推進しました。 ・「手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会」（事務局：全国銀行協会）において金融機関の手形・小切手の電子化に向けた対応状況を把握し、他省庁や金融機関関係団体と連携し、金融界の自主行動計画の着実な進展を後押ししました。 ・諸外国の決済・取引インフラにおける高度化の取組等を踏まえつつ、関係者との意見交換やヒアリングを通じて、我が国の決済・取引におけるシステム・サービスの更なる高度化や利便性の向上に向けた検討を進めました。そのうえで、全銀ネットにおいて、資金決済システムの将来像について多面的・多角的な視点で議論を行う「資金決済システムの将来像に関するスタディグループ」を設置し、様々な関係者との議論を開始しました。 ・CBCDについて、関係府省庁・日本銀行連絡会議における中間整理（令和6年4月17日公表）や第2次中間整理（令和7年5月22日公表）、日本銀行のパイロット実験等に関する議論に貢献しました。 ・金融庁電子申請・届出システムについて、利用者のニーズや政府方針を踏まえつつ、ユーザーインターフェース（UI）改善、サポートデスク機能の強化など更なる利便性の向上に向けてシステム整備等を行いました。 ・災害時・相続時の口座照会や一つの金融機関を経由した他金融機関の口座への付番、公金受取口座の金融機関経由での登録受付等について、関係省庁や預金保険機構、業界団体等と連携し、業務フローやシステム対

	応等に係る準備を行い、円滑な制度開始に取り組みました。 ・業界団体等に対しマイナンバーカードの活用等に向けた周知を依頼すること等を通じ、金融機関における従業員のマイナンバーカードの取得に加え、利活用の促進や金融機関における公的個人認証の活用促進を図りました。
--	--

施策の 予算額・執行額等	区 分		4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	予算の状 況 (百万 円)	当初予算	78	69	80	81
		補正予算	-	8	9	-
		繰越等	-	-		
		合 計	78	77		
	執行額（百万円）		72	60		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和 7 年 6 月 9 日～6 月 23 日）
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標⑥】 ・「金融セクターにおけるプログラム化（トークン化）の進展と R e g t e c h / S u p t e c h への活用可能性に関する研究」研究結果報告書（令和 6 年 12 月 19 日公表） ・「A I ディスカッションペーパー」（令和 7 年 3 月 4 日公表） ・「金融領域における大規模言語モデルの評価の進展と R e t r i e v a l - A u g m e n t e d G e n e r a t i o n による精度向上に向けた取り組み」（令和 7 年 1 月公表）
---------------------------	---

担当部局名	総合政策局 総合政策課、IFIAR 戦略企画室、研究開発室、情報化統括室、国際室、リスク分析総括課、フィンテック参事官室（イノベーション推進室、暗号資産モニタリング室、金融サービス仲介業室）、IT サイバー・経済安全保障監理官室、マクロ・データ分析参事官室 企画市場局 信用制度参事官室、市場課、企業開示課 監督局 総務課、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、地域金融企画室
-------	---

政策評価実施時期	令和 7 年 8 月
----------	------------

令和 6 年度 実績評価書

金融庁令 6(横断的施策－2)

施策名	サステナブルファイナンスの推進
施策の概要	サステナブルファイナンスを推進するため、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の機能発揮等を促す。
達成すべき目標	サステナブルファイナンスの推進を通じ、GXを含む経済・社会の変革・成長を金融面から支援する取組を幅広く支援するとともに、関係省庁・地方公共団体・民間事業者と連携し、我が国の様々な取組・貢献について、国際的に積極的な発信を行う
目標設定の考え方・根拠	気候変動などの社会・環境課題の重要性が増す中、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の推進が不可欠となっている。 【根拠】 ・経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定） ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定） ・サステナブルファイナンス有識者会議第四次報告書（令和 6 年 7 月 9 日公表）

測定指標		
指標①	【主要】企業開示の充実	【達成】
6 年度目標	企業のサステナビリティ開示の充実と信頼性の確保	
6 年度実績	・令和 7 年 3 月のサステナビリティ基準委員会（SSBJ）によるサステナビリティ開示基準の最終化にあたり、SSBJをはじめとする関係者と連携し、我が国のサステナビリティ関連情報が国際的な比較可能性をもち、資本市場からの信頼が得られるものとなるように取り組みました。 ・ISSBのサステナビリティ開示基準設定に対し、国内関係者と連携しながら、国際的な議論への参画や意見発信などの取組を進めました。具体的には、ISSBでのリサーチプロジェクトについて、IFRS財団における国際会議等の場で我が国の人的資本開示の取組について説明するなど、投資家のニーズを充足した基準開発に貢献しました。【再掲（施策Ⅲ－2）】 ・令和 5 年度からの議論を継続し、令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月末までに金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」を計 4 回開催し、東証プライム市場上場会社の全部又は一部を対象に、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が	

	定めるサステナビリティ開示基準と機能的な整合性が確保された国内基準に基づく開示を義務付けること、当該開示に対する第三者保証を義務付けること等について検討を進めました。【再掲（施策Ⅲ－2）】 ・第三者保証に関しては、より詳細に議論を行うため、令和7年2月、同ワーキング・グループの下に「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」を新たに設置し、サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方等について議論を行い、検討を進めました。【再掲（施策Ⅲ－2）】 ・有価証券報告書におけるコーポレートガバナンス及びサステナビリティ開示等の好事例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集 2024」を公表しました（令和6年11月公表、令和7年3月最終更新）。また、記載内容の適正性の確保に努めるため、有価証券報告書レビューを実施し、識別された課題及び留意事項等並びにサステナビリティや政策保有株式等に関する開示の課題対応にあたって参考となる開示例集の公表を行いました（令和7年4月）。あわせて、企業等に対する開示充実のためのセミナー等に参加し、取組の発信を行いました。【再掲（施策Ⅲ－2）】
指標② [主要]市場機能の発揮	
【達成】	
6年度目標	透明性の高いデータ基盤の整備
6年度実績	・サステナビリティに係るデータ等の実態把握を行い、データの整備のあり方等について、国際的な議論・取組も踏まえつつ、官民が連携して検討を進めました。 ・Net-Zero Data Public Utility (NZDPU) の充実に向けた議論に参加し、我が国における利活用や課題に関する情報収集を行い、更なる発展について検討を行いました。 ・文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省と共同で開催した「気候変動リスク・機会の評価等に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会」における意見交換を踏まえ、気候変動に係るデータとその利活用に向けた課題と今後の期待に関する主な意見を記載した「気候変動リスク・機会の評価等に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会 課題と関係者の今後の取組への期待」を公表しました（令和6年7月）。 ・文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省と共同で「気候変動関連データ活用と適応に関する実践パネル」を開催し、データの利活用を含む関係者の取組事例や課題感等を共有しつつ、協働の可能性等を議論すべく、検討を進めました。 ・「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」の受入れを表明した評価機関等リストを更新・公表しました（令和6年7月・令和7年2月）。また、「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」に賛同したESG評価・データ提供機関における態勢整備の状況等について実態把握を行い

		ました。
指標③ 【主要】金融機関の機能発揮		【達成】
6 年度目標	金融機関による脱炭素に向けた企業支援等の推進	
6 年度実績	・リソースやノウハウ等が不足する中堅・中小企業における脱炭素の取組を支援するため、関係省庁と連携し、補助事業の展開支援等を進めました。 ・「カーボン・クレジットの取扱いに関するQ&A」を改訂し、GXリーグにおける超過削減枠が、各業法の業務範囲規制における算定割当量「その他これに類似するもの」に該当する旨等を明確化しました（令和6年6月）。 ・「カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会」での議論を踏まえ、カーボン・クレジット取引の透明性・健全性向上に係る論点整理として、報告書を公表しました（令和7年6月）。 ・経済産業省・環境省と連携し、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」を改訂しました（令和7年3月）。 ・「アジアGXコンソーシアム」における議論内容について、令和6年10月に对外発信を行い、トランジション・ファイナンスの推進に取り組みました。 ・国際的な議論、民間の動向把握を通じて、気候関連金融リスクや金融の役割の考察を行いました。 ・金融機関においてTCFD提言に基づき実施しているシナリオ分析に関する業態間での比較調査等を行い、公表しました。	
指標④ 【主要】その他の横断的課題		【達成】
6 年度目標	インパクト投資の実践・拡大	
6 年度実績	・「インパクトコンソーシアム」の第1回総会及び「インパクトフォーラム」を開催しました（令和6年5月）。また、以下の4つの分科会を開催し、とりまとめを行いました（令和7年6月）。 ✓ データ・指標分科会：関係者のニーズを踏まえ、既存のインフラでは不足しているデータ・指標や分野等を特定し、望ましいデータベースのあり方についてとりまとめました。 ✓ 市場調査・形成分科会：上場市場におけるインパクト投資やインパクト評価を企業価値向上につなげる企業戦略のあり方についてとりまとめました。 ✓ 地域・実践分科会：地域におけるインパクトの創出について、地域内外の幅広い関係者間での共通理解を醸成し協働を得る方法論や、イン	

	パクトを考慮した事業評価の視点等についてとりまとめました。 ✓ 官民連携促進分科会：インパクトスタートアップと地方公共団体の連携による社会課題の解決の促進のあり方についてとりまとめました。
--	--

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（目標達成） 【判断根拠】 改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」（5年1月施行）を踏まえた対応を行う等、企業におけるサステナビリティ情報開示の充実を図りました（測定指標①）。また、「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」の受入れを表明した評価機関等リストを更新・公表し、実態把握を行う等、データ等の品質・透明性の向上等を図りました（測定指標②）。加えて、カーボン・クレジット取引の透明性・健全性向上に係る論点整理や「アジアGXコンソーシアム」を通じたトランジション・ファイナンスの推進等、金融機関による脱炭素に向けた企業支援等を推進しました（測定指標③）。さらに、「インパクトコンソーシアム」において地域の取組事例や投資手法をとりまとめる等、インパクト投資の実践・拡大を図りました（測定指標④）。 上記の結果のとおり、主要な測定指標において目標を達成したため、「A」としました。
	【必要性】 国際動向も踏まえつつ、気候変動をはじめとした環境・社会の課題への対応において金融の役割への期待が高まっており、日本のサステナブルファイナンス推進に向けて対応を更に進める必要があると考えています。 【効率性】 サステナブルファイナンスの推進に係る取組については、検討会等での議論を整理し、関係省庁と密接に連携を図ることで効率的な業務実施を行いました。 【有効性】 サステナブルファイナンスの推進は、金融を通じて社会経済の解決を促すことで、わが国経済の持続可能性向上に有効であると考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 経済社会の持続可能性確保に向けた取組の重要性は高まっており、サステナブルファイナンスについて一層の推進が必要です。 【施策】 サステナブルファイナンスを推進するため、企業開示の充実を図り、トランジション・ファイナンスやインパクト投資等について議論を深めるなど、包括的に施策を進めていきます。 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じ指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価

① 企業のサステナビリティ開示の充実と信頼性の確保

- ・令和5年度から議論を継続し、令和6年4月から令和7年3月末までに金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」を計4回開催し、東証プライム市場上場会社の全部又は一部を対象に、国際サステナビリティ基準審議会（I S S B）のサステナビリティ開示基準と機能的な整合性が確保された国内基準に基づく開示と第三者保証の導入に係るロードマップのほか、これらに関連する論点について検討を進めました。【再掲（施策Ⅲ－2）】
- ・第三者保証に関しては、より詳細に議論を行うため、令和7年2月、同ワーキング・グループの下に「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」を新たに設置し、サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方等について議論を行い、検討を進めました。【再掲（施策Ⅲ－2）】
- ・I S S Bのサステナビリティ開示基準設定に対し、国内関係者と連携しながら、国際的な議論への参画や意見発信などの取組を進めました。具体的には、I S S Bでのリサーチプロジェクトについて、I F R S財団における国際会議等の場で我が国の人的資本開示の取組について説明するなど、投資家のニーズを充足した基準開発に貢献しました。【再掲（施策Ⅲ－2）】
- ・有価証券報告書におけるコーポレートガバナンス及びサステナビリティ開示等の好事例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集 2024」を公表しました（令和6年11月公表、令和7年3月最終更新）。また、記載内容の適正性の確保に努めるため、有価証券報告書レビューを実施し、識別された課題及び留意事項等並びにサステナビリティや政策保有株式等に関する開示の課題対応にあたって参考となる開示例集の公表を行いました（令和7年4月）。あわせて、企業等に対する開示充実のためのセミナー等に参加し、取組の発信を行いました。【再掲（施策Ⅲ－2）】

② 透明性の高いデータ基盤の整備

- ・サステナビリティに係るデータ等の実態把握を行い、データの整備のあり方等について、国際的な議論・取組も踏まえつつ、官民が連携して検討を進めました。
- ・Net-Zero Data Public Utility (NZDPU) の充実に向けた議論に参加し、我が国における利活用や課題に関する情報収集を行い、更なる発展について検討を行いました。
- ・文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省と共同で開催した「気候変動リスク・機会の評価等に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会」

	における意見交換を踏まえ、気候変動に係るデータとその利活用に向けた課題と今後の期待に関する主な意見を記載した「気候変動リスク・機会の評価等に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会 課題と関係者の今後の取組への期待」を公表しました（令和6年7月）。 ・文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省と共同で「気候変動関連データ活用と適応に関する実践パネル」を開催し、データの利活用を含む関係者の取組事例や課題感等を共有しつつ、協働の可能性等を議論すべく、検討を進めました。 ・「E S G評価・データ提供機関に係る行動規範」の受入れを表明した評価機関等リストを更新・公表しました（令和6年7月・令和7年2月）。また、「E S G評価・データ提供機関に係る行動規範」に賛同したE S G評価・データ提供機関における態勢整備の状況等について実態把握を行いました。
③ 金融機関による脱炭素に向けた企業支援等の促進	・リソースやノウハウ等が不足する中堅・中小企業における脱炭素の取組を支援するため、関係省庁と連携し、補助事業の展開支援等を進めました。 ・「カーボン・クレジットの取扱いに関するQ & A」を改訂し、G Xリーグにおける超過削減枠が、各業法の業務範囲規制における算定割当量「その他これに類似するもの」に該当する旨等を明確化しました（令和6年6月）。 ・「カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会」での議論を踏まえ、カーボン・クレジット取引の透明性・健全性向上に係る論点整理として、報告書を公表しました（令和7年6月）。 ・経済産業省・環境省と連携し、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」を改訂しました（令和7年3月）。 ・「アジアG Xコンソーシアム」における議論内容について、令和6年10月に対外発信を行い、トランジション・ファイナンスの推進に取り組みました。 ・国際的な議論、民間の動向把握を通じて、気候関連金融リスクや金融の役割の考察を行いました。 ・金融機関においてT C F D提言に基づき実施しているシナリオ分析に関する業態間での比較調査等を行い、公表しました。
④ インパクト投資の実践・拡大	・「インパクトコンソーシアム」の第1回総会及び「インパクトフォーラム」を開催しました（令和6年5月）。また、以下の4つの分科会を開催し、とりまとめを行いました（令和7年6月）。 ✓ データ・指標分科会：関係者のニーズを踏まえ、既存のインフラでは

	不足しているデータ・指標や分野等を特定し、望ましいデータベースのあり方についてとりまとめました。 ✓ 市場調査・形成分科会：上場市場におけるインパクト投資やインパクト評価を企業価値向上につなげる企業戦略のあり方についてとりまとめました。 ✓ 地域・実践分科会：地域におけるインパクトの創出について、地域内外の幅広い関係者間での共通理解を醸成し協働を得る方法論や、インパクトを考慮した事業評価の視点等についてとりまとめました。 ✓ 官民連携促進分科会：インパクトスタートアップと地方公共団体の連携による社会課題の解決の促進のあり方についてとりまとめました。
--	---

施策の 予算額・執行額等	区 分		4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	54	38	31	67
		補正予算	125	147	140	-
		繰越等	-	▲47		
		合 計	179	139		
	執行額（百万円）		169	170		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取(令和7年6月9日～6月23日)
-----------------	-----------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・サステナブルファイナンス有識者会議 https://www.fsa.go.jp/singi/sustainable_finance/index.html 【測定指標①】 ・「記述情報の開示の好事例集 2024」（令和6年11月8日公表、令和7年3月24日最終更新） https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20241108.html https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20241205.html https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20241227.html https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20250203.html https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20250324-2.html ・有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等（識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集を含む）及び有価証券報告書レビューの実施について（令和7年度） https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250401-3/20250401.html 【測定指標②】 ・「E S G 評価・データ提供機関に係る行動規範」の受入れを表明した
---------------------------	--

	評価機関等リストの公表について（令和 6 年 12 月 31 日時点） https://www.fsa.go.jp/singi/esg_hyouka/list.html 【測定指標③】 ・カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会 https://www.fsa.go.jp/singi/carbon_credit/index.html ・「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」（2025 年版）（令和 7 年 3 月 31 日一部改訂） https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210507_2.html ・「アジア G X コンソーシアム」の設立について（令和 6 年 10 月 2 日） https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20241002/20241002.html 【測定指標④】 ・インパクトコンソーシアム https://impact-consortium.fsa.go.jp
担当部局名	総合政策局 総合政策課、総務課国際室 企画市場局 企業開示課
政策評価実施時期	令和 7 年 8 月

令和 6 年度 実績評価書

金融庁令 6(横断的施策－3)

施策名	業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応
施策の概要	大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立のため、金融庁の業務継続計画の見直しや関係機関と連携した実践的な訓練の実施により、自らの業務継続体制の強化を図るとともに、金融機関等に対しても業務継続計画の検証等により、業務継続体制の実効性の向上を促していく。近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナへの対応として、金融機関に対して、生活や事業の再建の支援等、金融面での対応を促していく。 また、金融機関のサイバーセキュリティ管理態勢や IT ガバナンスの有効性について、検査を含めたモニタリングを通じて検証し、サイバーセキュリティ及び IT ガバナンスの強化を促していく。 さらに、金融システムの維持に必要な業務や多くの利用者が頻繁に利用するサービスについては、未然防止策を尽くしてもなお中断が起こりうることを前提に、利用者目線に立ち、代替手段等を通じた早期復旧や影響範囲の軽減を担保する枠組み（オペレーショナル・レジリエンス）を確保するため、同分野について、金融機関における課題の把握と好事例の収集を行う。
達成すべき目標	大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立を図るとともに、近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナによる影響を受けた事業者等の生活や事業の再建に資すること 金融機関のサイバーセキュリティ及びオペレーショナル・レジリエンス確保に向けた取組を推進すること
目標設定の考え方・根拠	「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁として、業務継続性の確保に係る取組を進める。また、大規模災害発生時において、金融サービス等の機能停止により、商取引に甚大な影響が発生する事態が生じないよう、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促す。 東日本大震災への対応については、復興は着実に前進してきた一方で、その状況は地域によって様々であるため、引き続き、状況に応じたきめ細やかな対応が必要となっている。金融庁としては、各種施策の活用状況及び金融面での支援状況等を確認していくとともに、金融機関による被災地の多様なニーズへの最適な解決策の提案・実行支援を促す。

また、近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害への対応についても、被災地の速やかな復旧・復興を進めていく観点から、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（以下「自然災害被災者債務整理ガイドライン」という。）」等の活用を促進するとともに、金融機関が被災地における取引先企業のニーズへのきめ細かな対応を行うよう促す。なお、令和3年4月1日からは、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を自然災害被災者債務整理ガイドラインに統合し、同ガイドラインにおいて引き続き支援を実施していく。

コロナへの対応については、自然災害被災者債務整理ガイドラインを新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則（以下「コロナ特則」という。）により、コロナの影響により既往債務の弁済が困難となった個人・個人事業主の生活や事業の再建のための債務整理支援を実施していく。

政府としてサイバーセキュリティに関する取組を一層強化する中、金融市場インフラや金融商品取引所を含めた金融業界全体のサイバーレジリエンス向上を図るべく、各金融機関による「自助」の取組、金融業界による「共助」の取組、当局による「公助」を一層促進するとともに、国際的な議論への参画や海外当局等との連携を深化させる。

このほか、決済機能をはじめとする金融システムの維持に必要な業務や多くの利用者が頻繁に利用するサービスについては、サービスの中断を未然に防ぐため IT ガバナンスの強化を促すことに加え、システム障害、感染症、自然災害等の事象の発生により、未然防止策を尽くしてもなお中断が起こりうることを前提に、利用者目線に立ち、代替手段等を通じた早期復旧や影響範囲の軽減を担保する枠組み（オペレーショナル・レジリエンス）の重要性がますます高まっていることを踏まえ、同分野について、金融機関における課題の把握と好事例の収集を行う。

【根拠】

- ・ 主要行等向けの総合的な監督指針
- ・ 東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日）
- ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日閣議決定）
- ・ 政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成26年3月28日閣議決定）
- ・ 新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（平成26年3月31日）

	・首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定） ・平成 30 年 7 月豪雨生活・生業再建支援パッケージ（平成 30 年 8 月 2 日） ・被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ（令和元年 11 月 7 日、2 年 7 月 30 日） ・令和 3 年 7 月 1 日からの大雨に係る支援策とりまとめ（令和 3 年 7 月 30 日） ・令和 4 年福島県沖を震源とする地震に係る支援策とりまとめ（令和 4 年 4 月 8 日） ・国土強靱化基本計画（令和 5 年 7 月 28 日閣議決定） ・被災者の生活と生業支援のためのパッケージ（令和 6 年 1 月 25 日） ・国土強靱化年次計画 2024（令和 6 年 7 月 26 日国土強靱化推進本部決定） ・2024 事務年度金融行政方針（令和 6 年 8 月 30 日）
--	---

測定指標		
指標①	【主要】 災害等発生時における金融行政の継続性確保のための取組	【達成】
6 年度目標	「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」等を踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施	
6 年度実績	・「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」等の実効性を検証し、非常時優先業務等マニュアルについて必要な見直しを実施しました。	
指標②	【主要】 災害等発生時に備えた訓練	【達成】
6 年度目標	金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施	
6 年度実績	・関係機関と連携して実践的な訓練を実施することにより、金融庁業務継続計画等の実効性を検証しました。	
指標③	【主要】 業界横断の業務継続訓練の実施	【達成】
6 年度目標	訓練の実施	
6 年度実績	・銀行業界における横断的訓練及び三市場（外国為替市場、証券市場及び短期金融市場）合同の横断的訓練を実施しました。	
指標④	【主要】 情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況	【達成】
6 年度目標	金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供を実施	
6 年度実績	・金融庁・日本銀行において、地域金融機関・保険会社・証券会社等向けの点検票に基づく自己評価結果を収集・分析し、他の金融機関対比での位置付けや改善すべき領域に関する情報を還元することで、これらの金	

		融機関の自主的なサイバーセキュリティの強化を促しました。
指標⑤	金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の参加金融機関数	【達成】
	6年度目標	170 社
	6年度実績	・金融業界全体のインシデント対応能力の更なる向上を図るため、最新のサイバー攻撃の脅威動向を反映したシナリオの下、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（D e l t a W a l l IX）を実施し、170 の金融機関が参加しました。
指標⑥	〔主要〕IT ガバナンス（システムの統合・更改プロジェクトの管理態勢を含む）の強化を促すモニタリングの実施	【達成】
	6年度目標	検査を含めたモニタリングの実施
	6年度実績	・金融機関のITガバナンスについて、検査を含めたモニタリングを通じ、その強化を促すとともに、金融機関の規模に応じて、グループ・グローバルベースでのIT戦略を把握の上、その課題を確認しました。
指標⑦	〔主要〕オペレーショナル・レジリエンスの確保に向けた金融機関との対話継続	【達成】
	6年度目標	金融機関とのヒアリングを実施
	6年度実績	・利用者目線に立った代替手段等を通じた早期復旧や影響範囲の軽減を担保する枠組み（オペレーショナル・レジリエンス）の実効性確保に向けて、ディスカッション・ペーパーや監督指針に基づき、大手金融機関等の実態把握や対話を実施しました。
指標⑧	金融機能強化法（東日本大震災に関する特例）に基づき資本参加を決定した金融機関に対する適切なフォローアップの実施	【達成】
	6年度目標	金融機能強化法（東日本大震災に関する特例）に基づき資本参加を決定した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、経営強化計画等の履行状況を半期ごとに公表
	6年度実績	・金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を実施した金融機関については、それぞれの営業地域において金融仲介機能の発揮を確保する観点から、適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期毎に公表しました。
指標⑨	自然災害被災者債務整理ガイドライン（コロナ特則を含む。）の運用支援	【達成】
	6年度目標	自然災害被災者債務整理ガイドライン（コロナ特則を含む。）の運用支援・周知広報
	6年度実績	・金融機関に対し、住宅ローン等の債務を抱えた被災者の生活・事業再建の支援施策として、自然災害被災者債務整理ガイドライン（コロナ特則を含む。以下同じ。）の活用を促しました。 ・本ガイドラインに基づく債務整理を行う場合における弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費等の補助を行いました。 ・本ガイドラインの活用促進に関し、政府広報オンラインによる周知や、

		令和6年能登半島地震の被災者に活用されるよう、金融機関等へのリーフレット配布、新聞広告、テレビCM等による周知広報を実施しました。
指標⑩	被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを活用した各種災害時における被災者からの相談等の受付	【達成】
	6年度目標	各種災害が発生した際に、被害状況等を踏まえ、必要に応じて相談ダイヤルを設置
	6年度実績	・令和6年1月に設置した「令和6年能登半島地震金融庁相談ダイヤル」により、被災者等からの金融機関との取引に関する相談等を受け付けました。

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（目標達成）
	【判断根拠】 上記測定指標に記載のとおり、全ての項目において目標を達成しており、大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立等、達成すべき目標に掲げた内容を満たしていることから、評価結果は「A」としました。
施策の分析	【必要性】 大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立、金融機関のサイバーセキュリティ及びオペレーショナル・レジリエンス確保（以下「大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立等」という。）は、金融システムの維持において重要であるため、引き続き取組を行っていく必要があります。 また、被災地の速やかな復旧・復興を進めていく観点から、「自然災害被災者債務整理ガイドライン」等の活用を促進するとともに、金融機関が被災地における取引企業のニーズへのきめ細かな対応を行うよう促していく必要があります。
	【効率性】 施策の実施において、現状を把握・分析した上で、必要性に応じて取組を実施するなど、効率的に取組を行いました。

	【有効性】 大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立等に係る取組は、金融庁や金融機関における対策の実効性の向上に資するなど有効であると考えています。 また、災害への対応については、自然災害による被災者の生活・事業の再建に一定の役割を果たしており、有効であると考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立等について、金融庁や金融機関における対策の実効性の更なる向上等に向けて、これまでの取組の結果や金融を取り巻く環境の変化等を踏まえつつ、訓練・演習や金融機関との対話等の取組を継続的に実施する必要があります。 また、災害への対応については、被害の状況等に応じて、自然災害による被災者の生活・事業の再建に資する取組を、適時適切に実施する必要があります。 【施策】 上記のとおり、これまでの取組の結果や金融を取り巻く環境の変化、被害の状況等を踏まえて、必要な取組を実施します。 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
① 災害等発生時における金融行政の継続性確保	・「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」等の実効性を検証し、非常時優先業務等マニュアルについて見直しを実施しました。 ・関係機関と連携して実践的な訓練を実施することにより、金融庁業務継続計画等の実効性を検証しました。
② 金融機関等の業務継続体制の実効性の向上	・金融業界全体として横断的に業務継続体制の確保を図るため、取引所や金融機関等と合同で業務継続体制に係る訓練を実施しました。 ・令和5事務年度に実施したアンケート調査や令和6年能登半島地震の対応等を踏まえ、金融機関の災害等に係る業務継続体制の整備を引き続き促しました。 ・令和6年6月から7月にかけて実施したパブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ、サイバーセキュリティに関する監督指針等の改正案及びガイドライン案を最終化し、その後、業界団体等と連携の上、これらの円滑な運用を図りました。 ・サイバーセキュリティに関する自己評価（サイバーセキュリティセルフアセスメント；CSSA）の対象を3メガバンク以外の主要行、労働金庫等にも拡大しました。あわせて、令和7事務年度以降に向け、

上記ガイドラインと整合させる形で、自己点検票の見直しを行いました。

- ・金融業界全体のインシデント対応能力の更なる向上を図るため、最新のサイバー攻撃の脅威動向を反映したシナリオの下、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（D e l t a W a l l IX）を実施しました。また、演習結果について分析し、業界に還元しました。
- ・地域金融機関等からサンプルを抽出して脅威ベースのペネトレーションテスト（T L P T）を実施し、地域金融機関等におけるT L P Tの有効性の実証に向けて取り組みました。具体的には、対象先のサイバーレジリエンスの強化のみならず、地域金融機関に共通する脅威インテリジェンスを抽出し、同業態全体に還元することで、T L P Tの障壁を下げるとともに、T L P Tの結果判明した脆弱性のうち、よく認められるものを抽出し、同業態全体に還元することで、地域金融機関全体のサイバーセキュリティの強化を図りました。
- ・国際的に影響を及ぼすサードパーティやサプライチェーンのリスクの顕在化や地政学的な動向を踏まえ、引き続き、G7サイバー・エキスパート・グループ（C E G）をはじめとする国際的な議論に参画し、脅威・リスク動向、サイバーセキュリティに関する先進事例及び課題について把握し、国内金融セクターのサイバーセキュリティ強化に向けた施策に活用したとともに、サイバーインシデントに備え、主要国当局との連携強化を図りました。また、国際通貨基金（I M F）による金融セクター評価プログラム（F S A P）の結果を踏まえて国内施策を実施しました。
- ・耐量子計算機暗号（P Q C）への移行を検討する際の推奨事項、課題及び留意事項について、関係者とさらに検討するための検討会を開催し、議論の結果を成果物としてとりまとめました。
- ・フィッシングを含めたインターネットバンキングに係る不正送金の被害が高止まりしている状況を踏まえ、警察庁と連携し、業界団体を通じて、金融機関にフィッシング対策強化の要請を行いました。
- ・3メガバンクに対しては、引き続き、①グループベース及びグローバルベースでのサイバーセキュリティに関するリスク管理態勢の強化、②サイバーレジリエンスの強化、③サードパーティリスク管理の高度化等を主要テーマに、日本銀行と連携し、通年検査の一環としてサイバーセキュリティ管理態勢を検証しました。
- ・地域金融機関等に対しては、規模・特性等に応じて、検査を含めたモニタリングを実施し、サイバーセキュリティ管理態勢の実効性を検証しました。

	・主要な金融市場インフラ事業者に対しては、日本銀行と連携して、令和5事務年度に把握した実態を踏まえた検証を行いました。 ・金融機関のITガバナンスについて、検査を含めたモニタリングを通じ、その強化を促すとともに、金融機関の規模に応じて、グループ・グローバルベースでのIT戦略を把握の上、その課題を確認しました。 ・オペレーショナル・レジリエンスについて、主要行等に対してアンケートやヒアリングを実施し、課題等について対象金融機関に還元するとともに、参考事例等を公表しました（令和6年6月、令和7年6月）。 ・デジタルバンク等からの免許申請について、システム稼働の安定性を確保する態勢が整っているかなどの観点から支援を行いました。 ・クラウドサービスの利用に関するシステムリスク管理上の課題等について、クラウド事業者等との対話を継続して実施しました。 ・金融機関の重要なシステムの統合・更改プロジェクトについて、近年の動向（システム障害の傾向、技術の導入状況（例えば、オープン化やクラウドサービスへの移行））を踏まえ、プロジェクトの難度に応じ、リスクベースで検査を含めたモニタリングを行うことにより、本番稼働後の安定的な運用を確保するための態勢整備を促しました。 ・システム障害については、サードパーティ・サプライチェーンに起因するものを含め、監督局と連携し、原因、顧客対応及び再発防止策の実効性を検証しました。 ・金融機関で発生したシステム障害を対象として、各金融機関がシステムリスク管理に取り組んでいく上で参考になる障害傾向・事例を取りまとめて、「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」（令和6年6月）を公表しました。 ・金融業界に対して一層のサイバーセキュリティ、オペレーショナル・レジリエンスの強化が求められていることを踏まえ、「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」を再構成のうえ、「金融分野におけるITレジリエンスに関する分析レポート」（令和7年6月）を公表しました。
③ 災害への対応	[災害全般への対応] ・災害の発生時には、被災地の実情を踏まえ、財務局と緊密に連携し「金融上の措置」の要請を行う等、金融機関による迅速かつ的確な被災者支援を促しました。 ・令和5事務年度以前に発生した自然災害への対応を含め、自然災害等の影響を受けて住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった個人・個人事業主に向けて、自然災害被災者債務整理ガイドラインに基づく債務整

	理を通じた生活・事業の再建を支援するとともに、その周知広報を行いました。 [東日本大震災への対応] - 金融機能強化法（東日本大震災に関する特例）に基づき資本参加を決定した金融機関については、金融仲介機能の十分な発揮を促進する観点から、将来を見据えた経営改革や経営基盤の強化、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組を促すなど、当局として適切なフォローアップを行うとともに、経営強化計画等の履行状況を半期ごとに公表しました。 - 金融機関に対して、東日本大震災事業者再生支援機構と連携した事業者支援や、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた主体的かつ継続的な支援等を行っていくよう促しました。さらに、創業・起業等を含む被災地の多様なニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促しました。 [令和6年能登半島地震への対応] - 令和6年能登半島地震の被災者の生活の再建を支援するため、住宅ローン等の債務を抱えた被災者に向け、自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援及び周知を行いました。 - また、被災者の事業の再建を支援し、更には被災地の復興を進めていくため、被災地の金融機関に対し、新たに設立された能登半島地震復興支援ファンドも活用しつつ、関係機関との連携を行いながら、被災した事業者へのきめ細かな支援を徹底するよう促しました。 - 被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを設置し、被災者等からの各種金融機関の窓口の問い合わせや金融機関等との取引に関する相談に応じました。
--	--

施策の 予算額・執行額等	区 分		4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	195	187	159	163
		補正予算	10	150	69	—
		繰越等	4	▲139		
		合 計	209	199		
	執行額（百万円）		182	276		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和7年6月9日～6月23日）
-----------------	-----------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標⑧】 - 経営強化計画等の履行状況（令和6年3月期）（令和6年9月20日公表） - 経営強化計画等の履行状況（令和6年9月期）（令和7年3月28日公表）
---------------------------	---

担当部局名	総合政策局 総合課、リスク分析総括課 企画市場局 市場課 監督局 監督調査室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、証券課
政策評価実施時期	令和7年8月

令和 6 年度 実績評価書

金融庁令 6(横断的施策－4)

施策名		その他の横断的施策
施策の概要		基本政策（政策Ⅰ～Ⅲ）に横断的に関係する施策のうち、「横断的施策－1（デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応）」、「横断的な施策－2（サステナブルファイナンスの推進）」及び「横断的な施策－3（業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応）」以外の施策の実施
達成すべき目標		基本政策に横断的に関係する施策（「横断的施策－1」、「横断的施策－2」及び「横断的な施策－3」に該当するものを除く）の実施により、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大、以下同じ）を図ること
目標設定の考え方・根拠		金融行政の目標を実現するため、国際的なネットワークの強化やマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化、規制・制度改革等の推進、経済安全保障上の対応等といった横断的な施策を実施する必要がある。 【根拠】 ・ マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策に関する国際基準（FATF 勧告）（平成 24 年 2 月策定） ・ 総合的な TPP 等関連政策大綱（令和 2 年 12 月 8 日 TPP 等総合対策本部決定） ・ 第 4 次対日相互審査報告書（令和 3 年 8 月 30 日公表） ・ デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定） ・ 2024 事務年度金融行政方針（令和 6 年 8 月 30 日公表） ・ 自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のための新たなプラン（令和 5 年 3 月 20 日公表）

測定指標		
指標① [主要] 国際的なネットワークの強化		【達成】
6 年度目標	国際的なネットワークの強化に取り組む	
6 年度実績	・ 金融システムの強化に向け、金融分野の主要課題について、国際的な議論に貢献しました。また、アジア・ハイレベル金融規制当局者フォーラム、グローバル金融連携センター（GLOPAC）による研修や二国間金融協力の会議等を通じ、国際的なネットワーク構築の一層の強化を図りました。	
指標② [主要] マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化		【達成】
6 年度目標	マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化に取り組む	

	6 年度実績	・ F A T F 第 5 次対日相互審査を見据え、F A T F 会合での議論に積極的に参画すると共に、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」等の議論を通じ、関係省庁と連携して、我が国のマネロン等対策に関する施策を実行しました。
指標③ 規制・制度改革等の推進		【達成】
	6 年度目標	「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置を実施
	6 年度実績	・「規制改革実施計画」(6 年 6 月 21 日閣議決定)等に盛り込まれた規制・制度改革事項について検討を進め、金融を巡る状況の変化に対応した様々な規制・制度改革を推進しました。これにより、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境の整備が、着実に推進したものと考えます。
指標④ 経済安全保障上の対応		【達成】
	6 年度目標	経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ制度の円滑な運用
	6 年度実績	・経済安全保障推進法の円滑な制度開始(令和 6 年 5 月)に向けて、関係機関との連携や、令和 5 年 4 月に設置した「基幹インフラ制度に関する相談窓口」の運営等を通じた関係事業者との丁寧な対話に努めました。 ・経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ制度に関し、事業者からの事前相談に対応するとともに、届出審査を行いました。

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	B (相当程度進展あり)
	【判断根拠】 アジア地域の新興国や先進国等との国際的なネットワーク強化等を行いました(測定指標①)。 金融機関等のマネロン等対策の高度化に向けて、マネロン等対策に関する検査・監督などを実施しました(測定指標②)。 「規制改革実施計画」に盛り込まれた規制・制度改革事項について検討を進め、必要な措置を実施しました(測定指標③)。 経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ制度に関し、事業者からの事前相談に対応するとともに、届出審査を行いました。(測定指標④) 上記の結果の通り、全ての測定指標において目標を達成することが出来ましたが、引き続きマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化等に取り組んでいく必要があることから、「B」としました。
施策の分析	【必要性】 世界の金融システムが健全性を維持しつつ、実体経済を支えられるよう、国際的な協調が必要と考えています。 F A T F 第 5 次対日相互審査を見据えて、引き続きマネロン等対策の強化が必要と考えています。

	【効率性】 当局間での情報交換や問題意識の共有を、継続的かつ時宜を得て行ったことで、効率的な金融行政の遂行に貢献しました。 新興国の金融監督当局者への研修は、本邦金融機関の進出支援の観点も踏まえており、効率的であると考えています。 関係省庁との緊密な連携やマネロン等対策に関する検査・監督などは、金融機関等のマネロン等対策の改善に直接つながるものであり、効率的であったと考えます。
	【有効性】 世界の金融システムの安定と発展に貢献する取組は、我が国経済の持続的な成長、世界経済の安定・発展に有効であると考えています。 また、金融機関等に対し、マネロン等対策に関する検査・監督などを行うことは、我が国における金融業界のマネロン等対策の高度化に非常に有効であったと考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 国際的に協調した対応は、世界の金融システムが健全性を維持しつつ、実体経済を支えることにつながり、国益に資すると考えているところ、引き続き積極的に取り組む必要があります。 また、アジア・ハイレベル金融規制当局者フォーラムの開催やG L O P A Cの取組は、アジア諸国等の金融当局との政策対話の活性化・連携強化につながり、我が国の国際的な政策推進力の向上に資すると考えているところ、引き続き積極的に取り組む必要があります。 加えて、第5次対日相互審査を見据えて、引き続きマネロン等対策の強化に取り組む必要があります。 引き続き、国際的に協調した対応や世界共通の課題への対応、国際的な議論への貢献、国際的な当局間のネットワーク・協力の強化を図ります。 【施策】 また、F A T F第4次対日相互審査の指摘事項を踏まえ、引き続き、金融機関等のマネロン等対策に関する検査・監督を実施してまいります。 【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
① 国際的なネットワークの強化	- 金融システムの強化に向け、金融分野の主要課題について、国際的な議論に貢献しました。特に、A Iを含むデジタル技術の利用に伴うリスクや気候関連金融リスクへの対応について、F S B等における議論に貢献しました。 2回目となるアジア・ハイレベル金融規制当局者フォーラムを開催し、引き続き、アジア域内の金融規制監督当局間の政策対話の活性化・連携強化に努めました。さらに、二国間金融協力の会議を通じて連携強化等に努めました。

	こうした取組を通じて、我が国の金融プレゼンス向上に向けた国際的な政策推進力を高めました。 ・令和7年で10年目を迎えるグローバル金融連携センター（GLOPAC）による研修では、アジア諸国等の金融当局とのネットワークを強化するとともに、ハイレベルフォーラムでの問題意識と一貫させ、我が国の国際的な政策や制度に対する理解を深めました。 ・海外当局や要人との意見交換・面会、監督カレッジや危機管理グループの会合の開催により、各国当局との連携を強化しました。
② マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化	・令和6年3月末時点の「対応結果報告」を踏まえたモニタリングを通じて、各金融機関における態勢整備状況の確認を行うとともに、整備した態勢の有効性の検証に係る取組を促進するため、検証を行うにあたって参考となる考え方や、実際の取組事例集を公表しました。 ・為替取引分析業者の監督対応等を適切に実施するとともに、金融業界全体のマネロン等対策の底上げに向けた取組を後押ししました。 ・各金融機関のリスクベースでの創意工夫・主体的な対応を促進するため、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」を改訂しました。 ・マネロン等対策について、金融庁所管事業者の対応状況や金融庁の取組等をまとめた資料を公表しました。 ・利用者のマネロン等対策への更なる理解の向上に資するため、官民一体となって、効果的な周知・広報等を実施しました。 ・金融機関に対するアウトリーチ活動については、外部講演、勉強会の機会を活用し、積極的な情報発信により、金融機関の理解を促しました。 ・業態横断フォーラム等、地域における情報連携の枠組を定着させ、金融機関同士のネットワーク構築やノウハウ共有をさらに促進しました。 ・FATF政策企画部会での、クロスボーダー送金の透明性向上に関する勧告16改訂案の最終化に向けた検討や、その後策定が求められるガイダンス案に含むべき事項の検討等の作業において、共同議長として主導的な役割を果たし、国際的なマネロン等対策等の課題解決に貢献しました。 ・FATFにおける暗号資産に関する取組について、暗号資産コンタクトグループの共同議長として、トラベルルールを含む勧告15の実施促進や、DeFiやP2P取引を含む新たなリスクへの対応に関し、議論をリードしました。
③ 規制・制度改革等の推進	・金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境を整備すべく、金融サービスの提供者・利用者の声をよく把握しながら、我が国が豊かで活力ある国で在り続けることに資する規制・制度改革等を進めていくとともに、金融を巡る状況の変化に対応した規制・制度のあり方を検討しました。
④ 経済安全保障上の対応	・経済安全保障推進法の円滑な制度開始（令和6年5月）に向けて、関係機関との連携、令和5年4月に設置した「基幹インフラ制度に関する相談窓口」の運営等を通じた関係事業者との丁寧な対話に努めました。

	・経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ制度に関し、事業者からの事前相談に対応するとともに、届出審査を行いました。 ・関係省庁と連携し、重要経済安保情報保護活用法の施行（令和 7 年 5 月 16 日）に向けて規程の整備や指定対象情報の検討等について適切に対応しました。
--	--

施策の 予算額・執行額等	区 分		4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	352	395	330	337
		補正予算	666	24	165	—
		繰越等	▲419	448		
		合 計	600	867		
	執行額（百万円）		320	759		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和 7 年 6 月 9 日～6 月 23 日）
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①】 ・ G7（2024 年） ・ G20 https://www.g20.org ・ FSB（金融安定理事会） https://www.fsb.org/
---------------------------	---

担当部局名	総合政策局 総合政策課、国際室、リスク分析総括課、金融犯罪対策室、IT サイバー・経済安全保障監理官室 企画市場局 総務課 監督局 総務課
-------	--

政策評価実施時期	令和 7 年 8 月
----------	------------

令和 6 年度 実績評価書

金融庁令 6(金融庁の行政運営・組織の改革－1)

施策名	金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化
施策の概要	金融行政の質を不断に向上させていく観点から、金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を図る。
達成すべき目標	金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を通じた金融行政の質の向上
目標設定の考え方・根拠	金融の急激な変化に遅れをとることなく、国民の期待や信頼に応えていくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし、絶えず自己変革できる組織へと変革することで、金融行政の質を不断に向上させていくことが必要である。そのため、有識者や外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映するための取組等、金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を図る。 【根拠】 ・当面のガバナンス基本方針（平成 30 年 7 月 4 日） ・2024 事務年度金融行政方針（令和 6 年 8 月 30 日）

測定指標		
指標①	〔主要〕各種有識者会議の積極的活用	【達成】
6 年度目標	有識者からの提言等を金融行政へ継続的かつ的確に反映	
6 年度実績	・政策評価有識者会議を開催し、有識者から頂いたご意見・ご提言について、各担当部署において施策の検討等に活用するなど、金融行政の参考としました。 ・サステナブルファイナンス等の各分野における個別の課題について、各種有識者会議等を活用し、外部有識者の意見が継続的に行政に反映される枠組みを確保しました。	
指標②	〔主要〕第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価の実施	【達成】
6 年度目標	内外からの意見等の金融行政への継続的かつ的確に反映	
6 年度実績	・検査・監督の品質管理の一環として、専門家による金融機関等へのヒアリング等を通じた外部評価の代わりに、金融庁・財務局幹部による被検査先経営陣との意見交換を実施しました。 ・検査・監督の品質管理の観点から、金融庁職員を対象として、モニタリングの実施にかかる職員アンケート（自己評価）を令和 7 年 1～2 月に実施しました。	
指標③	〔主要〕新しいデータ収集・管理の枠組み（共同データプラットフォーム）の整備	【達成】

	6 年度目標	高粒度データの定期収集の本格的な開始	
	6 年度実績	・新しいデータ収集・管理の枠組み（共同データプラットフォーム）について、法人貸出明細等の高粒度データの定期収集を本格的に開始しました。	
指標④	[主要]金融システムの脆弱性等に係るデータ分析の深化と分析結果の可視化、ツール化		【達成】
	6 年度目標	金融機関との対話・モニタリングの高度化の検討	
	6 年度実績	・個別金融機関の経営状況、金融システム全体の脆弱性・強靱性、市場動向に関する実態把握を進めるため、貸出明細等の高粒度データを含む多様なデータを用いた分析を深化・充実させ、分析事例の公表や金融機関と対話を行いました。また、こうした分析結果の可視化・ツール化を進めました。	
指標⑤	金融サービスの利用者から寄せられた情報の多角的な分析と実態把握		【達成】
	6 年度目標	モニタリング部門への結果還元	
	6 年度実績	・利用者トラブルに関する情報の多角的な分析と実態把握を行い、当該結果についてモニタリング部門へ還元して、深度あるモニタリング等に活用しました。	
指標⑥	[主要]データ分析における研修の実施・専門家による支援		【達成】
	6 年度目標	データ分析プロジェクトの質の向上	
	6 年度実績	・データ分析基礎研修の実施や、金融経済分析の学識経験者による支援等を通じて金融庁内のデータ分析プロジェクトの質の向上に取り組みました。	
指標⑦	金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアクセス件数		【達成】
	6 年度目標	当庁の施策等について、ウェブサイトを通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施	
	6 年度実績	・4 億 579 万件	
指標⑧	金融庁公式 X（旧 Twitter）（日本語版アカウント、英語版アカウント）のフォロワー数、いいね数。その他 SNS での情報発信強化		【達成】
	6 年度目標	当庁の施策等について、X（旧 Twitter）等の SNS を通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施	
	6 年度実績	・フォロワー数：185,178（日英合算） ※日：183,137／英：2,041 ・いいね数：41,377（日英合算） ※日：40,937／英：440 注：5 年度実績では日アカウント実績のみ表記（フォロワー数：168,603、いいね数：24,068）	
指標⑨	[主要]財務局とのさらなる連携・協働の推進に向けた取組状況		【達成】
	6 年度目標	財務局とのさらなる連携・協働の推進	
	6 年度実績	・引き続き、モニタリング上の金融庁と財務局の連携・協働を深め、一体	

		的・効果的な行政運営を推進するとともに、金融庁と財務局との間での率直な意見交換を通じて、監督当局全体としての質の向上を図りました。市場監視の分野においても、財務局とのさらなる連携・協働に取り組みました。 ・モニタリング内容や人的サポート等に関し、金融庁・財務局が密に連携し、効率的・効果的なモニタリングを実施しました。 ・財務局の意見・要望を踏まえ、財務局との会議に関し運営の効率化を図ることや、財務局向け説明会を継続して実施するなど、引き続き、財務局と丁寧なコミュニケーションに努めました。
金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化による 指標⑩ データ分析等を用いた学術的成果を得るための取組【再掲（横断的施策－1）】		【達成】
	6 年度目標	アカデミアと連携したデータ分析の実施
	6 年度実績	・金融行政上の重要な諸課題について、学者等と連携してデータ等を活用しつつ分析・研究を実施しました。また、金融市場及び金融行政に関する学術と実務の先端的知見の蓄積等を目的として、国立大学法人東京大学と締結した連携協力に関する基本協定に基づき、データ等を分析し、研究プロジェクトを進めました。
参考指標		
指標① 金融行政モニターへの意見申出件数		
	6 年度実績	・金融行政モニター受付：41 件
指標② 各種サポートデスクへの相談件数		
	6 年度実績	・ F i n T e c h サポートデスク：232 件 ・拠点開設サポートオフィス：169 件 ・ F i n T e c h 実証実験ハブ：6 件
指標③ 意見申出制度への意見申出件数		
	6 年度実績	・0 件
指標④ 報道発表件数		
	6 年度実績	・663 件
指標⑤ 英語ワンストップサービスの対応件数		
	6 年度実績	・624 件

評価結果	
目標達成度合い	B（相当程度進展あり）

の測定結果	【判断根拠】 金融行政の質を不断に向上させていく観点から、各種有識者会議の開催や外部評価を実施し、有識者等からの意見等を踏まえ施策を検討するなど、積極的に活用しました（測定指標①、②）。 データ活用の高度化を進めていく観点から、高粒度データの収集・管理の枠組みの整備を実施したほか、金融機関からの徴求データと企業個社に関する外部データ等を組み合わせた分析を行うなど多面的な実態把握を推進し、こうした分析のツール化・可視化を通じたモニタリングの高度化を検討・実施しました（測定指標③、④）。 金融サービスの利用者から寄せられた情報を分析し、深度あるモニタリングに活用しました。また、金融機関などが金融行政に対して率直かつ不安なく批判や要望を言えるよう、金融行政モニター制度や意見申出制度、各種サポートデスク、金融機関からの相談対応を着実に実施しました（指標⑤）。 金融庁の施策等の内容について、金融庁ウェブサイトやSNSを活用し、タイムリーかつ、分かりやすい情報発信を行いました。 金融庁ウェブサイトに関しては、関連情報へ効率的にアクセスできるよう、各ページの構成を見直し、ナビゲーション表示をスマホ版にも追加するなど、情報を入手しやすいコンテンツ作成を進めました。特設サイトを含む金融庁ウェブサイトへのアクセス件数は、令和5年度中、新しいNISA制度開始に伴う特設サイトへのアクセス数が一時的に増加した影響もあり、令和6年度は4億579万件（前年度比11.6%減）となりました（測定指標⑦）。 金融庁公式Xでの投稿に関しては、前年度に引き続き、原則、ウェブサイト公表と同時の投稿とする運用としたほか、一定期間開催するようなイベントについては、日々のイベントの告知や開催結果について連日投稿を行うなど周知を図りました。また金融詐欺等の注意喚起について、複数投稿内容を作成し、毎週の定期投稿を行うことで積極的に周知を行いました。結果として、フォロワー数は日英計185,178アカウント（同8.7%増）、いいね数は41,377件（同52.0%増）となり、より共感を得られやすい情報発信につながりました（測定指標⑧）。 アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組に関して、金融行政上の重要な諸課題について、学者等と連携してデータ等を活用しつつ分析・研究を行うことを通じて、学術研究の発展に貢献し、金融行政の高度化につなげました（測定指標⑩）。 上記の結果のとおり、全ての測定指標で目標を達成する
--------------	---

	ことができましたが、引き続き有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、各種有識者会議等を積極的に活用するほか、金融行政におけるデータ活用の高度化や金融行政に関する広報の更なる充実に取り組んでいく必要があることから、「B」としました。
施策の分析	【必要性】 金融庁のガバナンスの改善のためには、引き続き、外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映させつつ、金融行政のPDCAの実施に取り組む必要があると考えています。 また、データに基づく政策立案機能の強化のため、金融行政におけるデータ活用の高度化に向けた取組を進める必要があると考えています。 【効率性】 金融庁のガバナンスの改善に向けて、庁内における検討・議論にとどまらず、有識者や外部からの意見等を積極的に受け入れ、施策の検討等に活用したことや、金融行政におけるデータ活用の高度化に向けた取組を進めたことは、金融行政自体の効率性の向上にも資するものだと考えております。
	【有効性】 金融行政に関する広報の充実、学術的成果の金融行政への導入等は、金融庁のガバナンスの改善に有効であると考えています。 また、金融行政におけるデータ活用の高度化に向けた取組は、データに基づく政策立案機能の強化に有効であると考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 金融行政の質を不断に向上させていく観点から、引き続き、金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を図る必要があります。 【施策】 有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、引き続き、各種有識者会議等を積極的に活用するほか、金融行政に関する戦略的な広報に取り組んでいきます。また、金融行政におけるデータ活用の高度化に向けた取組を推進します。更に、金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組について、引き続き具体的な取組を推進します。【再掲（横断的施策－1）】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。 【測定指標】

主な事務事業の取組内容・評価	
①	金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）

	・政策評価有識者会議において、政策評価にとどまらず、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として取り組むべき重要な課題等についての議論を定期的実施し、会議での議論を金融行政に反映していく予定です。 ・サステナブルファイナンス等の各分野における個別の課題について、各種有識者会議等を活用し、外部有識者の意見が継続的に行政に反映される枠組みを確保しました。 ・金融庁のモニタリングに対する意見聴取及び職員アンケートによる自己評価を実施し、検査・監督の質の向上につなげました。 ・金融機関及び金融サービスの利用者等との対話を促進しました。また、金融機関などが金融行政に対して率直かつ不安なく批判や要望を言えるよう、金融行政モニター制度や意見申出制度、各種サポートデスク、金融機関からの相談対応を着実に実施しました。
② 金融行政におけるデータ活用的高度化	・各種データ等を活用した分析を実施するとともに、分析人材の育成を進めつつ、分析手法の開発・改善に取り組みました。また、実施した分析については、「F S A A n a l y t i c a l N o t e s－金融庁データ分析事例集－」等の形で公表する等により庁外からの知見を得、分析の改善や金融庁・財務局のモニタリングの高度化に活かしました。また、庁内や財務局におけるモニタリングに活用できるよう、分析結果の可視化・ツール化（ダッシュボード化）を実施しました。 ・新しいデータ収集・管理の枠組み（共同データプラットフォーム）については、高粒度データの精度の確認等を行うとともに、既存計表代替の可否の確認作業のほか、データクレンジング作業におけるチェック項目の見直しや処理の一段の自動化等、金融庁・日本銀行のオペレーションの改善に向けた取組を実施し、令和7年3月期からの本格的なデータ収集を開始しました。 ・金融サービスの利用者から寄せられた情報の多角的な分析を進め、その結果を適時にモニタリング等に活用しました。 ・令和6年6月に更改を実施した、金融機関のモニタリングに利用するシステムの安定的な稼働に努めました。
③ 金融行政に関する情報発信の充実	・金融庁ウェブサイトのほか、SNSをはじめとする多様な情報発信ツールを有効活用するとともに、英語による情報量の増加や、海外関係者にも伝わる効果的な発信方法の工夫などにより、国内外に対する情報発信力強化に取り組みました。 ・組織として効果的・効率的な政策広報・報道対応に取り組みました。 ・外部とのネットワークの構築や、それにより得られる知見の蓄積に努め、政策広報・報道対応に関する当庁職員の能力・知見の向上を図りました。
④ アカデミアとの連携	・研究者との共同研究の実施などアカデミアとの連携を一層強化し、金融行政に関する先端的な研究成果について行政現場での活用を図りました。

	た。既存の研究プロジェクトの円滑な進捗のサポートに加え、庁内応募のあった研究プロジェクトについて、研究テーマや研究活動のレビューを行い、担当する研究員の採用等を実施しました。
⑤ 財務局とのさらなる連携・協働の推進	・引き続き、モニタリング上の金融庁と財務局の連携・協働を深め、一体的・効果的な行政運営を推進するとともに、金融庁と財務局との間での率直な意見交換を通じて、監督当局全体としての質の向上を図りました。市場監視の分野においても、財務局とのさらなる連携・協働に取り組みました。 ・モニタリング内容や人的サポート等に関し、金融庁・財務局が密に連携し、効率的・効果的なモニタリングを実施しました。 ・令和5事務年度に実施した事業者支援に関する重点的なヒアリングにて把握された個別の課題等への対応状況のフォローアップや、令和6年4月より適用された改正監督指針に基づいた対話等を通じて、金融機関における事業者支援への取組状況を確認し、その結果得られた知見や成果について、金融庁と財務局の間で共有を行いました。 ・財務局の意見・要望を踏まえ、財務局との会議に関し運営の効率化を図ることや、財務局向け説明会の継続的な実施及び、今後の会議運営方針やテーマ設定の参考にするためのアンケートの実施など、引き続き、財務局と丁寧なコミュニケーションに努めました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		4年度	5年度	6年度	7年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	-	-	-	-
		補正予算	-	-	-	-
		繰越等	-	-		
		合計	-	-		
	執行額(百万円)		-	-	-	

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取(令和7年6月9日～6月23日)
-----------------	-----------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標⑧】 ・金融庁公式X（日本語アカウント） (https://twitter.com/fsa_JAPAN) ・金融庁公式X（英語アカウント） (https://twitter.com/JFSA_en)
---------------------------	--

担当部局名	総合政策局 総合政策課、研究開発室、総務課、広報室、秘書課、情報化統括室 リスク分析総括課 企画市場局 総務課 監督局 総務課 証券取引等監視委員会事務局 総務課
-------	---

政策評価実施時期	令和7年8月
----------	--------

令和 6 年度 実績評価書

金融庁令 6(金融庁の行政運営・組織の改革－2)

施策名	検査・監督の質の向上
施策の概要	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと
達成すべき目標	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと
目標設定の考え方・根拠	金融庁は、不良債権処理や利用者保護上の問題の解消といった発足当初の優先課題に対応するため、個別の資産査定や法令等遵守状況の事後的なチェックを中心とした検査・監督手法を確立した。しかし、金融行政にとっての環境や優先課題が変わる中で、従前の手法では金融行政の目標は十分に達成できなくなってきた。 金融を取り巻く環境変化に適切に対応し、金融行政の目標を実現するため、金融行政の視野を「形式から実質へ」(規制の形式的な遵守の確認に留まらず、実質的に良質な金融サービスの提供やリスク管理等ができているか)、「過去から未来へ」(過去の一時点の健全性の確認ではなく、将来に向けた健全性が確保されているか)、「部分から全体へ」(特定の個別問題への対応に集中するのではなく、真に重要な問題への対応ができているか)と広げていくことが重要である。 こうした新しい検査・監督の基本的な考え方と進め方等について整理・公表した「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(平成 30 年 6 月 29 日)を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくことが必要である。 【根拠】 ・「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(平成 30 年 6 月 29 日) ・2024 事務年度金融行政方針(令和 6 年 8 月 30 日)

測定指標	
指標① [主要]「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」に沿った、検査・監督への移行のための個別分野ごとの「考え方と進め方」及び時々の重要な課題や着眼点等の整理・公表の進捗状況。検査・監督の品質管理の実施状況	【達成】

6 年度目標	新しい考え方に沿った検査・監督の実践																							
6 年度実績	[モニタリング成果の整理] ・モニタリング成果の整理に向けて、下記のレポート等を公表しました。 <table border="1"> <tr> <td>令和 6 年 4 月</td><td>「金融機関におけるサイバーセキュリティセルフアセスメントの集計結果（2023 年度）」</td></tr> <tr> <td>令和 6 年 6 月</td><td>「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題（2024 年 6 月）」</td></tr> <tr> <td rowspan="2">令和 6 年 7 月</td><td>「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果等（2023 事務年度）」</td></tr> <tr> <td>「大手銀行・地域銀行 国内 L B O ローンに関するアンケート調査結果」</td></tr> <tr> <td>令和 6 年 9 月</td><td>「金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート（2024）」</td></tr> <tr> <td>令和 6 年 12 月</td><td>「金融機関のモデル・リスク管理の高度化に向けたプログレスレポート（2024）」</td></tr> <tr> <td rowspan="2">令和 7 年 3 月</td><td>「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」</td></tr> <tr> <td>「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」</td></tr> <tr> <td rowspan="8">令和 7 年 6 月</td><td>「国内 L B O ローンに係るモニタリングレポート（2025）」</td></tr> <tr> <td>「健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果レポート」</td></tr> <tr> <td>「地域銀行のストレス時対応力の強化に向けたモニタリングレポート」</td></tr> <tr> <td>「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会報告書（2025）」</td></tr> <tr> <td>「金融機関における粉飾等予兆管理態勢の高度化に向けたモニタリングレポート（2025）」</td></tr> <tr> <td>「気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題」</td></tr> <tr> <td>「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2025 年 6 月）」</td></tr> <tr> <td></td></tr> </table> ・検査・監督の品質管理の観点から、金融庁・財務局の検査・監督部門の職員を対象として、モニタリングの実践等にかかるアンケート（自己評価）を実施し、検査・監督の質の向上につなげました。 [モニタリングスキームの改善] ・金融機関に対する検査については、金融機関との意思の疎通と適切な認識共有を目指し、対面とリモート手法を使い分けるとともに、金融機関の負担に配慮した検査運営を行いました。 ・日本銀行との連携については、令和 3 年 3 月に公表した「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組み」に基づき、検査・考査の実施	令和 6 年 4 月	「金融機関におけるサイバーセキュリティセルフアセスメントの集計結果（2023 年度）」	令和 6 年 6 月	「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題（2024 年 6 月）」	令和 6 年 7 月	「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果等（2023 事務年度）」	「大手銀行・地域銀行 国内 L B O ローンに関するアンケート調査結果」	令和 6 年 9 月	「金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート（2024）」	令和 6 年 12 月	「金融機関のモデル・リスク管理の高度化に向けたプログレスレポート（2024）」	令和 7 年 3 月	「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」	「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」	令和 7 年 6 月	「国内 L B O ローンに係るモニタリングレポート（2025）」	「健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果レポート」	「地域銀行のストレス時対応力の強化に向けたモニタリングレポート」	「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会報告書（2025）」	「金融機関における粉飾等予兆管理態勢の高度化に向けたモニタリングレポート（2025）」	「気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題」	「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2025 年 6 月）」	
令和 6 年 4 月	「金融機関におけるサイバーセキュリティセルフアセスメントの集計結果（2023 年度）」																							
令和 6 年 6 月	「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題（2024 年 6 月）」																							
令和 6 年 7 月	「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果等（2023 事務年度）」																							
	「大手銀行・地域銀行 国内 L B O ローンに関するアンケート調査結果」																							
令和 6 年 9 月	「金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート（2024）」																							
令和 6 年 12 月	「金融機関のモデル・リスク管理の高度化に向けたプログレスレポート（2024）」																							
令和 7 年 3 月	「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」																							
	「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」																							
令和 7 年 6 月	「国内 L B O ローンに係るモニタリングレポート（2025）」																							
	「健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果レポート」																							
	「地域銀行のストレス時対応力の強化に向けたモニタリングレポート」																							
	「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会報告書（2025）」																							
	「金融機関における粉飾等予兆管理態勢の高度化に向けたモニタリングレポート（2025）」																							
	「気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題」																							
	「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2025 年 6 月）」																							

	先に関する計画調整や規制報告の一元化、重要課題についての共同調査などの取り組みを進めました。 [組織的な人材育成] ・モニタリング職員の能力向上を図るため、金融実務知識・スキルを習得するためのオンデマンド動画研修の一層の充実を図るとともに、階層別・テーマ別に事例・検証手法の研究や、課題解決思考力を養うための参加体験型グループ学習（ワークショップ）を開催するなど、組織的な人材育成プログラムを推進しました。また、夏・冬期のモニタリング研修では、対面・オンライン形式を併用し、多数の受講者を受け入れるなど、効果的・効率的な研修を実施しました。
--	--

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	B（相当程度進展あり） 【判断根拠】 検査・監督の手法の見直しに関して、これまで検討を進めてきた個別分野ごとの「考え方と進め方」及び重要な課題や着眼点等について整理・公表を行うなど、掲げた目標に向けて着実に取組を進めてきました（測定指標①）。 一方で、金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえて、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善する必要があることから「B」としました。
	【必要性】 金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善することが必要であると考えています。 【効率性】 検査・監督の方向性を明らかにする必要がある個別分野について、分野別の検査・監督の考え方と進め方やその時々重要な課題に関する今後の課題や着眼点等について整理・公表を行うことにより、効率的な取組を進めることができたと考えています。 【有効性】 検査・監督の品質管理の観点から、金融庁・財務局の検査・監督部門の職員を対象として、モニタリングの実践等にかかるアンケート（自己評価）を実施した結果、モニタリングの質の向上等の取組が有効的であったことを確認できたと考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善するため、更なる取組を進めていく必要があります。 このため、金融機関と双方向の対話を行いながら、各分野の「考え方と進め方」のモニタリング現場へ定着を図り

	つつ、事例を蓄積するとともに、そこで得られた重要な課題や着眼点等について整理・公表を行い、必要に応じて「考え方と進め方」に反映させるといったPDCAサイクルを実践・定着していく必要があります。 【施策】 検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善するため、更なる取組を進めていきます。 【測定指標】 次期についても、この指標を維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。
--	--

主な事務事業の取組内容・評価																															
① 検査・監督の質の向上（モニタリングの在り方）	[モニタリング成果の整理] ・モニタリング成果の整理に向けて、下記のレポート等を公表しました。 <table> <tr> <td>令和6年4月</td><td>「金融機関におけるサイバーセキュリティセルフアセスメントの集計結果（2023年度）」</td></tr> <tr> <td>令和6年6月</td><td>「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題（2024年6月）」</td></tr> <tr> <td>令和6年7月</td><td>「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果等（2023事務年度）」</td></tr> <tr> <td></td><td>「大手銀行・地域銀行 国内LBOローンに関するアンケート調査結果」</td></tr> <tr> <td>令和6年9月</td><td>「金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート（2024）」</td></tr> <tr> <td>令和6年12月</td><td>「金融機関のモデル・リスク管理の高度化に向けたプログレスレポート（2024）」</td></tr> <tr> <td>令和7年3月</td><td>「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」</td></tr> <tr> <td></td><td>「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」</td></tr> <tr> <td>令和7年6月</td><td>「国内 LBO ローンに係るモニタリングレポート（2025）」</td></tr> <tr> <td></td><td>「健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果レポート」</td></tr> <tr> <td></td><td>「地域銀行のストレス時対応力の強化に向けたモニタリングレポート」</td></tr> <tr> <td></td><td>「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会報告書（2025）」</td></tr> <tr> <td></td><td>「金融機関における粉飾等予兆管理態勢の高度化に向けたモニタリングレポート（2025）」</td></tr> <tr> <td></td><td>「気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題」</td></tr> <tr> <td></td><td>「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取</td></tr> </table>	令和6年4月	「金融機関におけるサイバーセキュリティセルフアセスメントの集計結果（2023年度）」	令和6年6月	「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題（2024年6月）」	令和6年7月	「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果等（2023事務年度）」		「大手銀行・地域銀行 国内LBOローンに関するアンケート調査結果」	令和6年9月	「金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート（2024）」	令和6年12月	「金融機関のモデル・リスク管理の高度化に向けたプログレスレポート（2024）」	令和7年3月	「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」		「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」	令和7年6月	「国内 LBO ローンに係るモニタリングレポート（2025）」		「健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果レポート」		「地域銀行のストレス時対応力の強化に向けたモニタリングレポート」		「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会報告書（2025）」		「金融機関における粉飾等予兆管理態勢の高度化に向けたモニタリングレポート（2025）」		「気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題」		「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取
令和6年4月	「金融機関におけるサイバーセキュリティセルフアセスメントの集計結果（2023年度）」																														
令和6年6月	「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題（2024年6月）」																														
令和6年7月	「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果等（2023事務年度）」																														
	「大手銀行・地域銀行 国内LBOローンに関するアンケート調査結果」																														
令和6年9月	「金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート（2024）」																														
令和6年12月	「金融機関のモデル・リスク管理の高度化に向けたプログレスレポート（2024）」																														
令和7年3月	「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」																														
	「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」																														
令和7年6月	「国内 LBO ローンに係るモニタリングレポート（2025）」																														
	「健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果レポート」																														
	「地域銀行のストレス時対応力の強化に向けたモニタリングレポート」																														
	「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会報告書（2025）」																														
	「金融機関における粉飾等予兆管理態勢の高度化に向けたモニタリングレポート（2025）」																														
	「気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題」																														
	「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取																														

	組と課題（2025 年 6 月）」 ・検査・監督の品質管理の観点から、金融庁・財務局のモニタリング職員を対象として、モニタリングの実践等にかかるアンケート（自己評価）を実施し、検査・監督の質の向上につなげました。 [モニタリングスキームの改善] ・金融機関に対する検査については、金融機関との意思の疎通と適切な認識共有を目指し、対面とリモート手法を使い分けるとともに、金融機関の負担に配慮した検査運営を行いました。 ・日本銀行との連携については、令和 3 年 3 月に公表した「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組み」に基づき、検査・考査の実施先に関する計画調整や規制報告の一元化、重要課題についての共同調査などの取り組みを進めました。 [組織的な人材育成] ・モニタリング職員の能力向上を図るため、金融実務知識・スキルを習得するためのオンデマンド動画研修の更なる充実を図るとともに、階層別・テーマ別に事例・検証手法の研究や、課題解決思考力を養うための参加体験型グループ学習（ワークショップ）を開催するなど、組織的な人材育成プログラムを推進しました。また、モニタリング研修の企画・立案に当たり、対面形式での実施とともに、オンライン形式の併用を行うなど、効果的・効率的な研修を継続して実施しました。 ・以上の取組などにより「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえた検査・監督を実践してきました。
--	--

施策の 予算額・執行額等	区 分		4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	予算の状 況 (百万 円)	当初予算	-	-	-	-
		補正予算	-	-	-	-
		繰越等	-	-		
		合 計	-	-		
	執行額（百万円）		-	-		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和 7 年 6 月 9 日～6 月 23 日）
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	総合政策局 リスク分析総括課
-------	-------------------

政策評価実施時期	令和7年8月
----------	--------

令和 6 年度 実績評価書

金融庁令 6(金融庁の行政運営・組織の改革－3)

施策名	質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革
施策の概要	金融庁の組織力向上のため、若手職員育成を含む職員の能力・資質の向上や、主体性・自主性を重視し誰もが働きやすく良い仕事ができる環境の整備に取り組む。
達成すべき目標	①職員の能力・資質の向上、②職員の主体性・自主性の重視、③誰もが働きやすく良い仕事ができる環境の整備を図り、金融行政を担う組織としての力を高めること。
目標設定の考え方・根拠	金融を巡る内外の環境が大きく変化し、国民のニーズも多様化する中、金融行政に求められる役割や機能も時代に応じて変化している。金融庁は、これまで自らの改革に取り組んできたが、求められる役割を適切に果たすため、金融行政を絶えず進化・深化させていくことが必要である。 【根拠】 ・金融庁の改革について（平成 30 年 7 月 4 日） ・当面の人事基本方針（平成 30 年 7 月 4 日、令和 4 年 3 月 28 日改訂） ・2024 事務年度金融行政方針（令和 6 年 8 月 30 日）

測定指標		
指標① [主要] 専門人材育成の取組状況		【達成】
6 年度目標	専門人材育成の枠組みのさらなる整備	
6 年度実績	・職員のキャリア形成や人事配置に関して、人事担当者と一人ひとりの職員の直接の対話を、特に若手職員について重点的に進めました。さらに、専門分野に関するヒアリングを始めとする各種ヒアリングを通じて、職員の希望する専門分野を把握し、その経験や適性等を踏まえ、入庁 10 年目以上の職員については専門分野の特定を進めました。また、現在金融庁で不足している、又は将来必要となると予想されるスキル・知見の確保に向けて引き続き議論を行いました。 ・タレントマネジメントシステムを活用すること等によって職員の人事情報をきめ細かく把握し、より適切な人材配置や人材育成につなげました。 ・金融行政官としての基礎を習得するために見直した研修プログラムについて、内容の拡充や運用方法の改良を検討しました。 ・モニタリング業務を担う職員に対するオンデマンド動画研修の一層の充実を継続的に実施したほか、グループ学習等のモニタリング中央研修のプログラムを企画・立案し、効果的・効率的な研修を実施しました。 ・モニタリング部門の中核・専門人材の持続的育成の一環として、検査官派遣やトレーニー制度による財務局支援を継続的に実施したほか、信用	

		リスク勉強会・市場リスク勉強会については、モニタリングの実態に即して、実践で活用できるような内容に見直しを図りました。 ・業務上必要となるデータ収集・分析力の向上やデータ活用の高度化を図るため、職員のニーズ・課題、レベル等に合わせた研修等の実施やデータ分析プロジェクト等を通じた専門家による支援等に取り組むなど、着実に体制整備や職員のスキル向上を進めました。 ・市場監視人材の育成と組織の充実化を図るため、短期O J T研修を継続実施したほか、複雑化・高度化する市場に対応した職員の専門性向上に資する効果的な研修等を企画・実施して知識の習得機会を提供しました。 ・上記のほか、各種O J Tや研修・訓練の実施、大学院を含む外部機関への職員派遣等を通じ、職員のスキル向上を図りました。また、最新かつ高度の専門的知見を金融行政に絶えず取り入れることができるよう、外部人材の採用を行いました。
指標② [主要]職員の主体性を重視した枠組みの活用状況		【達成】
	6 年度目標	職員が主体性を発揮できる環境のさらなる整備
	6 年度実績	・自らの所掌事務にかかわらず自主的な政策提言を職員に促す枠組みである「政策オープンラボ」について、新たな発想やアイデアを積極的に取り入れ、新規性・独自性のある政策立案へとつなげるという制度趣旨等を踏まえつつ、多様なプロジェクトが行われるよう取り組み、多くの職員が積極的に参加できる環境づくりを行いました。 ・意欲のある職員が積極的に金融行政に関する課題等の研究を行うことができるように、職員の個人論文等を公表する際のサポートを継続しました。また、金融のみならず、幅広い分野の第一線で活躍する学者や経営者等からの有益な知見を得るべく、昼休み講演会や金融経済学勉強会を引き続き積極的に開催しました。 ・職員にも自らのキャリアを考える機会を与えるための取組として、庁内からポストの公募を実施しました。 ・若手職員からの「金融行政に関する政策提言」について、引き続き公募を実施しました。
指標③ [主要]業務の合理化・効率化の取組状況		【達成】
	6 年度目標	業務のさらなる合理化・効率化
	6 年度実績	・誰もが柔軟かつ合理的・効率的に働いて、能力を最大限発揮できるような環境を整備するため、子育て・介護と仕事の両立を支援するなど、ライフステージに応じた支援の取組を行ったほか、日々の業務の合理化・効率化の徹底、令和 7 年 1 月稼働の新金融庁ネットワークシステム等によるテレワーク・オンライン会議を行いやすい環境の提供、R P A等を活用した定型業務の効率化、定型的な庶務業務の外部委託等の業務見直しを推進しました。

	・令和7年1月に、金融庁ネットワークシステムを政府共通の標準的な業務実施環境G S Sに移行しました。また、金融庁ネットワークシステムと接続している個別業務システムをG S Sネットワークに接続しました。 ・システム更改等のプロジェクト管理を適切に行い、新しい技術の利用促進やクラウドの積極的利用を推進するとともに、より高い水準の情報セキュリティを確保するために関係規定の改定を行いました。
指標④ [主要]適切なマネジメントに向けた取組状況	
6年度目標	マネジメント力向上に向けた取組の継続・拡充
6年度実績	・質の高いマネジメントに基づく業務運営と職場環境の改善に資するよう、職員満足度調査や360度評価を活用したほか、マネジメントを担う職員に対してマネジメントの手掛かりの提供等の支援を行うなど、これまでの取組を継続・拡充しました。 ・若手職員等が仕事の疑問を気軽に相談し他の職員から親切に答えを得られるような職場全体・各職場での工夫を推進することを通じて、若手職員等が仕事にスムーズに慣れ組織の中で力を発揮していくことができる組織文化の醸成に向けた取組を行いました。
参考指標	
指標① 職員満足度調査結果	
6年度実績	・令和6年12月～令和7年1月にかけて実施した職員満足度調査では、全体的な満足度のスコアは、4.10/5.00（令和5年度も4.10）でした。今後も定期的な検証を通じて組織としての課題を抽出し、さらなる改善につなげていきます。

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（目標達成）
	【判断根拠】 金融を巡る環境が大きく変化する中、金融行政そのものを進化させていくため、専門人材育成の枠組みのさらなる整備（測定指標①）を行いました。また、全ての職員のやる気と能力を最大限に高め、金融行政を担う組織としての力を高める取組として、職員が主体性を発揮できる環境のさらなる整備（測定指標②）や、業務のさらなる合理化・効率化（測定指標③）、マネジメント力向上に向けた取組の継続・拡充（測定指標④）を行い、全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。

施策の分析	【必要性】 金融行政のミッションを着実に遂行するためには、金融行政を絶えず進化・深化させ、経済社会や市場環境の変化に応じて変容する金融行政の課題に対し、柔軟に対応できる組織を構築することが重要です。
	【効率性】 諸施策について、できるものから順次実行したうえで、効率的かつ有効な取組を進めています。
	【有効性】 諸施策の実効性が確保されるように不断の見直しを行っています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 組織文化の変革には相応の時間がかかることから、人材育成や職場環境の改善等に継続して取り組む必要があります。
	【施策】 令和6年度に検討した施策について、できるものから順次取り組むとともに、既に実施した施策について、不十分な点があれば改め、さらなる改善につなげていきます。
	【測定指標】 全ての指標について、次期も維持します。必要に応じて指標の見直しを検討します。

主な事務事業の取組内容・評価	
① 職員の能力・資質の向上	・職員のキャリア形成や人事配置に関して、人事担当者と一人ひとりの職員の直接の対話を、特に若手職員について重点的に進めました。さらに、専門分野に関するヒアリングを始めとする各種ヒアリングを通じて、職員の希望する専門分野を把握し、その経験や適性等を踏まえ、入庁10年目以上の職員については専門分野の特定を進めました。また、現在金融庁で不足している、又は将来必要となると予想されるスキル・知見の確保に向けて引き続き議論を行いました。 ・タレントマネジメントシステムを活用すること等によって職員の人事情報をきめ細かく把握し、より適切な人材配置や人材育成につなげました。 ・金融行政官としての基礎を習得するために見直した研修プログラムについて、内容の拡充や運用方法の改良を検討しました。 ・モニタリング業務を担う職員に対するオンデマンド動画研修の一層の充実を継続的に実施したほか、グループ学習等のモニタリング中央研修のプログラムを企画・立案し、効果的・効率的な研修を実施しました。 ・モニタリング部門の中核・専門人材の持続的育成の一環として、検査官派遣やトレーニー制度による財務局支援を継続的に実施したほか、信用リスク勉強会・市場リスク勉強会については、モニタリングの実態に即して、実践で活用できるような内容に見直しを図りました。 ・業務上必要となるデータ収集・分析力の向上やデータ活用の高度化を図るため、職員のニーズ・課題、レベル等に合わせた研修等の実施やデータ分析プロジェクト等を通じた専門家による支援等に取り組むなど、着

	実に体制整備や職員のスキル向上を進めました。 ・市場監視人材の育成と組織の充実化を図るため、短期O J T研修を継続実施したほか、複雑化・高度化する市場に対応した職員の専門性向上に資する効果的な研修等を企画・実施して知識の習得機会を提供しました。 ・上記のほか、各種O J Tや研修・訓練の実施、大学院を含む外部機関への職員派遣等を通じ、職員のスキル向上を図りました。また、最新かつ高度の専門的知見を金融行政に絶えず取り入れることができるよう、外部人材の採用を行いました。
② 職員の主体性・自主性の重視	・自らの所掌事務にかかわらず自主的な政策提言を職員に促す枠組みである「政策オープンラボ」について、新たな発想やアイデアを積極的に取り入れ、新規性・独自性のある政策立案へとつなげるという制度趣旨等を踏まえつつ、多様なプロジェクトが行われるよう取り組み、多くの職員が積極的に参加できる環境づくりを行いました。 ・意欲のある職員が積極的に金融行政に関する課題等の研究を行うことができるように、職員の個人論文等を公表する際のサポートを継続しました。また、金融のみならず、幅広い分野の第一線で活躍する学者や経営者等からの有益な知見を得るべく、昼休み講演会や金融経済学勉強会を引き続き積極的に開催しました。 ・職員にも自らのキャリアを考える機会を与えるための取組として、庁内からポストの公募を実施しました。 ・若手職員からの「金融行政に関する政策提言」について、引き続き公募を実施しました。
③ 誰もが能力を発揮できる環境の整備	・誰もが柔軟かつ合理的・効率的に働けて、能力を最大限発揮できるような環境を整備するため、子育て・介護と仕事の両立を支援するなど、ライフステージに応じた支援の取組を行ったほか、日々の業務の合理化・効率化の徹底、令和7年1月稼働の新金融庁ネットワークシステム等によるテレワーク・オンライン会議を行いやすい環境の提供、R P A等を活用した定型業務の効率化、定型的な庶務業務の外部委託等の業務見直しを推進しました。 ・令和7年1月に、金融庁ネットワークシステムを政府共通の標準的な業務実施環境G S Sに移行しました。また、金融庁ネットワークシステムと接続している個別業務システムをG S Sネットワークに接続しました。 ・システム更改等のプロジェクト管理を適切に行い、新しい技術の利用促進やクラウドの積極的利用を推進するとともに、より高い水準の情報セキュリティを確保するために関係規定の改定を行いました。 ・質の高いマネジメントに基づく業務運営と職場環境の改善に資するよう、職員満足度調査や360度評価を活用するほか、マネジメントを担う職員に対してマネジメントの手掛かりの提供等の支援を行うなど、これまでの取組を継続・拡充しました。

	・若手職員等が仕事の疑問を気軽に相談し他の職員から親切に答えを得られるような職場全体・各職場での工夫を推進することを通じて、若手職員等が仕事にスムーズに慣れ組織の中で力を発揮していくことができる組織文化の醸成に向けた取組を行いました。
--	--

施策の 予算額・執行額等	区 分		4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	予算の状 況 (百万 円)	当初予算	-	-	-	-
		補正予算	-	-	-	-
		繰越等	-	-		
		合 計	-	-		
	執行額（百万円）		-	-	-	

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議意見聴取（令和 7 年 6 月 9 日～6 月 23 日）
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	総合政策局 組織戦略監理官室、秘書課、開発研修室、情報化統括室、総合政策課、研究開発室、リスク分析総括課 証券取引等監視委員会事務局 総務課
-------	--

政策評価実施時期	令和 7 年 8 月
----------	------------

(巻末参考) 金融庁における政策評価への取組み

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
13 年 1 月	- 中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入 「政策評価に関する標準的ガイドライン」策定（13 年 1 月政策評価各府省連絡会議了承）	
3 月		「金融庁における政策評価の実施要領」策定（13 年 3 月 28 日）
6 月	「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定（13 年法律第 86 号）	
10 月		「平成 13 事務年度の政策評価の運営方針」策定（13 年 10 月 31 日）
12 月	「政策評価に関する基本方針」(13 年 12 月閣議決定)	
14 年 4 月	「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行（13 年法律第 86 号）	「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定（14 年 4 月 1 日） 「事後評価の実施計画」（計画期間 14 年 4 月～6 月末）策定（14 年 4 月 1 日）
7 月		「事後評価の実施計画」（計画期間 14 年 7 月～15 年 6 月末）策定（14 年 8 月 6 日）
9 月		「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（14 年 9 月 13 日）
11 月		「第 1 回政策評価に関する有識者会議」開催（14 年 11 月 12 日）
12 月		政策評価（平成 13 年度実績評価）の実施、評価結果の公表（14 年 12 月 26 日）
15 年 4 月		「平成 13 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（15 年 4 月 17 日）
6 月	「政策評価結果の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関	「第 2 回政策評価に関する有識者会議」開催（15 年 6 月 12 日）

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
	する報告」(15 年 6 月国会報告)	
7 月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(15 年 7 月 1 日) ・「平成 15 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間 15 年 7 月～16 年 6 月末)策定(15 年 7 月 1 日)
8 月		・「第 3 回政策評価に関する有識者会議」開催(15 年 8 月 5 日) ・政策評価(平成 14 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(15 年 8 月 29 日)
16 年 4 月		・「第 4 回政策評価に関する有識者会議」開催(16 年 4 月 21 日) ・「平成 14 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(16 年 4 月 23 日)
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(16 年 6 月国会報告)	・「第 5 回政策評価に関する有識者会議」開催(16 年 6 月 18 日)
7 月		・「平成 16 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間 16 年 7 月～17 年 6 月末)策定(16 年 7 月 7 日) ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(16 年 7 月 7 日)
8 月		・「第 6 回政策評価に関する有識者会議」開催(16 年 8 月 5 日) ・政策評価(平成 15 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(16 年 8 月 31 日)
17 年 4 月		・「平成 15 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(17 年 4 月 27 日)

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（17 年 6 月国会報告）	
7 月		・「第 7 回政策評価に関する有識者会議」開催（17 年 7 月 5 日） ・「平成 17 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 17 年 7 月～18 年 6 月末）策定（17 年 7 月 26 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（17 年 7 月 26 日）
8 月		・「第 8 回政策評価に関する有識者会議」開催（17 年 8 月 9 日） ・政策評価（平成 16 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（17 年 8 月 31 日）
12 月	・「政策評価に関する基本方針の改定について」（17 年 12 月閣議決定） ・「政策評価の実施に関するガイドライン」（17 年 12 月政策評価各府省連絡会議了承）	
18 年 4 月		・「平成 16 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（18 年 4 月 28 日）
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（18 年 6 月国会報告）	・「第 9 回政策評価に関する有識者会議」開催（18 年 6 月 20 日）
7 月		・「平成 18 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 18 年 7 月～19 年 6 月末）策定（18 年 7 月 10 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（18 年 7 月 10 日）

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
8 月		・「第 10 回政策評価に関する有識者会議」開催（18 年 8 月 3 日） ・政策評価（平成 17 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（18 年 8 月 31 日）
19 年 3 月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13 年政令第 323 号）の一部改正（規制の事前評価の義務付け） ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（19 年 3 月閣議決定）	
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（19 年 6 月国会報告）	・「第 11 回政策評価に関する有識者会議」開催（19 年 6 月 13 日） ・「平成 17 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（19 年 6 月 14 日）
7 月		・「平成 19 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 19 年 7 月～20 年 6 月末）策定（19 年 7 月 3 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（19 年 7 月 3 日）
8 月	・「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」策定（19 年 8 月政策評価各府省連絡会議了承）	・「第 12 回政策評価に関する有識者会議」開催（19 年 8 月 2 日） ・政策評価（平成 18 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（19 年 8 月 30 日）
20 年 6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（20 年 6 月国会報告）	・「平成 18 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（20 年 6 月 10 日） ・「第 13 回政策評価に関する有識者会議」開催（20 年 6 月 11 日）

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
7 月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間 20 年 7 月～24 年 3 月末）策定（20 年 7 月 3 日） ・「平成 20 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 20 年 7 月～21 年 6 月末）策定（20 年 7 月 3 日）
8 月		・「第 14 回政策評価に関する有識者会議」開催（20 年 8 月 6 日） ・政策評価（平成 19 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（20 年 8 月 29 日）
21 年 2 月		・「第 15 回政策評価に関する有識者会議」開催（21 年 2 月 26 日）
3 月		・「平成 21 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 21 年 4 月～22 年 3 月末）策定（21 年 3 月 31 日）
5 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（21 年 5 月国会報告）	・「平成 19 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（21 年 5 月 22 日）
8 月		・「第 16 回政策評価に関する有識者会議」開催（21 年 8 月 5 日） ・政策評価（平成 20 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（21 年 8 月 31 日）
22 年 3 月		・「第 17 回政策評価に関する有識者会議」開催（22 年 3 月 17 日） ・「平成 22 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 22 年 4 月～23 年 3 月末）策定（22 年 3 月 31 日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（22 年 3 月 31 日）

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
5月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13年政令第323号）の一部改正（22年5月閣議決定） ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（22年5月閣議決定） ・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（22年5月政策評価各府省連絡会議了承） ・「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」策定（22年5月政策評価各府省連絡会議了承） ・「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」策定（22年5月政策評価各府省連絡会議了承）	
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（22年6月国会報告）	・「平成20年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（22年6月4日）
8月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（22年8月24日） ・「第18回政策評価に関する有識者会議」開催（22年8月25日） ・政策評価（平成21年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（22年8月31日） ・「平成22年度金融庁政策評価実施計画」一部改正（22年8月31日）
23年6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（23年6月国会報告）	・「平成21年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（23年6月17日） ・「平成23年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間23年4月～24年3月末）策定（23年6月24日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（23年6月

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
		24 日)
9 月		・「第 19 回政策評価に関する有識者会議」開催 (23 年 9 月 27 日) ・政策評価 (平成 22 年度実績評価等) の実施、評価結果の公表 (23 年 9 月 30 日) ・「平成 23 年度金融庁政策評価実施計画」一部改正 (23 年 9 月 30 日)
24 年 3 月	・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更 (24 年 3 月政策評価各府省連絡会議了承) ・「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(24 年 3 月政策評価各府省連絡会議了承)	
5 月		・「第 20 回政策評価に関する有識者会議」開催 (24 年 5 月 21 日) ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」(計画期間: 24 年 4 月～29 年 3 月) 策定 (24 年 5 月 31 日) ・「平成 24 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間: 24 年 4 月～25 年 3 月) 策定 (24 年 5 月 31 日)
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(24 年 6 月国会報告)	・「平成 22 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表 (24 年 6 月 8 日)
8 月		・「第 21 回政策評価に関する有識者会議」開催 (24 年 8 月 10 日)
9 月		・政策評価 (平成 23 年度実績評価等) の実施、評価結果の公表 (24 年 9 月 7 日)
25 年 4 月	・「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」の一部変更 (25 年 4 月政策評価各府省連絡会議了承)	

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(25 年 6 月国会報告)	・「第 22 回政策評価に関する有識者会議」開催(25 年 6 月 7 日) ・「平成 23 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(25 年 6 月 21 日) ・「平成 25 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:25 年 4 月～26 年 3 月末)策定(25 年 6 月 28 日)
8 月		・政策評価(平成 24 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(25 年 8 月 30 日)
12 月	・「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」改正(25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承)	
26 年 5 月		・「第 23 回政策評価に関する有識者会議」開催(26 年 5 月 30 日)
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(26 年 6 月国会報告)	・「平成 24 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(26 年 6 月 13 日)
7 月		・「平成 26 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:26 年 4 月～27 年 3 月末)策定(26 年 7 月 1 日公表)
8 月		・政策評価(平成 25 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(26 年 8 月 29 日)
27 年 3 月	・「政策評価に関する基本方針」の一部変更(27 年 3 月閣議決定)	
4 月	・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更(27 年 4 月政策評価各府省連絡会議了承)	
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(27 年 6 月国会報告)	・「平成 25 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(27 年 6 月 12 日) ・「第 24 回政策評価に関する有識者会議」開催(27 年 6 月 29 日)

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
8 月		・政策評価(平成 26 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(27 年 8 月 31 日公表) ・「平成 27 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:27 年 4 月～28 年 3 月末)策定(27 年 8 月 31 日公表)
28 年 5 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(28 年 5 月国会報告)	・「平成 26 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(28 年 5 月 20 日)
6 月		・「第 25 回政策評価に関する有識者会議」開催(28 年 6 月 8 日)
8 月		・「平成 28 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:28 年 4 月～29 年 3 月末)策定(28 年 8 月 12 日公表) ・政策評価(平成 27 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(28 年 8 月 31 日公表)
29 年 6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(29 年 6 月国会報告)	・「平成 27 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(29 年 6 月 23 日) ・「第 26 回政策評価に関する有識者会議」開催(29 年 6 月 26 日)
7 月	・「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更(29 年 7 月政策評価各府省連絡会議了承)	
8 月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」(計画期間:29 年 4 月～33 年 3 月末)策定(29 年 8 月 1 日公表) ・政策評価(平成 28 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(29 年 8 月 31 日公表)
12 月		・「平成 29 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:29 年 4 月～30 年 3 月末)策定(29 年 12 月 15 日公表)

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
30 年 1 月		・「政策評価に関する有識者会議」開催（30 年 1 月 31 日）
5 月		・「政策評価に関する有識者会議」開催（30 年 5 月 21 日）
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（30 年 6 月国会報告）	・「平成 28 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（30 年 6 月 13 日） ・「政策評価に関する有識者会議」開催（30 年 6 月 22 日）
7 月		・政策評価（平成 29 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（30 年 7 月 17 日公表）
9 月		・「政策評価に関する有識者会議」開催（30 年 9 月 13 日）
12 月		・「平成 30 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：30 年 4 月～31 年 3 月末）策定（30 年 12 月 3 日公表）
31 年 2 月		・「政策評価に関する有識者会議」開催（31 年 2 月 15 日）
元年 6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（元年 6 月国会報告）	・「平成 29 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（元年 6 月 10 日） ・「政策評価に関する有識者会議」開催（元年 6 月 13 日）
8 月		・「政策評価に関する有識者会議」開催（元年 8 月 1 日） ・政策評価（平成 30 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（元年 8 月 30 日公表）
12 月		・「令和元年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月末）策定（元年 12 月 24 日公表）
2 年 2 月		・「政策評価に関する有識者会議」開催（2 年 2 月 28 日）

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（2 年 6 月国会報告）	・「平成 30 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（2 年 6 月 3 日） ・「政策評価に関する有識者会議」開催（2 年 6 月 23 日）
9 月		・政策評価（令和元年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（2 年 9 月 17 日公表）
11 月		・「令和 2 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：2 年 4 月～3 年 3 月末）策定（2 年 11 月 27 日公表）
3 年 6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（3 年 6 月国会報告）	・「令和元年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（3 年 6 月 7 日）
7 月		・「政策評価に関する有識者会議」開催（3 年 7 月 1 日）
8 月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：4 年 4 月～9 年 3 月末）策定（3 年 8 月 31 日公表） ・政策評価（令和 2 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（3 年 8 月 31 日公表）
10 月		・「令和 3 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：3 年 4 月～4 年 3 月末）策定（3 年 10 月 29 日公表）
4 年 6 月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（4 年 6 月国会報告）	・「政策評価に関する有識者会議」開催（4 年 6 月 1 日） ・「令和 2 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（4 年 6 月 6 日）
8 月		・政策評価（令和 3 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（8 月 31 日公表）
11 月		・「令和 4 年度金融庁政策評価実施計画」策定（11 月 22 日公表）

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
5年3月	・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（3月28日） ・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部改正（3月31日）	
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（6月国会報告）	・「政策評価に関する有識者会議」開催（6月1日） ・「令和3年度政策評価結果の政策への反映状況」公表（6月7日）
8月		・政策評価（令和4年度実績評価等）の実施、評価結果の公表
12月		・「令和4年度金融庁政策評価実施計画」の策定（12月5日）
6年3月	・「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」の一部改正（3月15日） ・「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」策定（3月15日）	
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（6月国会報告）	・「政策評価に関する有識者会議」開催（6月4日）
7月		・「令和4年度政策評価結果の政策への反映状況」公表（7月11日）
8月		・政策評価（令和5年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（8月30日）
12月		・「令和6年度金融庁政策評価実施計画」の策定（12月18日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（6年12月18日）
7年6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（6月国会報告） ・「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」の最終改定（6月27日）	・「政策評価に関する有識者会議」開催（6月3日）

年月	政府全体の動き	金融庁の動き
7 月		・「令和 5 年度政策評価結果の政策への反映状況」公表（7 月 7 日）